

令和元年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法	1
3	審査の結果及び意見	2
(1)	審査の結果	2
(2)	意見	7
4	決算の概要	18
5	決算参考資料	21
(1)	一般会計	
ア	款別歳入額	21
イ	県税税目別課税収入状況	22
ウ	県税以外の収入未済状況	23
エ	款別歳出額	25
オ	前年度からの繰越額一覧表	26
カ	翌年度への繰越額一覧表	27
キ	四半期別資金の状況調	29
(2)	特別会計	
ア	会計別歳入額	31
イ	会計別歳出額	32
ウ	収入未済状況	33
エ	前年度からの繰越額一覧表	34
オ	翌年度への繰越額一覧表	34
カ	四半期別資金の状況調	35
(3)	財産等	
ア	公有財産	37
イ	重要物品	39
ウ	債務保証及び損失補償	39
エ	債権	39
オ	基金	43
カ	県債	46

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1	審査の対象	-----	49
2	審査の方法	-----	49
3	運用の状況	-----	50
	(1) 土地基金	-----	50
	(2) 企業立地資金貸付基金	-----	51
	(3) 美術品等取得基金	-----	52
	(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	53
4	審査の結果及び意見	-----	54

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1	審査の対象	-----	55
2	審査の方法	-----	55
3	審査の結果及び意見	-----	56

〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況

・前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況	-----	61
・前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況	-----	91

宮監委 第 74 号
令和 2 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

令和元年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された令和元年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに令和元年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

1 審 査 の 対 象

令和2年7月9日審査に付された令和元年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮 城 県 一 般 会 計 決 算
- (2) 宮 城 県 公 債 費 特 別 会 計 決 算
- (3) 宮 城 県 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 特 別 会 計 決 算
- (4) 宮 城 県 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 決 算
- (5) 宮 城 県 中 小 企 業 高 度 化 資 金 特 別 会 計 決 算
- (6) 宮 城 県 農 業 改 良 資 金 特 別 会 計 決 算
- (7) 宮 城 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (8) 宮 城 県 林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 資 金 特 別 会 計 決 算
- (9) 宮 城 県 県 有 林 特 別 会 計 決 算
- (10) 宮 城 県 土 地 取 得 特 別 会 計 決 算
- (11) 宮 城 県 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 決 算
- (12) 宮 城 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 決 算

2 審 査 の 方 法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入、支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

令和元年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既に実施した定期監査等（令和元年9月から令和2年8月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[予算・決算関係事務]

① 予算執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○教職員の退職手当の予算が不足し、最終補正予算成立後に他課から多額の予算流用を行ったもの：【福利課】

[収入関係事務]

① 県税の収入未済額は、32億7,315万9,474円と前年度を8,188万1,028円（+2.6%）上回っており、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む。)】

現年度分	1,333,372,737円	(1,213,067,263円)	
過年度分	1,939,786,737円	(1,978,211,183円)	
合計	3,273,159,474円	(3,191,278,446円)	* ()内の数字は、平成30年度決算額を表す。以下同じ。

② 県税以外の収入未済額（繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源等を除く。）は、特別納付金、生活保護扶助費返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金、県営住宅使用料など一般会計及び特別会計の合計で15億6,450万1,409円と前年度を9,052万1,570円（△5.5%）下回った。これは、特別納付金、生活保護扶助費返還金などの収入未済額が増加した一方で、建設事業不履行違約金や母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収入未済額が減少したほか、一般会計で4億5,483万3,836円を不納欠損処分したことなどによるものである。収入未済の縮減に向け、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【各保健福祉事務所(地域事務所を除く。)]

現年度分	24,845,974 円	(14,960,330 円)
過年度分	111,203,077 円	(105,344,628 円)
合 計	136,049,051 円	(120,304,958 円)

○母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等, 児童保護費及び児童扶養手当給付費返還金に係る収入未済額 【子ども・家庭支援課, 各保健福祉事務所(地域事務所を含む。), 各児童相談所】

・母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

現年度分	6,165,251 円	(8,327,774 円)
過年度分	62,953,845 円	(71,168,128 円)
合 計	69,119,096 円	(79,495,902 円)

・児童保護費

現年度分	2,628,710 円	(2,883,068 円)
過年度分	14,127,328 円	(13,010,680 円)
合 計	16,756,038 円	(15,893,748 円)

・児童扶養手当給付費返還金

現年度分	167,440 円	(1,295,370 円)
過年度分	14,070,420 円	(13,729,660 円)
合 計	14,237,860 円	(15,025,030 円)

○特別納付金(産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	37,623,954 円	(26,171,075 円)
過年度分	689,233,379 円	(663,891,304 円)
合 計	726,857,333 円	(690,062,379 円)

○県営住宅使用料に係る収入未済額 【住宅課】

現年度分	18,316,075 円	(16,071,270 円)
------	--------------	-----------------

過年度分	22,071,119 円	(23,057,109 円)
合 計	40,387,194 円	(39,128,379 円)

○その他の収入未済額

現年度分	41,058,097 円	(204,155,438 円)
過年度分	520,036,740 円	(490,957,145 円)
合 計	561,094,837 円	(695,112,583 円)

③ 調定の遺漏及び遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○受託事業収入において、調定遺漏があったもの：【国際企画課】

○手数料において、調定遅延があったもの：【林業技術総合センター】

[支出関係事務]

① 報酬、手当、旅費、需用費などにおいて、支払遅延及び支払いの誤り等が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○旅費、需用費、負担金及び労働保険料において、支払、精算及び返納の遅延が認められたもの：【環境政策課・再生可能エネルギー室】

○報酬、報償費、旅費、需用費及び委託料において、支払遅延が認められたもの：【障害福祉課・精神保健推進室】

○再任用職員に係る健康保険料及び厚生年金保険料において、払出を行っていないもの：【東部保健福祉事務所】

○負担金の二重払があったもの：【宮城第一高等学校】

○報酬及び賃金において、返納手続きの遅延、返納額の誤り及び支払遅延が認められたもの：【石巻北高等学校】

② 退職手当において、支給額の誤り等が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○退職手当において、長期にわたって支給額の誤りがあったもの：【福利課】

○退職手当の支給決定において、執行権限を越えた執行が認められたもの：【福利課】

③ 報酬、旅費、補助金などにおいて、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

○補助金の交付事務において、補助対象事業完了後に遡及して補助金の交付決定を行うなどしていたもの：【森林整備課】

○非常勤職員の報酬及び旅費において、勤務させたにもかかわらず支給済みの報酬等を返納させるなどしていたもの：【東部教育事務所】

○他団体から受領した助成金を歳入歳出予算に計上せずに物品購入費等に充て、取得した物品の登録がなされていなかったもの：

【多賀城高等学校】

○補助金等の一時預り口座の残金を出所不明金であるとして、備品の購入に充てていたもの：【石巻工業高等学校】

○団体から寄附を受けた夜間照明設備の寄附受納手続きを行っていなかったもの。また、同設備の電気料金を当該団体に負担させていたもの：
【石巻工業高等学校】

④ 県の道路管理の瑕疵による示談交渉において、不適切な対応が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故において、示談が成立していない中で相手側にレンタカーを提供するなどしていたもの：

【仙台塩釜港湾事務所】

[財産管理関係事務]

① 庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○県職員宿舎及び寮の管理において、消防法により定められた消防署への消防設備点検結果の報告及び防火管理者の解任・選任の手続きがなされていなかったもの：【職員厚生課】

○事務所庁舎の管理において、消防法により定められた防火管理者の解任・選任の手続きがなされていなかったもの：

【気仙沼保健福祉事務所】

○事務所庁舎の管理において、消防法により定められた消防署への消防設備点検結果の報告がなされていなかったもの：

【産業技術総合センター，大河原警察署】

[契約関係事務]

① 違約金の徴収が行われていないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○納期限までに納付されなかった県印刷物の広告掲載料について、納付の督促及び契約上の違約金の徴収が行われていなかったもの：

【経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室】

② 指定管理者の選定において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○指定管理者を選定する際に、指定管理者申請団体の納税義務の履行状況の審査が十分になされていなかったもの：【スポーツ健康課】

[その他の事務]

- ① 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。
- 国費事務において、補助金の請求書の見落とし等により、支払手続きが行われないまま国の支出期限が経過し、支払が出来なかったもの：**【長寿社会政策課，会計課・会計指導検査室】**
 - 生徒への奨学金募集において、受給希望者を募ることなく，学校が無断で生徒の名義を使用し奨学金の受給申請を行い，受給した奨学金を学校側が管理し，教育活動経費に充当したもの：**【多賀城高等学校】**
 - 生徒等が利用するタブレット端末の利用料金の徴収，支払い事務において，個人毎の徴収の状況が整理されていなかったもの：**【多賀城高等学校】**
 - 学校の後援団体が休眠状態にあるにもかかわらず，学校側の判断で同団体への入会金を長年にわたり生徒の保護者から徴収し，学校側で管理するなどしていたもの：**【石巻工業高等学校】**

(2) 意見

「宮城県震災復興計画」の発展期（平成30年度～令和2年度）の2年目である令和元年度は、「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」に基づき、復興関連事業などが引き続き実施された。これらの事務事業の実施状況について、付託された令和元年度歳入歳出決算に係る審査の結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

① 財政の運営について

本県の財政状況

(決算状況)

本県の令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆6,355億723万439円、歳出決算額は1兆5,372億4,385万2,131円で、歳入歳出差引額（形式収支額）は982億6,337万8,308円の黒字となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源788億7,187万909円を控除した実質収支額は、193億9,150万7,399円で、このうち一般会計の実質収支額は145億8,997万7,700円の黒字となった。

基金は、計39基金で、現在高総額3,577億8,186万8,167円であり、前年度と比べ9億1,738万9,471円の減少となっている。

県債残高は1兆6,649億667万543円で前年度と比べ251億381万8,944円（△1.5%）の減少で、6年連続の減少となっており、県債償還のための基金である県債管理基金残高は1,496億3,105万7,580円で、前年度と比べ195億9,168万4,424円（+15.1%）増加している。また、財政調整基金残高は184億6,613万4,103円で、前年度と比べ47億2,172万5,827円（△20.4%）の減少となっている。

このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上しているものの、県税収入は減少傾向にあるなど地方一般財源総額の伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、財源不足に対応するため財政調整基金の多額の取崩しを余儀なくされており、平成31年度（令和元年度）当初予算編成時には、最終的に起債に至らなかったとはいえ、前年度に引き続き退職手当債を計上せざるを得ない厳しい財政状況にある。さらに、今後は新型コロナウイルスの経済への影響による大幅な県税収入の減少が懸念されるなど、厳しい財政運営を

迫られる状況である。

(経済性・効率性・有効性重視の財政運営)

県では今年度、「宮城県震災復興計画」における復興の総仕上げに向けた取組を進めているところであるが、復興期間終了後の令和3年度以降においても、復興の状況に応じた取組が必要である。国においても、令和3年度から令和7年度までの5年間で「第2期復興・創生期間」と位置付け、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるとしているものの、予算規模については、大きく縮小することとなる。また、令和3年度からは、今年度策定中の「新・宮城の将来ビジョン」を基に県の施策や事業を進めていくこととなるが、これまで以上に経済性・効率性・有効性の観点を重視した財政運営に努められたい。

(精度の高い予算管理と執行)

定期監査において、所要額の見込み違いにより、年度末に予算が不足し他課から多額の予算流用を行った事例や、所要額を誤り必要以上の補正予算措置を講じ、多額の不用額が生じた事例などが認められた。各課室・地方公所においては、真に必要な事業の予算が確保できるよう、各事業の進捗のチェックや今後所要額の把握等を的確に実施して予算要求と執行管理の精度を高め、年度途中で必要以上の予算補正や年度末での多額の不用額発生を抑制するなど、予算の適切な執行に努められたい。また、支出に当たってはよりの確な審査に努められたい。

健全な財政運営と県民への説明責任

(健全な財政運営)

県では、平成30年度から令和2年度の3年間で計画期間とした、「新・みやぎ財政運営戦略」に基づき、健全化判断比率及びプライマリー・バランスの動向に配慮しながら、歳入確保策や歳出削減策に取り組んでいるところである。県の財政力の強さを示す財政力指数は0.63114で、前年度と比べ0.00212ポイント上昇した。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については97.9%であり、前年度と比べ1.1ポイント上昇し、依然として財政構造の硬直化が続いている。令和元年度も実質赤字は発生しておらず、健全化判断比率

についてみると、実質公債費比率は12.9%で前年度から0.7ポイント低下し、将来負担比率も161.9%と2.7ポイント低下している。いずれも、指標は改善しており、健全な基準の範囲内であるものの、財政構造が硬直化している現状と、今後懸念される大幅な県税収入の減少を踏まえ、実質公債費比率、将来負担比率の安定推移とプライマリー・バランスの黒字安定推移の達成に努められたい。

(県民への説明責任)

毎年、当初予算編成過程においては財源不足が生じている厳しい現状であることから、県民に対しては、今後の見通しなど、現下の県財政の状況全般はもとより、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、できるだけわかりやすく継続的に、情報提供を実施されたい。特に、令和2年度が最終年度となる震災復興関連事業については、その実績、成果、効果、さらに今後のあり方などを丁寧に説明されたい。また、平成20年3月から導入し、令和5年2月まで延長することとなった「みやぎ発展税」や、平成23年4月から導入している「みやぎ環境税」など、一定の政策目的のための超過課税等に関しても、その目的等に加え、事業実施の有効性などについても引き続き説明されたい。

(公社等外郭団体の経営改善と自立的運営)

県が財政的に関与している点で、公社等外郭団体が健全で自立的な運営を行っていくことが重要であり、平成30年度からは「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づき、毎年度公社等を指定し、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが進められているところである。しかしながら、令和元年度の財政的援助団体等監査では、依然として累積赤字を有している団体や県からの財政的支援に依存している団体も少なからず認められた。なかには、回収困難な未収債権を抱えている団体もあるなど、経営改善や経営基盤の強化が不可欠な状況にある。今後とも、公社等への県の関与の適正化を図るとともに、公社等の自立的運営の更なる促進が図られるよう、各団体への必要な助言や指導等を実施されたい。

統一的な基準による地方公会計制度への対応

(本県における対応状況)

県では総務省の要請を受け、統一的な基準による地方公会計により、平成28年度決算財務書類等を作成・公表し、以降各年度決算分

について作成している。令和元年度末には、平成30年度財務書類等及び前提となる会計年度末時点の固定資産台帳を作成し、公表したところである。統一的な基準による地方公会計では、今まで見えにくかったコスト情報・ストック情報の「見える化」など、公共施設等のマネジメントにも活用可能であり、他県との比較や、主な施設のセグメント分析の実施などを通じ、資産管理や受益者負担の適正化への活用などに向けた試行がなされている。今後とも、財政運営の効率化・適正化やセグメント分析による財務活動上の課題や成果の明確化、公有財産の有効活用など、更なる活用を図られたい。なお、固定資産台帳に記載された財産のみならず、各所属の備品についても、備品台帳の整理・確認が適切に行われていない所属が見られることから、適切な管理に努められたい。

(必要な研修の充実とシステム導入等)

統一的な基準による地方公会計制度に関しては、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を用いるため、財務諸表の作成に必要な簿記などの知識が必要である。これらの知識は、公営企業会計においても必要とされるものであり、担当する職員のみならず、管理監督者も含め、それぞれの職階に応じた各種研修を一層充実されたい。

さらに、現在、会計課において開発した県独自ツールで対応している仕訳作業については、令和5年度から運用予定の新たな財務統合システムにおいて、発生源入力の日々仕訳となることから、円滑なシステムの導入に向け準備を進められたい。

② 財務の執行について

収入未済の縮減と債権管理

(収入未済額の状況)

令和元年度の一般会計及び特別会計の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、総額48億3,766万883円で、前年度に比べ8,640万542円減少している。

このうち、県税の収入未済額は32億7,315万9,474円で、前年度と比べ8,188万1,028円増加した。これは、前年度に比べ徴収猶予額が増加したことによる。収入率は前年度と同じ98.8%となった。徴収猶予額を除いた収入未済額は、平成30年度31億5,019万5,092円に対

し、令和元年度30億6,804万7,979円となり、前年度と比べ8,214万7,113円減少している。

一方、県税以外の収入未済額（繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。）は、15億6,450万1,409円で、前年度に比べ9,052万1,570円減少した。

（収入未済額のさらなる縮減）

収入未済額の縮減については、宮城県収入未済額縮減推進会議において収入未済額の縮減に向けた取組方針を定め、令和元年度から3か年を設定期間とし、県税以外で3億円を縮減する目標に向け様々な取組を実施しているところであり、県税についても「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、目標を設定して徴収対策に取り組み、着実に成果を上げてきていることは評価するところである。今後とも現年度分の徴収率の向上に努めながら、確実な目標達成に向けた取組の強化を図られたい。

（貸付金における債権管理の徹底）

貸付金における債権管理の状況については、長年の不適切な債権管理により、複数の貸付金において償還の猶予や免除等の手続が行われていなかったものや、時効のため不納欠損となった事案が発生している。また、連帯保証人に対する督促等が行われていない事案が認められる。今後は、このようなことのないよう債権管理事務には万全を期すとともに、貸付金制度が借り手に十分理解されていない状況も認められたので、制度の厳格な運用に努められたい。

補助金等事務の適正な執行について

（適正な事務手続）

補助金交付手続きについては、これまでも平成20年度に改善方針を示し適正に執行されるよう取り組んできたものの、平成29年度の包括外部監査において、14項目にわたる監査結果や意見が示され、令和元年度に補助金交付手続きの更なる改善方針が示されたところである。しかしながら、定期監査において、補助金の実績報告書の提出期限が守られていないなど、補助金事務の不適切な取扱いが見受けられ、改善方針が遵守されているとは言えない状況である。今後、このようなことがないよう、改善方針の周知方法を見直すなど、担当職員への周知徹底を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

(履行確認の徹底)

平成29年度の包括外部監査では、補助申請時におけるヒアリングや現地調査の徹底、実績確認時におけるヒアリングや写真確認、証憑書類の検証の徹底など、補助対象事業の確実な履行確認などが求められている。包括外部監査の結果を踏まえた改善方針においても徹底した履行確認を行うこととしていることから、必要に応じ現地調査を行うなど補助対象事業の確実な履行確認に努められたい。また、補助金に限らず、業務委託等においても履行確認の徹底を図るとともに、不適正な事務の発生リスクとして認識し、内部統制上の課題としても取組まれたい。

③ 組織の運営について

内部統制の取組の推進

(本県の取組状況)

本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成27年3月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年7月から全国に先駆けて、会計事務分野において内部統制の取組を取り入れてきたところである。さらに、地方自治法の改正により、財務事務全般の内部統制の実施が義務づけられたことから、内部統制行動計画を、これまでの会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」として改正し、令和元年7月から仮運用を行った。令和2年4月からは正式運用を行っており、令和2年度決算から毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することとなる。

(内部統制導入後の状況)

地方公共団体における内部統制とは、自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。本県においても、組織内すべての者によって遂行される取組であるため、職員への周知を図り、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、不適正な事務処理等の未然防止に努めてきたところである。

しかしながら、定期監査における状況を見ると、複数者によるチェック不足や職員間の引継ぎ、あるいは事業担当者と庶務担当者と

の情報伝達の不備等を原因とした、支払遅延などの事務処理の誤りが、依然として後を絶たない状況にある。

また、介護福祉士修学資金貸付金事務における就業状況未確認、法定受託事務である国庫補助金の支出事務における未払い、教職員の退職手当算定誤りといった重大な不備も発生している状況である。

(内部統制機能の一層の有効性確保)

内部統制については、様々な取組により年々浸透しているものの、監査結果における指摘等の観点から決して十分であるとはいえない状況である。今後、不適正な事務処理の改善のためには、事務執行担当者が規定等を遵守するとともに、組織的には、認識の共有のための的確な情報伝達や効果的な取組の横展開、内部統制上のエラーの見える化などにより一層取り組む必要がある。内部統制は、リスクコントロールであり、県業務における危機管理の手法であることを認識し、有効に機能するよう、より一層深い浸透を図られたい。なお、内部統制の推進にあたっては、庶務担当者など特定の職員に過大な負担が生じることのないよう配慮されたい。

人材の育成と働き方改革の推進

(震災後の職員の状況)

行政需要が多様化・複雑化・高度化し続けている中でも、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していく必要がある。震災後の知事部局においては、経験の浅い若手職員の割合が年々増加しており、若手職員に対しては十分な育成指導が必要であるが、震災後は各職員が担当業務に追われ、育成指導に手が回らない状況にある。しかも、現在の職員の年齢構成は、指導的立場である40歳前後の中堅職員が最も少ないM字型になっていることから、若手職員への育成指導不足が懸念される状況となっている。実際、定期監査において、指導助言が不十分なために若手職員の事務処理誤りにいたる事例も少なからず見受けられる。

全体的な状況を見てみると、未だに復旧・復興業務等による職員の負担は大きく、時間外勤務についても縮減の取組はなされているものの、依然として長時間勤務が恒常化している部署もあり、震災後増加した精神疾患による病気休暇承認者・休職者の数も減っていない状況にある。また、毎年のように大きな自然災害が発生しており、さらにはコロナ禍の影響などにより、職員は多くの業務を抱え、限られた人員での対応を余儀なくされている。

一方で、子育て世代男性の育児参加への意識の高まり、中高年世代での親の介護問題等が生じているため、これまで以上に育児や介護のために柔軟な働き方を必要としている職員は年々増加しており、女性職員の活躍・働き方改革の推進とともに対応が求められている。

(若手職員の育成指導)

こうした状況を踏まえ、引き続き「みやぎ人財育成基本方針」に基づき、創造性豊かで自律的に行動する宮城県職員を目指した人材育成に努められたい。特に全職員の3割を超える震災後に入庁した若手職員の育成指導については、各種研修制度のさらなる充実のもとより、震災後の復旧・復興業務等に追われ、十分な実施が難しい状況にあった職場内での育成指導を充実させ、若手職員を職場全体で責任を持って育て上げる体制の再構築を図るなど、その育成に全力を尽くされたい。なお、震災後入庁した職員の中には、震災後の迅速な処理のための特例的な事務執行しか経験していない者もいることから、平常時の基本に則った事務を理解し適切に執行できる人材となるよう、育成指導に当たっては十分留意されたい。

(働き方改革の推進)

県では、県庁組織の活性化による県民サービスの向上と、職員が健康で充実した時間を過ごすこと、また、様々な事情を抱える職員を含め、すべての人材が活躍できる環境をつくりあげることを目指し、「職員の意識改革」、「業務の生産性向上」、「柔軟な働き方の推進」の3本柱を軸に取組を進めているところである。令和元年度には、生産性の向上を目的として、議事録作成支援システムの導入、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を活用した業務改善、Web会議システムの導入などの実証を行うとともに、柔軟な働き方を推進するため、週休日勤務の振替期間延長や時差勤務制度の拡充を試験導入したところである。特に、RPAを活用した業務改善においては、実証を行った5業務で職員の作業時間が削減されるなど、一定の効果が認められたことから、今後は、全庁への本格的な導入を図り、コロナ禍において利用効果のあったWeb会議システムについては、さらなる有効活用について検討されたい。また、コロナ禍において有効とされ、総務省においても推進しているテレワークについても、早期の導入に向け、制度上の課題も含め検討されたい。

なお、働き方改革を推進するに当たっては、職員一人ひとりの意識改革が最も重要と考えられることから、働き方改革への理解が浸

透するよう努められたい。

④ 特に配慮すべき事項

東日本大震災からの復旧・復興

(復旧・復興の状況)

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～令和2年度）」に基づき、復旧・復興事業が進められ、最終年度を迎えたところである。

公共土木施設（被災箇所2,296か所）については、令和2年5月末現在、2,201か所（約96%）が完成しており、災害公営住宅については、整備計画戸数15,823戸が平成30年度中に全て完成している。このほか、令和2年5月末現在、農地（復旧対象面積約13,000ha）は約99%が、漁港（被災箇所数1,251か所）は約90%が完成済みであり、概ね順調に進んでいるといえるが、防潮堤については、令和2年5月末現在、計画延長233.8kmに対し、着手延長233.4km（約99%）となっているものの、完了延長127.5km（約55%）と進捗管理になお注意を要するものも残っているところである。

(ハード事業の完遂と被災者への支援の継続)

復旧・復興に係るハード事業については、進捗管理に努め出来る限り早期の各事業の完遂を図られたい。また、令和3年度からの5年間で「第2期復興・創生期間」と国の復興会議において位置付けられており、県としても引き続き被災者の心のケアなど必要な施策を継続するとともに、福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求や風評被害対策も含め、適切な対応を継続されたい。

(危機意識の低下防止)

震災発生からまもなく10年となり、震災対応したベテラン職員が減少し、震災後に入庁した職員が3割を超える状況となるなど、危機意識の低下も懸念されることから、災害発生時に迅速に対応できる体制の堅持に努めるとともに、職員の震災の記憶を風化させず、震災の教訓が確実に後世に伝承されるような手立てを引き続き講じられたい。また、令和3年に延期された「東京2020オリンピック・

パラリンピック競技大会」がまさに復興五輪となるよう、本県の復興状況やこれまでの多くの支援に対する感謝の気持ちを、様々な形で積極的に情報発信されたい。

(民間企業、NPO、ボランティア等とのパートナーシップの深化)

震災からの復興の過程において、県と民間企業、NPO、ボランティアなどとのパートナーシップが拡大してきている。今後も、被災者の心のケアのほか、震災による移転や災害公営住宅における孤立化防止や新たな地域コミュニティ構築、地域おこしや移住・定住に向けた取組などにおいて、県以外の主体が担い手として大変重要であるとともに、人口減少・少子高齢化社会を迎えた状況においては、持続可能な行政経営という観点からも、民間企業のノウハウ等の活用は重要不可欠である。今後も、これまで蓄積されてきた関係性やノウハウ、仕組み等を維持、継承、発展させながら、パートナーシップの一層の深化を図られたい。

共生社会の形成と推進

(本県の取組状況)

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき多文化共生社会の形成推進のための取組を、従来からそれぞれ進めてきたところである。さらに、障害を理由とする差別の解消を内容とする「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」及び手話の公的認知を内容とする「手話言語条例（仮称）」の制定を進めている。

(共生社会の形成と多様性への配慮)

これまで、共生社会の形成に向けて、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、目指すべき目標を掲げ、男女共同参画の推進に関する施策に取り組んでおり、また、多文化共生社会の実現のために、3つの視点で計画を策定し、様々な施策を総合的かつ計画的に実施している。さらに、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標（SDGs）の達成に向け、県施策を総合的に推進していくこととしており、国が優先課題に掲げる、あらゆる人々が活躍する社会の実現・ジェンダー平等の実現に向け注力されたい。

(男女共同参画の推進)

県では、平成13年に宮城県男女共同参画推進条例を施行し、平成15年に「宮城県男女共同参画基本計画」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきたところである。県庁内では、女性職員の割合は年々増加し、役職段階に占める割合も増えている状況である。また、審議会等の女性委員の登用割合も増加傾向にあり、さらには、男性の育児休暇取得率も年々増えているなど、一定の進展が見られる。

一方、男女雇用機会均等法が施行されて30年以上が経過し、女性の社会進出が進んではいるものの、県全体としては、女性がより活躍するための環境が十分であるとは言えない状況にある。

したがって、引き続き県庁内において、男女共同参画の一層の推進に努めるとともに、県の全ての事業において、男女共同参画の視点に配慮しつつ、女性がより活躍するための環境の醸成にも努められたい。

4 決 算 の 概 要

令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆6,355億723万439円で、前年度の1兆7,132億583万2,477円と比較し776億9,860万2,038円(△4.5%)減少している。

歳出決算額は1兆5,372億4,385万2,131円で、前年度の1兆6,158億1,329万4,903円と比較し785億6,944万2,772円(△4.9%)減少している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、982億6,337万8,308円の黒字となり、前年度の973億9,253万7,574円の黒字と比較し8億7,084万734円(+0.9%)増加している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源788億7,187万909円を控除した実質収支額は193億9,150万7,399円で、このうち一般会計の実質収支額は145億8,997万7,700円となり、前年度の一般会計の実質収支額190億5,252万9,193円と比較し44億6,255万1,493円(△23.4%)減少している。

一般会計の歳入決算額は1兆1,879億9,688万7,123円で、前年度に比べ496億4,577万3,295円(△4.0%)減少している。これは、地方特例交付金が17億7,918万1,000円、地方交付税が127億7,660万6,000円、繰入金が43億704万435円、県債が24億1,587億9,667円増加した一方、県税が69億9,787万9,438円、国庫支出金が261億1,697万1,574円、繰越金が252億1,576万5,030円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆949億8,893万8,452円で、前年度に比べ531億2,131万7,904円(△4.6%)減少している。これは、総務費が146億80万7,684円、民生費が35億418万3,715円、教育費が59億2,086万4,870円増加した一方、衛生費が122億5,128万5,380円、土木費が99億3,472万2,316円、災害復旧費が331億9,562万9,142円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は4,475億1,034万3,316円で、前年度に比べ280億5,282万8,743円(△5.9%)減少し、歳出決算額は4,422億5,491万3,679円で、前年度に比べ254億4,812万4,868円(△5.4%)減少している。これは、公債費特別会計、県有林特別会計、土地取得特別会計及び港湾整備事業特別会計において歳入及び歳出決算額が減少したこと、また、流域下水道事業特別会計の企業局への移管などによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額1,800億円に対し、最高借入額は令和2年3月13日の184億3,264万2千円であった。特別会計では国民健康保険特別会計150億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

令和元年度末における県債現在高は1兆6,649億667万543円で、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、公営住宅建設事業債、災害復旧事業債、緊急防災・減災事業債、教育・福祉施設等整備事業債、臨時財政対策債については増加となっているが、その他の県債は減少となっており、企業局へ移管された流域下水道事業債を除き、全体としては前年度に比べ78億2,055万661円(△0.5%)減少している。

また、財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,680億9,719万1,683円となり、前年度よりも148億6,995万8,597円(+9.7%)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.63114(前年度0.62902)と前年度より改善しているが、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は97.9%(前年度96.8%)と依然として高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	令和元年度 (イ)	1,377,066,701,765	1,187,996,887,123	△189,069,814,642	86.3	1,094,988,938,452	282,077,763,313	79.5	93,007,948,671
	平成30年度 (ロ)	1,390,160,667,902	1,237,642,660,418	△152,518,007,484	89.0	1,148,110,256,356	242,050,411,546	82.6	89,532,404,062
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△13,093,966,137	△49,645,773,295	—	—	△53,121,317,904	—	—	3,475,544,609
	(ハ)/(ロ)	△ 0.9%	△ 4.0%	—	—	△ 4.6%	—	—	3.9%
特 別 会 計	令和元年度 (ニ)	445,585,358,116	447,510,343,316	1,924,985,200	100.4	442,254,913,679	3,330,444,437	99.3	5,255,429,637
	平成30年度 (ホ)	474,082,592,058	475,563,172,059	1,480,580,001	100.3	467,703,038,547	6,379,553,511	98.7	7,860,133,512
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	△28,497,233,942	△28,052,828,743	—	—	△25,448,124,868	—	—	△2,604,703,875
	(ヘ)/(ホ)	△ 6.0%	△ 5.9%	—	—	△ 5.4%	—	—	△ 33.1%
計	令和元年度 (ト)	1,822,652,059,881	1,635,507,230,439	△187,144,829,442	89.7	1,537,243,852,131	285,408,207,750	84.3	98,263,378,308
	平成30年度 (チ)	1,864,243,259,960	1,713,205,832,477	△151,037,427,483	91.9	1,615,813,294,903	248,429,965,057	86.7	97,392,537,574
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△41,591,200,079	△77,698,602,038	—	—	△78,569,442,772	—	—	870,840,734
	(リ)/(チ)	△ 2.2%	△ 4.5%	—	—	△ 4.9%	—	—	0.9%

(注) 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成26～令和元年度)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
財 政 力 指 数	0.55892	0.59597	0.61443	0.62784	0.62902	0.63114
経 常 収 支 比 率	98.6%	96.3%	96.0%	97.2%	96.8%	97.9%
実 質 公 債 費 比 率	14.1%	14.5%	14.9%	14.5%	13.6%	12.9%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		Cの前 年度比 R1/H30	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度				
1 県 税	291,830,000,000	295,536,411,098	22.3	22.3	292,034,914,921	24.6	24.2	98.8	98.8	97.7	230,038,726	3,273,159,474	100.1
2 地方消費税清算金	83,409,000,000	83,409,875,015	6.3	6.5	83,409,875,015	7.0	7.1	100.0	100.0	94.6	0	0	100.0
3 地方譲与税	39,380,000,000	39,404,352,817	3.0	3.0	39,404,352,817	3.3	3.2	100.0	100.0	98.0	0	0	100.1
4 地方特例交付金	2,691,612,000	2,691,612,000	0.2	0.1	2,691,612,000	0.2	0.1	100.0	100.0	295.0	0	0	100.0
5 地方交付税	203,700,550,000	203,700,550,000	15.3	14.1	203,700,550,000	17.1	15.4	100.0	100.0	106.7	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	422,027,000	422,627,000	0.0	0.0	422,627,000	0.0	0.0	100.0	100.0	95.0	0	0	100.1
7 分担金及び負担金	(530,797,000) 6,051,548,000	6,116,352,184	0.5	0.5	5,530,069,406	0.5	0.5	90.4	90.5	97.0	1,670,820	584,611,958	91.4
8 使用料及び手数料	13,433,564,000	13,552,402,813	1.0	1.0	13,500,180,417	1.1	1.1	99.6	99.6	99.6	0	52,222,396	100.5
9 国庫支出金	(111,194,951,864) 356,651,730,864	340,918,886,638	25.7	25.7	210,886,776,390	17.8	19.1	61.9	67.9	89.0	0	130,032,110,248	59.1
10 財産収入	1,533,606,000	1,626,378,482	0.1	0.1	1,626,297,712	0.2	0.2	100.0	100.0	80.7	0	80,770	106.0
11 寄附金	693,407,000	763,370,696	0.1	0.1	763,370,696	0.1	0.1	100.0	100.0	86.4	0	0	110.1
12 繰入金	(342,357,200) 78,143,773,200	75,172,138,470	5.7	5.2	75,172,138,470	6.3	5.7	100.0	100.0	106.1	0	0	96.2
13 繰越金	(70,479,874,869) 89,532,403,869	89,532,404,062	6.7	8.4	89,532,404,062	7.5	9.3	100.0	100.0	78.0	0	0	100.0
14 諸収入	(2,710,622,832) 94,808,093,832	93,763,460,564	7.0	7.3	88,671,131,884	7.5	7.7	94.6	95.0	93.4	453,163,016	4,639,501,264	93.5
15 県債	(15,013,100,000) 114,785,386,000	80,650,586,333	6.1	5.7	80,650,586,333	6.8	6.3	100.0	100.0	103.1	0	0	70.3
計	(200,271,703,765) 1,377,066,701,765	1,327,261,408,172	100.0	100.0	1,187,996,887,123	100.0	100.0	89.5	91.1	96.0	684,872,562	138,581,686,110	86.3
前 年 度	(280,513,812,902) 1,390,160,667,902	1,358,754,406,977	—	—	1,237,642,660,418	—	—	—	—	—	1,139,689,700	119,972,585,860	89.0
比 較 増 減 (△)	(△ 80,242,109,137) △ 13,093,966,137	△ 31,492,998,805	—	—	△ 49,645,773,295	—	—	—	—	—	△ 454,817,138	18,609,100,250	—

(注1) () 内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額2,037,623円(県税1,702,023円、諸収入335,600円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額205,111,495円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	(B)/(A)	収入済額 (C)	(C)の 前年度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不納欠損額 (D)	(D)/(B)	収入未済額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	75,641,000,000	78,434,969,805	103.7	(188,100) 75,767,594,810	95.4	100.2	96.6	176,664,614	0.2	2,490,898,481	3.2
個 人	59,808,000,000	62,542,658,927	104.6	59,921,918,449	95.7	100.2	95.8	172,573,519	0.3	2,448,166,959	3.9
法 人	13,253,000,000	13,307,288,032	100.4	(188,100) 13,260,653,515	94.4	100.1	99.6	4,091,095	0.0	42,731,522	0.3
利 子 割	283,000,000	283,490,415	100.2	283,490,415	50.8	100.2	100.0	0	—	0	—
配 当 割	1,418,000,000	1,422,281,045	100.3	1,422,281,045	118.9	100.3	100.0	0	—	0	—
株 式 等 譲 渡 所 得 割	879,000,000	879,251,386	100.0	879,251,386	85.8	100.0	100.0	0	—	0	—
2 事 業 税	77,553,000,000	77,866,649,223	100.4	(672,800) 77,572,897,239	101.3	100.0	99.6	29,913,829	0.0	264,510,955	0.3
個 人	3,166,000,000	3,321,257,409	104.9	(545,300) 3,188,634,156	98.0	100.7	96.0	12,052,153	0.4	121,116,400	3.6
法 人	74,387,000,000	74,545,391,814	100.2	(127,500) 74,384,263,083	101.5	100.0	99.8	17,861,676	0.0	143,394,555	0.2
3 地 方 消 費 税	65,828,000,000	65,830,478,512	100.0	65,830,478,512	95.7	100.0	100.0	0	—	0	—
4 不 動 産 取 得 税	7,116,000,000	7,291,441,943	102.5	(545,600) 7,129,448,473	115.4	100.2	97.8	1,877,406	0.0	160,661,664	2.2
5 県 た ば こ 税	2,777,000,000	2,779,537,101	100.1	(9,858) 2,779,546,959	100.4	100.1	100.0	0	—	0	—
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	721,000,000	721,861,453	100.1	721,861,453	99.6	100.1	100.0	0	—	0	—
7 自 動 車 取 得 税	1,852,000,000	1,853,150,389	100.1	1,853,079,596	50.3	100.1	100.0	12,793	0.0	58,000	0.0
8 軽 油 引 取 税	25,836,000,000	25,971,653,732	100.5	(2) 25,836,560,252	95.5	100.0	99.5	0	—	135,093,482	0.5
9 自 動 車 税	33,916,000,000	34,188,734,502	100.8	(285,663) 33,945,513,189	102.0	100.1	99.3	21,570,084	0.1	221,936,892	0.6
10 鉱 区 税	2,000,000	2,537,000	126.9	2,537,000	96.9	126.9	100.0	0	—	0	—
11 狩 猟 税	11,000,000	11,814,000	107.4	11,814,000	90.3	107.4	100.0	0	—	0	—
12 核 燃 料 税	181,000,000	181,020,000	100.0	181,020,000	171.4	100.0	100.0	0	—	0	—
13 産 業 廃 棄 物 税	396,000,000	402,563,438	101.7	402,563,438	88.4	101.7	100.0	0	—	0	—
計	291,830,000,000	295,536,411,098	101.3	(1,702,023) 292,034,914,921	97.7	100.1	98.8	230,038,726	0.1	3,273,159,474	1.1
前 年 度	298,765,000,000	302,596,885,626	101.3	(524,101) 299,032,794,359	95.3	100.1	98.8	373,336,922	0.1	3,191,278,446	1.1
比 較 増 減 (△)	△ 6,935,000,000	△ 7,060,474,528	—	(1,177,922) △ 6,997,879,438	—	—	—	△ 143,298,196	—	81,881,028	—

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	24,563,958 円	
負担金	24,563,958	
民生費負担金	24,563,958	
児童福祉費	24,563,958	児童保護費 17,551,688 円 扶養保険費 6,534,270 さわらび学園費 332,800 啓佑学園費 145,200
使用料及び手数料	52,222,396	
使用料	52,222,396	
民生使用料	5,939,632	
社会福祉費	1,263,127	第二啓佑学園 1,160,490 船形コロニー 102,637
児童福祉費	4,676,505	旧拓桃医療療育センター 1,895,287 啓佑学園 2,781,218
労働使用料	118,800	
職業訓練費	118,800	高等技術専門校授業料 118,800
農林水産業使用料	603,200	
水産業費	603,200	漁港施設 603,200
商工使用料	249,680	
観光費	249,680	公園地 249,680
土木使用料	44,345,384	
河川海岸費	349,340	河川海岸敷 349,340
住宅費	43,996,044	県営住宅 40,387,194 特定公共賃貸住宅 325,500 県営住宅駐車場 3,283,350
教育使用料	965,700	
高等学校費	965,700	全日制高等学校授業料 574,200 定時制高等学校授業料 391,500
財産収入	80,770	
財産運用収入	80,770	
財産貸付収入	80,770	
総務管理費	80,770	普通財産 80,770

科 目	金 額	摘 要
諸収入	1,370,926,630 円	
延滞金, 加算金及び過料等	42,653,104	
延滞金	12,887,206	
延滞金	12,887,206	12,887,206 円
加算金	24,472,398	
加算金	24,472,398	24,472,398
過料等	5,293,500	
過料等	5,293,500	放置違反金 5,293,500
貸付金元利収入	280,436,644	
民生費貸付金元利収入	586,000	
社会福祉費	586,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金 586,000
衛生費貸付金元利収入	7,373,567	
医薬費	7,373,567	看護学生等修学資金貸付金元金 171,000 医学生修学資金等貸付金元金 6,032,978 医学生修学資金等貸付金利子 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,594,077	
林業費	271,594,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金 271,594,077
教育費貸付金元利収入	883,000	
高等学校費	883,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金 883,000
雑入	1,047,836,882	
弁償金	654,372	
弁償金	654,372	民間借上げ住宅に係る損害費用等 654,372
違約金及び延納利息	9,207,678	
違約金	1,023,202	建設事業不履行違約金 517,450 その他 505,752
延納利息	8,184,476	損害賠償金 8,184,476
雑入	1,037,974,832	
返還金	108,054,455	補助金等精算返還金 52,188,348 返還金 21,592,987 児童扶養手当給付費返還金 14,237,860 過誤払返納金 20,035,260
雑入	929,920,377	特別納付金 730,689,173 損害賠償金 31,843,002 生活保護扶助費返還金 136,049,051 扶養保険扶助費 430,000 光熱水費 36,297 補助金返還加算金 22,012,754 補助金返還延滞金 8,860,100
合 計	1,447,793,754	

(注) 収入未済額(分担金及び負担金584,611,958円, 使用料及び手数料52,222,396円, 国庫支出金130,032,110,248円, 財産収入80,770円, 諸収入4,639,501,264円)のうち, 繰越事業に係る未収入特定財源等(分担金及び負担金560,048,000円, 国庫支出金130,032,110,248円, 諸収入3,268,574,634円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額			翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年度対比 R1/H30	繰越明許費	事故繰越し	計			
			当年度	前年度							
1 議 会 費	1,662,827,000	1,637,530,251	0.1	0.2	98.0	0	0	0	25,296,749	98.5	1.5
2 総 務 費	(2,100,845,034) 90,425,181,032	87,751,348,672	8.0	6.4	120.0	978,436,265	39,183,000	1,017,619,265	1,656,213,095	97.0	1.8
3 民 生 費	(3,503,684,764) 146,306,473,764	137,561,331,278	12.6	11.7	102.6	4,578,156,000	58,331,000	4,636,487,000	4,108,655,486	94.0	2.8
4 衛 生 費	(209,708,000) 31,737,639,000	29,982,644,673	2.7	3.7	71.0	887,776,000	10,401,000	898,177,000	856,817,327	94.5	2.7
5 労 働 費	3,009,507,600	2,787,632,888	0.2	0.2	98.3	16,236,202	0	16,236,202	205,638,510	92.6	6.8
6 農 林 水 産 業 費	(43,092,378,738) 126,569,839,458	70,334,766,959	6.4	6.8	90.0	42,889,548,258	7,659,370,261	50,548,918,519	5,686,153,980	55.6	4.5
7 商 工 費	(15,101,848,549) 125,296,516,420	96,021,756,512	8.8	8.5	97.9	17,545,625,276	522,954,474	18,068,579,750	11,206,180,158	76.6	8.9
8 土 木 費	(61,573,655,163) 212,714,080,363	120,083,548,779	11.0	11.3	92.4	77,281,117,906	12,117,586,937	89,398,704,843	3,231,826,741	56.5	1.5
9 警 察 費	(905,163,794) 52,914,082,735	51,028,908,484	4.7	4.6	96.4	887,350,786	1,235,850	888,586,636	996,587,615	96.4	1.9
10 教 育 費	(3,775,141,052) 187,493,350,020	178,240,386,207	16.3	15.0	103.4	5,424,202,000	808,068,434	6,232,270,434	3,020,693,379	95.1	1.6
11 災 害 復 旧 費	(70,009,278,671) 169,679,182,671	90,493,037,144	8.3	10.8	73.2	63,680,357,158	10,126,945,221	73,807,302,379	5,378,843,148	53.3	3.2
12 公 債 費	112,291,968,000	112,252,490,728	10.2	9.8	99.3	0	0	0	39,477,272	100.0	0.0
13 諸 支 出 金	116,964,100,000	116,813,555,877	10.7	11.0	92.7	0	0	0	150,544,123	99.9	0.1
14 予 備 費	1,953,702	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	1,953,702	0.0	100.0
計	(200,271,703,765) 1,377,066,701,765	1,094,988,938,452	100.0	100.0	95.4	214,168,805,851	31,344,076,177	245,512,882,028	36,564,881,285	79.5	2.7
前 年 度	(280,513,812,902) 1,390,160,667,902	1,148,110,256,356	—	—	—	160,207,844,828	40,063,858,937	200,271,703,765	41,778,707,781	82.6	3.0
比 較 増 減 (△)	(△80,242,109,137) △ 13,093,966,137	△ 53,121,317,904	—	—	—	53,960,961,023	△ 8,719,782,760	45,241,178,263	△ 5,213,826,496	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	2,100,845,034	1,803,732,089	297,112,945
3 民 生 費	3,503,684,764	2,012,544,436	1,491,140,328
4 衛 生 費	209,708,000	193,247,517	16,460,483
5 労 働 費	0	0	0
6 農 林 水 産 業 費	43,092,378,738	41,072,254,804	2,020,123,934
7 商 工 費	15,101,848,549	4,565,444,575	10,536,403,974
8 土 木 費	61,573,655,163	60,686,542,851	887,112,312
9 警 察 費	905,163,794	526,876,300	378,287,494
10 教 育 費	3,775,141,052	3,347,511,438	427,629,614
11 災 害 復 旧 費	70,009,278,671	65,323,717,466	4,685,561,205
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	200,271,703,765	179,531,871,476	20,739,832,289

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

カ 翌年度への繰越額一覧表

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
1 議 会 費	1 議 会 費	0円	0円	0円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	427,598,422	18,033,000	445,631,422
	2 企 画 費	204,614,000	0	204,614,000
	6 防 災 費	12,900,000	0	12,900,000
	10 生 活 環 境 費	333,323,843	21,150,000	354,473,843
	計	978,436,265	39,183,000	1,017,619,265
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	2,375,061,000	56,331,000	2,431,392,000
	2 児 童 福 祉 費	125,153,000	2,000,000	127,153,000
	4 災 害 救 助 費	2,077,942,000	0	2,077,942,000
	計	4,578,156,000	58,331,000	4,636,487,000
4 衛 生 費	1 公 衆 衛 生 費	0	5,098,000	5,098,000
	2 環 境 衛 生 費	305,897,000	0	305,897,000
	3 公 害 対 策 費	84,331,000	5,303,000	89,634,000
	4 保 健 所 費	7,285,000	0	7,285,000
	5 医 薬 費	490,263,000	0	490,263,000
	計	887,776,000	10,401,000	898,177,000
5 労 働 費	2 職 業 訓 練 費	16,236,202	0	16,236,202
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	6,111,815,500	0	6,111,815,500
	2 畜 産 業 費	264,996,869	21,560,000	286,556,869
	3 農 地 費	19,929,956,581	3,920,070,139	23,850,026,720
	4 林 業 費	6,018,002,839	558,024,661	6,576,027,500
	5 水 産 業 費	10,564,776,469	3,159,715,461	13,724,491,930
	計	42,889,548,258	7,659,370,261	50,548,918,519
7 商 工 費	1 商 業 費	227,289,263	12,954,474	240,243,737
	2 工 鉱 業 費	16,023,426,313	0	16,023,426,313
	4 観 光 費	1,294,909,700	510,000,000	1,804,909,700
	計	17,545,625,276	522,954,474	18,068,579,750

(単位:円)

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	187,405,000	0	187,405,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,808,524,765	6,389,394,111	44,197,918,876
	3 河 川 海 岸 費	22,596,618,620	3,033,310,794	25,629,929,414
	4 港 湾 費	5,993,425,271	512,266,357	6,505,691,628
	5 都 市 計 画 費	10,091,628,250	2,182,615,675	12,274,243,925
	6 住 宅 費	603,516,000	0	603,516,000
	計	77,281,117,906	12,117,586,937	89,398,704,843
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	95,107,286	1,235,850	96,343,136
	2 警 察 活 動 費	792,243,500	0	792,243,500
	計	887,350,786	1,235,850	888,586,636
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	2,123,310,000	0	2,123,310,000
	4 高 等 学 校 費	2,560,139,000	59,156,913	2,619,295,913
	6 大 学 費	113,009,000	0	113,009,000
	7 特 別 支 援 学 校 費	424,657,000	748,911,521	1,173,568,521
	8 私 立 学 校 費	1,700,000	0	1,700,000
	9 社 会 教 育 費	122,760,000	0	122,760,000
	10 保 健 体 育 費	78,627,000	0	78,627,000
	計	5,424,202,000	808,068,434	6,232,270,434
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5,645,115,365	0	5,645,115,365
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,802,605,528	0	6,802,605,528
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	51,232,636,265	10,126,945,221	61,359,581,486
	計	63,680,357,158	10,126,945,221	73,807,302,379
合 計		214,168,805,851	31,344,076,177	245,512,882,028

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	291,830,000,000	収入額	93,742,129,573	32.1	60,029,719,389	20.6	74,963,243,372	25.7	51,327,764,104	17.6	11,972,058,483	4.1
		累計	93,742,129,573	32.1	153,771,848,962	52.7	228,735,092,334	78.3	280,062,856,438	95.9	292,034,914,921	100.0
地方消費税清算金	83,409,000,000	収入額	7,868,850,000	9.4	10,510,555,000	12.6	2,366,135,000	2.8	62,664,335,015	75.1	0	—
		累計	7,868,850,000	9.4	18,379,405,000	22.0	20,745,540,000	24.9	83,409,875,015	100.0	83,409,875,015	100.0
地方譲与税	39,380,000,000	収入額	2,948,998,000	7.5	7,260,728,000	18.4	13,499,236,817	34.3	15,695,390,000	39.8	0	—
		累計	2,948,998,000	7.5	10,209,726,000	25.9	23,708,962,817	60.2	39,404,352,817	100.0	39,404,352,817	100.0
地方特例交付金	2,691,612,000	収入額	514,720,000	19.1	736,996,000	27.4	0	—	1,439,896,000	—	0	—
		累計	514,720,000	19.1	1,251,716,000	46.5	1,251,716,000	46.5	2,691,612,000	100.0	2,691,612,000	100.0
地方交付税	203,700,550,000	収入額	66,421,002,000	32.6	80,158,979,000	39.4	36,907,026,000	18.1	20,213,543,000	9.9	0	—
		累計	66,421,002,000	32.6	146,579,981,000	72.0	183,487,007,000	90.1	203,700,550,000	100.0	203,700,550,000	100.0
交通安全対策特別交付金	422,027,000	収入額	0	—	217,964,000	51.6	0	—	204,663,000	48.4	0	—
		累計	0	—	217,964,000	51.6	217,964,000	51.6	422,627,000	100.0	422,627,000	100.0
分担金及び負担金	6,051,548,000	収入額	105,736,192	1.9	48,728,198	0.9	148,188,748	2.7	2,519,263,737	45.6	2,708,152,531	49.0
		累計	105,736,192	1.9	154,464,390	2.8	302,653,138	5.5	2,821,916,875	51.0	5,530,069,406	100.0
使用料及び手数料	13,433,564,000	収入額	2,856,312,936	21.2	2,560,534,131	19.0	4,281,148,247	31.7	3,235,112,724	24.0	567,072,379	4.2
		累計	2,856,312,936	21.2	5,416,847,067	40.1	9,697,995,314	71.8	12,933,108,038	95.8	13,500,180,417	100.0
国庫支出金	356,651,730,864	収入額	9,738,878,177	4.6	10,739,022,163	5.1	14,692,002,390	7.0	157,645,510,879	74.8	18,071,362,781	8.6
		累計	9,738,878,177	4.6	20,477,900,340	9.7	35,169,902,730	16.7	192,815,413,609	91.4	210,886,776,390	100.0
財産収入	1,533,606,000	収入額	605,312,150	37.2	258,596,882	15.9	374,089,447	23.0	353,658,906	21.7	34,640,327	2.1
		累計	605,312,150	37.2	863,909,032	53.1	1,237,998,479	76.1	1,591,657,385	97.9	1,626,297,712	100.0
寄附金	693,407,000	収入額	309,624,482	40.6	70,322,586	9.2	180,412,620	23.6	132,551,560	17.4	70,459,448	9.2
		累計	309,624,482	40.6	379,947,068	49.8	560,359,688	73.4	692,911,248	90.8	763,370,696	100.0
繰入金	78,143,773,200	収入額	1,918,976,540	2.6	3,638,880,573	4.8	1,711,019,285	2.3	60,013,145,758	79.8	7,890,116,314	10.5
		累計	1,918,976,540	2.6	5,557,857,113	7.4	7,268,876,398	9.7	67,282,022,156	89.5	75,172,138,470	100.0
繰越金	89,532,403,869	収入額	89,532,404,062	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
		累計	89,532,404,062	100.0	89,532,404,062	100.0	89,532,404,062	100.0	89,532,404,062	100.0	89,532,404,062	100.0
諸収入	94,808,093,832	収入額	12,548,996,951	14.2	△4,507,701,021	△5.1	10,918,624,284	12.3	75,136,122,823	84.7	△5,424,911,153	△6.1
		累計	12,548,996,951	14.2	8,041,295,930	9.1	18,959,920,214	21.4	94,096,043,037	106.1	88,671,131,884	100.0
県債	114,785,386,000	収入額	0	—	0	—	25,000,000,000	31.0	21,183,833,333	26.3	34,466,753,000	42.7
		累計	0	—	0	—	25,000,000,000	31.0	46,183,833,333	57.3	80,650,586,333	100.0
歳入合計	1,377,066,701,765	収入額	289,111,941,063	24.3	171,723,324,901	14.5	185,041,126,210	15.6	471,764,790,839	39.7	70,355,704,110	5.9
		累計	289,111,941,063	24.3	460,835,265,964	38.8	645,876,392,174	54.4	1,117,641,183,013	94.1	1,187,996,887,123	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間		
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	
議 会 費	1,662,827,000	円	支出額	567,229,148	34.6	255,008,044	15.6	550,376,946	33.6	256,551,974	15.7	8,364,139	0.5
			累計	567,229,148	34.6	822,237,192	50.2	1,372,614,138	83.8	1,629,166,112	99.5	1,637,530,251	100.0
総 務 費	90,425,181,032	円	支出額	8,719,976,740	9.9	8,728,695,202	9.9	34,801,964,695	39.7	23,615,318,134	26.9	11,885,393,901	13.5
			累計	8,719,976,740	9.9	17,448,671,942	19.9	52,250,636,637	59.5	75,865,954,771	86.5	87,751,348,672	100.0
民 生 費	146,306,473,764	円	支出額	34,344,180,060	25.0	19,874,327,765	14.4	29,886,470,199	21.7	42,909,508,557	31.2	10,546,844,697	7.7
			累計	34,344,180,060	25.0	54,218,507,825	39.4	84,104,978,024	61.1	127,014,486,581	92.3	137,561,331,278	100.0
衛 生 費	31,737,639,000	円	支出額	5,893,801,245	19.7	6,529,262,634	21.8	3,956,736,857	13.2	9,798,310,218	32.7	3,804,533,719	12.7
			累計	5,893,801,245	19.7	12,423,063,879	41.4	16,379,800,736	54.6	26,178,110,954	87.3	29,982,644,673	100.0
労 働 費	3,009,507,600	円	支出額	637,862,535	22.9	536,669,543	19.3	673,649,039	24.2	594,726,487	21.3	344,725,284	12.4
			累計	637,862,535	22.9	1,174,532,078	42.1	1,848,181,117	66.3	2,442,907,604	87.6	2,787,632,888	100.0
農 林 水 産 業 費	126,569,839,458	円	支出額	9,525,903,707	13.5	14,424,918,333	20.5	15,912,199,137	22.6	18,751,468,152	26.7	11,720,277,630	16.7
			累計	9,525,903,707	13.5	23,950,822,040	34.1	39,863,021,177	56.7	58,614,489,329	83.3	70,334,766,959	100.0
商 工 費	125,296,516,420	円	支出額	59,537,979,807	62.0	6,893,980,152	7.2	4,669,662,737	4.9	21,226,130,837	22.1	3,694,002,979	3.8
			累計	59,537,979,807	62.0	66,431,959,959	69.2	71,101,622,696	74.0	92,327,753,533	96.2	96,021,756,512	100.0
土 木 費	212,714,080,363	円	支出額	11,380,494,128	9.5	15,183,035,443	12.6	18,769,416,500	15.6	46,260,876,866	38.5	28,489,725,842	23.7
			累計	11,380,494,128	9.5	26,563,529,571	22.1	45,332,946,071	37.8	91,593,822,937	76.3	120,083,548,779	100.0
警 察 費	52,914,082,735	円	支出額	12,220,853,498	23.9	9,275,688,334	18.2	14,201,540,614	27.8	9,871,359,634	19.3	5,459,466,404	10.7
			累計	12,220,853,498	23.9	21,496,541,832	42.1	35,698,082,446	70.0	45,569,442,080	89.3	51,028,908,484	100.0
教 育 費	187,493,350,020	円	支出額	39,860,984,888	22.4	34,952,168,673	19.6	50,540,919,320	28.4	35,166,303,479	19.7	17,720,009,847	9.9
			累計	39,860,984,888	22.4	74,813,153,561	42.0	125,354,072,881	70.3	160,520,376,360	90.1	178,240,386,207	100.0
災 害 復 旧 費	169,679,182,671	円	支出額	9,833,061,609	10.9	8,372,371,543	9.3	21,238,264,499	23.5	21,027,141,196	23.2	30,022,198,297	33.2
			累計	9,833,061,609	10.9	18,205,433,152	20.1	39,443,697,651	43.6	60,470,838,847	66.8	90,493,037,144	100.0
公 債 費	112,291,968,000	円	支出額	43,386,367,199	38.7	28,806,488,679	25.7	11,150,632,584	9.9	28,908,641,006	25.8	361,260	0.0
			累計	43,386,367,199	38.7	72,192,855,878	64.3	83,343,488,462	74.2	112,252,129,468	100.0	112,252,490,728	100.0
諸 支 出 金	116,964,100,000	円	支出額	13,982,936,000	12.0	20,223,829,449	17.3	11,914,390,183	10.2	70,692,400,245	60.5	0	-
			累計	13,982,936,000	12.0	34,206,765,449	29.3	46,121,155,632	39.5	116,813,555,877	100.0	116,813,555,877	100.0
予 備 費	1,953,702	円	支出額	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
			累計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
歳 出 合 計	1,377,066,701,765	円	支出額	249,891,630,564	22.8	174,056,443,794	15.9	218,266,223,310	19.9	329,078,736,785	30.1	123,695,903,999	11.3
			累計	249,891,630,564	22.8	423,948,074,358	38.7	642,214,297,668	58.7	971,293,034,453	88.7	1,094,988,938,452	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比 R1/H30	不納欠損額	収入未済額
	円	円	円	%	円	円
公債費	236,791,515,000	236,782,197,178	236,782,197,178	94.9	0	0
母子父子寡婦福祉資金	213,469,000	287,371,001	218,169,087	124.3	82,818	69,119,096
国民健康保険	199,284,199,000	200,132,351,378	200,132,351,378	99.9	0	0
中小企業高度化資金	2,651,716,000	3,258,761,713	3,226,064,304	121.0	13,733,369	18,964,040
農業改良資金	38,282,000	238,600,190	222,146,666	94.5	0	16,453,524
沿岸漁業改善資金	50,724,000	602,976,068	602,976,068	100.1	0	0
林業・木材産業改善資金	61,643,000	370,843,169	358,672,174	100.4	0	12,170,995
県有林	426,104,000	416,336,814	416,336,814	94.6	0	0
土地取得	137,064,000	137,526,648	137,526,648	6.3	0	0
土地区画整理事業	425,294,000	425,253,969	425,253,969	924.2	0	0
港湾整備事業	(1,492,973,116) 5,505,348,116	4,988,649,030	4,988,649,030	66.2	0	0
歳入合計	(1,492,973,116) 445,585,358,116	447,640,867,158	447,510,343,316	94.1	13,816,187	116,707,655
前年度	(2,778,950,058) 474,082,592,058	475,732,745,367	475,563,172,059	—	191,336	169,381,972
比較増減 (△)	(△1,285,976,942) △28,497,233,942	△28,091,878,209	△28,052,828,743	—	13,624,851	△52,674,317

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額を含んでいる。

イ 会 計 別 歳 出 額

会 計 名	予 算 現 額	支 出 済 額	支出済額 の年度対比 R1/H30 %	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額
				繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円		円	円	円	円
公 債 費	236,791,515,000	236,782,197,178	94.9	0	0	0	9,317,822
母子父子寡婦福祉資金	213,469,000	34,334,470	114.6	0	0	0	179,134,530
国 民 健 康 保 険	199,284,199,000	197,560,865,052	100.0	0	0	0	1,723,333,948
中小企業高度化資金	2,651,716,000	2,424,143,504	123.6	0	0	0	227,572,496
農 業 改 良 資 金	38,282,000	37,856,998	94.9	0	0	0	425,002
沿岸漁業改善資金	50,724,000	71,197	77.0	0	0	0	50,652,803
林業・木材産業改善資金	61,643,000	190,565	1.2	0	0	0	61,452,435
県 有 林	426,104,000	303,570,005	72.3	94,592,000	0	94,592,000	27,941,995
土 地 取 得	137,064,000	137,063,454	6.3	0	0	0	546
土地区画整理事業	425,294,000	425,253,969	924.2	0	0	0	40,031
港 湾 整 備 事 業	(1,492,973,116) 5,505,348,116	4,549,367,287	69.9	753,034,718	177,665,220	930,699,938	25,280,891
歳 出 合 計	(1,492,973,116) 445,585,358,116	442,254,913,679	94.6	847,626,718	177,665,220	1,025,291,938	2,305,152,499
前 年 度	(2,778,950,058) 474,082,592,058	467,703,038,547	—	1,188,859,760	304,113,356	1,492,973,116	4,886,580,395
比 較 増 減 (△)	(△1,285,976,942) △28,497,233,942	△25,448,124,868	—	△341,233,042	△ 126,448,136	△467,681,178	△2,581,427,896

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収 入 未 済 状 況

会 計 名	金 額	摘 要
母子父子寡婦福祉資金	69,119,096	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入 母子父子寡婦福祉資金違約金 過年度過払金等返還金
中小企業高度化資金	18,964,040	設備導入資金 高度化資金
農業改良資金	16,453,524	改良資金貸付金 違約金
林業・木材産業改善資金	12,170,995	改善資金貸付金 違約金
計	116,707,655	

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	科 目 (款)	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	円 1,492,973,116	円 1,491,149,436	円 1,823,680
計		1,492,973,116	1,491,149,436	1,823,680

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
県 有 林	1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費	円 94,592,000	円 0	円 94,592,000
港 湾 整 備 事 業	2 土 木 費	1 港 湾 費	753,034,718	177,665,220	930,699,938
計			847,626,718	177,665,220	1,025,291,938

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間		
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	
公債費	236,791,515,000	円	収入額	65,885,598,003	27.8	83,888,128,403	35.4	37,696,319,582	15.9	49,244,928,225	20.8	67,222,965	0.0
			累計	65,885,598,003	27.8	149,773,726,406	63.3	187,470,045,988	79.2	236,714,974,213	100.0	236,782,197,178	100.0
母子父子寡婦福祉資金	213,469,000	円	収入額	156,110,205	71.6	17,722,897	8.1	18,275,684	8.4	21,549,936	9.9	4,510,365	2.1
			累計	156,110,205	71.6	173,833,102	79.7	192,108,786	88.1	213,658,722	97.9	218,169,087	100.0
国民健康保険	199,284,199,000	円	収入額	52,297,795,786	26.1	52,931,625,780	26.4	39,711,687,496	19.8	31,864,668,257	15.9	23,326,574,059	11.7
			累計	52,297,795,786	26.1	105,229,421,566	52.6	144,941,109,062	72.4	176,805,777,319	88.3	200,132,351,378	100.0
中小企業高度化資金	2,651,716,000	円	収入額	934,582,667	29.0	64,152,000	2.0	145,023,878	4.5	2,097,126,545	65.0	△14,820,786	△0.5
			累計	934,582,667	29.0	998,734,667	31.0	1,143,758,545	35.5	3,240,885,090	100.5	3,226,064,304	100.0
農業改良資金	38,282,000	円	収入額	220,627,838	99.3	111,000	0.0	900,000	0.4	931,000	0.4	△423,172	△0.2
			累計	220,627,838	99.3	220,738,838	99.4	221,638,838	99.8	222,569,838	100.2	222,146,666	100.0
沿岸漁業改善資金	50,724,000	円	収入額	603,538,059	100.1	90,000	0.0	160,000	0.0	90,000	0.0	△901,991	△0.1
			累計	603,538,059	100.1	603,628,059	100.1	603,788,059	100.1	603,878,059	100.1	602,976,068	100.0
林業・木材産業改善資金	61,643,000	円	収入額	357,573,629	99.7	15,000	0.0	15,000	0.0	1,015,000	0.3	53,545	0.0
			累計	357,573,629	99.7	357,588,629	99.7	357,603,629	99.7	358,618,629	100.0	358,672,174	100.0
県有林	426,104,000	円	収入額	32,603,112	7.8	57,360,527	13.8	218,513,672	52.5	15,598,510	3.7	92,260,993	22.2
			累計	32,603,112	7.8	89,963,639	21.6	308,477,311	74.1	324,075,821	77.8	416,336,814	100.0
土地取得	137,064,000	円	収入額	406,696	0.3	517,210	0.4	135,712,678	98.7	425,170	0.3	464,894	0.3
			累計	406,696	0.3	923,906	0.7	136,636,584	99.4	137,061,754	99.7	137,526,648	100.0
土地区画整理事業	425,294,000	円	収入額	213,045	0.1	1,995,644	0.5	0	—	423,045,280	99.5	0	—
			累計	213,045	0.1	2,208,689	0.5	2,208,689	0.5	425,253,969	100.0	425,253,969	100.0
港湾整備事業	5,505,348,116	円	収入額	1,236,404,489	24.8	583,537,944	11.7	384,043,239	7.7	1,913,224,665	38.4	871,438,693	17.5
			累計	1,236,404,489	24.8	1,819,942,433	36.5	2,203,985,672	44.2	4,117,210,337	82.5	4,988,649,030	100.0
歳入合計	445,585,358,116	円	収入額	121,725,453,529	27.2	137,545,256,405	30.7	78,310,651,229	17.5	85,582,602,588	19.1	24,346,379,565	5.4
			累計	121,725,453,529	27.2	259,270,709,934	57.9	337,581,361,163	75.4	423,163,963,751	94.6	447,510,343,316	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	236,791,515,000	支出額	61,139,598,003	25.8	49,301,128,403	20.8	62,163,319,582	26.3	64,178,151,190	27.1	0	—
			61,139,598,003	25.8	110,440,726,406	46.6	172,604,045,988	72.9	236,782,197,178	100.0	236,782,197,178	100.0
母子父子寡婦福祉資金	213,469,000	支出額	8,435,718	24.6	10,436,631	30.4	5,761,702	16.8	9,666,329	28.2	34,090	0.1
			8,435,718	24.6	18,872,349	55.0	24,634,051	71.7	34,300,380	99.9	34,334,470	100.0
国民健康保険	199,284,199,000	支出額	33,311,528,556	16.9	47,307,388,124	23.9	48,984,352,152	24.8	46,971,597,206	23.8	20,985,999,014	10.6
			33,311,528,556	16.9	80,618,916,680	40.8	129,603,268,832	65.6	176,574,866,038	89.4	197,560,865,052	100.0
中小企業高度化資金	2,651,716,000	支出額	41,523,389	1.7	218,616,565	9.0	145,755,713	6.0	30,087,096	1.2	1,988,160,741	82.0
			41,523,389	1.7	260,139,954	10.7	405,895,667	16.7	435,982,763	18.0	2,424,143,504	100.0
農業改良資金	38,282,000	支出額	35,468,620	93.7	2,082,960	5.5	0	—	160,035	0.4	145,383	0.4
			35,468,620	93.7	37,551,580	99.2	37,551,580	99.2	37,711,615	99.6	37,856,998	100.0
沿岸漁業改善資金	50,724,000	支出額	0	—	24,410	34.3	34,440	48.4	10,000	14.0	2,347	3.3
			0	—	24,410	34.3	58,850	82.7	68,850	96.7	71,197	100.0
林業・木材産業改善資金	61,643,000	支出額	28,360	14.9	0	—	1,540	0.8	36,620	19.2	124,045	65.1
			28,360	14.9	28,360	14.9	29,900	15.7	66,520	34.9	190,565	100.0
県有林	426,104,000	支出額	5,646,552	1.9	16,938,553	5.6	240,813,173	79.3	32,354,139	10.7	7,817,588	2.6
			5,646,552	1.9	22,585,105	7.4	263,398,278	86.8	295,752,417	97.4	303,570,005	100.0
土地取得	137,064,000	支出額	517,210	0.4	534,224	0.4	425,170	0.3	135,586,850	98.9	0	—
			517,210	0.4	1,051,434	0.8	1,476,604	1.1	137,063,454	100.0	137,063,454	100.0
土地区画整理事業	425,294,000	支出額	0	—	2,208,689	0.5	0	—	423,045,280	99.5	0	—
			0	—	2,208,689	0.5	2,208,689	0.5	425,253,969	100.0	425,253,969	100.0
港湾整備事業	5,505,348,116	支出額	294,886,575	6.5	1,131,534,191	24.9	104,125,930	2.3	1,806,751,475	39.7	1,212,069,116	26.6
			294,886,575	6.5	1,426,420,766	31.4	1,530,546,696	33.6	3,337,298,171	73.4	4,549,367,287	100.0
歳出合計	445,585,358,116	支出額	94,837,632,983	21.4	97,990,892,750	22.2	111,644,589,402	25.2	113,587,446,220	25.7	24,194,352,324	5.5
			94,837,632,983	21.4	192,828,525,733	43.6	304,473,115,135	68.8	418,060,561,355	94.5	442,254,913,679	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,456,222.64 m ²	△ 185,019.47 m ²	81,271,203.17 m ²
	う ち 山 林	61,505,434.39 m ²	△ 2,447.44 m ²	61,502,986.95 m ²
	普 通 財 産	3,092,707.15 m ²	140,266.10 m ²	3,232,973.25 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	54,161.94 m ²	△ 1,715.47 m ²	52,446.47 m ²
	計	84,603,091.73 m ²	△ 46,468.84 m ²	84,556,622.89 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,316,533.63 m ³	47,159.48 m ³	1,363,693.11 m ³
	分 収 林	1,694,645.30 m ³	9,348.85 m ³	1,703,994.15 m ³
	計	3,011,178.93 m ³	56,508.33 m ³	3,067,687.26 m ³
建 物	行 政 財 産	2,698,030.51 m ²	△ 14,247.14 m ²	2,683,783.37 m ²
	普 通 財 産	91,692.55 m ²	15,155.19 m ²	106,847.74 m ²
	計	2,789,723.06 m ²	908.05 m ²	2,790,631.11 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	0 隻	5 隻
		1,352.00 総ト	10.00 総ト	1,362.00 総ト
	航 空 機	0 機	0 機	0 機
物 権	地 上 権	67,065,037.99 m ²	△ 1,280,510.91 m ²	65,784,527.08 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	29 件	△ 3 件	26 件
	実 用 新 案 権	0 件	0 件	0 件
	育 成 者 権	16 件	0 件	16 件
	著 作 権	6 件	0 件	6 件
	商 標 権	23 件	1 件	24 件
有 価 証 券	株 券	1,067,770 千円	0 千円	1,067,770 千円
出 資 に よ る 権 利	出 資 証 券	3,274,341 千円	△ 4,582 千円	3,269,759 千円
	出 資 に よ る 権 利	64,097,529 千円	837,317 千円	64,934,846 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	3,966 個	△ 296 個	3,670 個
船 舶	40 隻	0 隻	40 隻
車 両	1,460 台	△ 14 台	1,446 台
合 計	5,466	△ 310	5,156

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	13,488,264,774 千円	地方債共同発行連帯債務保証 他
損 失 補 償	7,263,505 千円	みやぎ産業振興機構みやぎ中小企業チャレンジ応援基金事業損失補償 他

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金 等	139,791,234,559 円	△ 6,195,108,328 円	133,596,126,231 円

(貸付金等の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
レオネクスト K 旭ヶ浦 I 敷金	51,000	△ 51,000	0
レオネクスト K 旭ヶ浦 II 敷金	100,000	△ 100,000	0
レオネクスト 桜式番館 敷金	311,000	△ 204,000	107,000
一般公共施設整備事業貸付金	626,834,545	203,398,163	830,232,708
公営企業安定化資金貸付金	227,490,000	△ 24,310,000	203,180,000
東京事務所借上宿舍敷金	1,423,500	△ 743,500	680,000
災害援護資金貸付金	13,800,721,292	△ 1,246,174,660	12,554,546,632
看護学生修学資金貸付金	256,835,195	△ 152,050,775	104,784,420
地方独立行政法人宮城県立こども病院貸付金	1,792,125,000	438,750,000	2,230,875,000
地方独立行政法人宮城県立病院機構貸付金	3,836,597,832	421,649,185	4,258,247,017
地方独立行政法人宮城県立こども病院 法人移行前地方債償還債務負担金	5,597,144,167	△ 379,277,620	5,217,866,547
地方独立行政法人宮城県立病院機構 法人移行前地方債償還債務負担金	2,992,296,183	△ 614,291,717	2,378,004,466
医学生修学資金等貸付金	873,600,000	△ 40,800,000	832,800,000
介護福祉士等修学資金貸付金	30,520,288	△ 27,986,138	2,534,150
母子父子寡婦福祉資金貸付金	379,999,490	△ 40,094,817	339,904,673
被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金	85,103,404,804	△ 2,043,211,463	83,060,193,341
企業振興投資育成事業資金貸付金	60,000,000	△ 30,000,000	30,000,000
機械類貸与資金貸付金	152,374,000	△ 25,396,000	126,978,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	18,000,000	△ 3,000,000	15,000,000
中小企業支援センター経営基盤強化支援貸付金	0	100,000,000	100,000,000
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	4,290,000,000	0	4,290,000,000
中小企業高度化資金貸付金	2,042,513,000	△ 145,458,000	1,897,055,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	83,890,000	△ 41,470,000	42,420,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (新設備貸与)	850,947,000	97,640,000	948,587,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金 (旧設備貸与)	70,460,000	△ 31,640,000	38,820,000
工場立地盤整備事業貸付金	1,213,467,000	△ 593,247,000	620,220,000
大阪事務所名古屋産業立地センター敷金	2,600,436	0	2,600,436
農業改良資金貸付金 (農業改良資金)	1,539,000	△ 1,539,000	0
農業改良資金貸付金 (就農支援資金)	61,980,000	△ 24,587,000	37,393,000
沿岸漁業改善資金貸付金	2,340,000	△ 430,000	1,910,000
林業・木材産業改善資金貸付金	54,498,000	△ 15,736,000	38,762,000
宮城県東京アンテナショップ敷金	111,600,000	0	111,600,000
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	93,846,813	△ 13,098,000	80,748,813
新規参入者定着支援資金貸付金	738,000	△ 123,000	615,000
就農支援資金県貸付金	35,244,707	△ 20,244,710	14,999,997
林業公社貸付金	957,567,305	19,000,000	976,567,305
フェリー埠頭災害復旧費貸付金	201,437,002	△ 16,631,276	184,805,726
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,259,000,000	△ 150,000,000	7,109,000,000
仙台空港旅客ターミナルビル災害復旧資金貸付金	3,397,329,000	△ 261,333,000	3,135,996,000
中坪・荷揚場地区整備事業に係る貸付金	2,668,000,000	△ 1,377,110,000	1,290,890,000
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	156,000,000	△ 156,000,000	0
昭和44年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	84,000,000	0	84,000,000
昭和45年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	70,000,000	0	70,000,000
昭和46年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	18,620,000	0	18,620,000
昭和47年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	77,000,000	0	77,000,000
昭和48年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	90,677,000	0	90,677,000
昭和49年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	74,740,000	0	74,740,000
昭和51年度において建設する賃貸住宅の建設資金の出資に関する契約(貸付金)	41,238,000	0	41,238,000

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
平成27(ノ)第298号損害賠償請求調停事件求償金	1,480,000	△ 200,000	1,280,000
高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金	27,552,000	1,008,000	28,560,000
塩釜警察署署長宿舍敷金	87,000	0	87,000
岩沼警察署署長宿舍敷金	207,000	0	207,000
石巻警察署署長宿舍敷金	213,000	0	213,000
気仙沼警察署署長宿舍敷金	58,000	0	58,000
河北警察署署長宿舍敷金	71,000	△ 71,000	0
河北警察署署長宿舍敷金	0	56,000	56,000
古川警察署署長宿舍敷金	130,000	0	130,000
遠田警察署署長宿舍敷金	106,000	0	106,000
泉警察署南光台交番仮庁舎敷金	230,000	0	230,000
合 計	139,791,234,559	△ 6,195,108,328	133,596,126,231

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金	現 金	318,289,875	△ 45,799,174	272,490,701
財 政 調 整 基 金	現 金	23,187,859,930	△ 4,721,725,827	18,466,134,103
県 債 管 理 基 金	計	130,039,373,156	19,591,684,424	149,631,057,580
	有 価 証 券	24,500,000,000	5,000,000,000	29,500,000,000
	現 金	105,530,639,895	14,600,417,685	120,131,057,580
	繰 入 運 用	8,733,261	△ 8,733,261	0
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	40,714,855,326	△ 5,337,213,133	35,377,642,193
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	17,669,213,115	△ 3,413,238,707	14,255,974,408
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	31,089,661,847	△ 4,651,573,749	26,438,088,098
土 地 基 金	計	10,508,506,451	1,885,000	10,510,391,451
	現 金	10,373,327,997	137,063,454	10,510,391,451
	貸 付 金	135,178,454	△ 135,178,454	0
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	14,549,727,353	374,653,138	14,924,380,491
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
地 域 環 境 保 全 基 金	現 金	2,885,667,879	△ 657,957,577	2,227,710,302
環 境 創 造 基 金	現 金	561,407,047	79,656,782	641,063,829
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	198,255,978	△ 168,689,779	29,566,199
宮 城 み ど り の 基 金	現 金	10,857,417	413,000	11,270,417
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	941,003,315	△ 323,280,084	617,723,231
文 化 振 興 基 金	現 金	6,303,212,727	△ 422,205,441	5,881,007,286
災 害 救 助 基 金	現 金	1,979,577,688	△ 14,847,170	1,964,730,518
社 会 福 祉 基 金	現 金	1,852,006,759	△ 176,340,614	1,675,666,145
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	320,463,386	△ 51,982,551	268,480,835
地 域 医 療 介 護 総 合 確 保 基 金	現 金	7,371,626,684	△ 443,504,795	6,928,121,889
介 護 保 険 財 政 安 定 化 基 金	現 金	1,449,378,789	270,427	1,449,649,216
子 育 て 支 援 対 策 臨 時 特 例 基 金	現 金	383,954,409	△ 224,201,725	159,752,684
東 日 本 大 震 災 み や ぎ こ ど も 育 英 基 金	現 金	8,052,858,226	△ 448,920,449	7,603,937,777
自 殺 対 策 緊 急 強 化 基 金	現 金	105,059,054	△ 47,141,637	57,917,417
後 期 高 齢 者 医 療 財 政 安 定 化 基 金	現 金	2,139,542,877	399,201	2,139,942,078

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
国民健康保険財政安定化基金	現金	3,289,105,117	1,243,304,617	4,532,409,734
富 県 宮 城 推 進 基 金	現金	17,302,407,151	△ 249,174,153	17,053,232,998
企 業 立 地 資 金 貸 付 基 金	計	737,835,305	56,060	737,891,365
	現金	486,415,955	39,739,360	526,155,315
	貸付金	251,419,350	△ 39,683,300	211,736,050
緊急雇用創出事業臨時特例基金	現金	16,734,462,753	△ 68,768,281	16,665,694,472
中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 基 金	計	686,274,853	△ 7,478,000	678,796,853
	有価証券	539,700,000	△ 59,952,000	479,748,000
	現金	146,574,853	52,474,000	199,048,853
農 林 水 産 業 担 い 手 対 策 基 金	現金	1,175,431,163	△ 90,527,454	1,084,903,709
農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金	現金	393,837,825	△ 106,991,613	286,846,212
県 有 林 基 金	計	667,560,132	△ 112,314,871	555,245,261
	有価証券	8,086,050	0	8,086,050
	現金	659,474,082	△ 112,314,871	547,159,211
森 林 整 備 地 域 活 動 支 援 基 金	現金	32,486,102	△ 2,929,453	29,556,649
森 林 環 境 整 備 基 金	現金	0	3,130,400	3,130,400
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	639,739,603	△ 19,974,453	619,765,150
	有価証券	450,000,000	0	450,000,000
	現金	189,739,603	△ 19,974,453	169,765,150
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	770,253,594	6,083,246	776,336,840
	有価証券	449,800,000	0	449,800,000
	現金	320,453,594	6,083,246	326,536,840
高 等 学 校 等 育 英 奨 学 資 金 貸 付 基 金	計	8,020,519,720	△ 215,047,787	7,805,471,933
	現金	1,536,740,221	345,624,692	1,882,364,913
	貸付金	6,483,779,499	△ 560,672,479	5,923,107,020
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	現金	3,487,891,968	△ 197,204,632	3,290,687,336
美 術 品 等 取 得 基 金	計	2,129,093,064	107,343	2,129,200,407
	現金	585,645,984	△ 52,857	585,593,127
	美術品等	706点	△ 108点	598点
		(1,543,447,080)	(160,200)	(1,543,607,280)

項 目		前年度末現在高（円）	決算年度中増減高（円）	決算年度末現在高（円）
合 計	計	358,699,257,638	△ 917,389,471	357,781,868,167
	有 価 証 券	25,947,586,050	4,940,048,000	30,887,634,050
	現 金	324,329,113,944	△ 5,113,330,177	319,215,783,767
	貸 付 金	6,870,377,303	△ 735,534,233	6,134,843,070
	繰 入 運 用	8,733,261	△ 8,733,261	0
	土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
		(0)	(0)	(0)
	美 術 品 等	706点	△ 108点	598点
(1,543,447,080)		(160,200)	(1,543,607,280)	

(注)各基金における（ ）書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た被災私立学校等教育環境整備支援臨時特例基金2,656,000円、財政調整基金2,591,728,000円、地域整備推進基金1,633,131,490円、東日本大震災復興基金210,791,519円、東日本大震災復興交付金基金399,490,464円、県庁舎等整備基金107,696,233円、地域環境保全基金5,216,912円、地域環境保全特別基金4,719,647円、環境創造基金373,207,153円、産業廃棄物税基金61,650,842円、文化振興基金86,898,050円、社会福祉基金135,161,166円、地域医療再生臨時特例基金20,860,532円、地域医療介護総合確保基金37,222,023円、子育て支援対策臨時特例基金63,451,000円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金626,709,398円、自殺対策緊急強化基金8,412,736円、国民健康保険財政安定化基金305,347,000円、富県宮城推進基金88,134,075円、緊急雇用創出事業臨時特例基金85,145,214円、中山間地域等農村活性化基金622,000円、農林水産業担い手対策基金18,120,916円、農地中間管理事業等推進基金34,898,000円、森林環境整備基金38,604,804円、仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金20,000,000円、スポーツ振興基金170,893,729円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した地域整備推進基金11,198,986,000円、地域医療介護総合確保基金467,221,974円、高等学校等育英奨学資金貸付基金640,000円、スポーツ振興基金28,301,445円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	346,512,323,798	17,872,000,000	18,890,171,311	345,494,152,487
	一 般 単 独 事 業 債	336,666,610,103	12,367,700,000	16,970,039,972	332,064,270,131
	防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	0	2,992,000,000	0	2,992,000,000
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	4,640,700,305	407,600,000	290,789,953	4,757,510,352
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	429,945,068	0	38,402,648	391,542,420
	災 害 復 旧 事 業 債	9,687,173,579	2,294,300,000	964,690,590	11,016,782,989
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(988,263,382)	(746,900,000)	(103,948,371)	(1,631,215,011)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(8,698,910,197)	(1,547,400,000)	(860,742,219)	(9,385,567,978)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	7,195,685,461	138,100,000	10,945,797	7,322,839,664
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	9,726,231,253	0	236,639,615	9,489,591,638
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	198,800,094	0	101,979,970	96,820,124
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	21,752,335,457	2,581,700,000	180,531,395	24,153,504,062
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	562,027,986	0	72,213,102	489,814,884
	減 収 補 填 債	45,212,547,328	0	3,512,763,168	41,699,784,160
	上 水 道 事 業 出 資 債	7,535,299,705	66,700,000	1,054,620,164	6,547,379,541
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	670,794,281	0	197,116,147	473,678,134
	観 光 そ の 他 事 業 債	146,000,000	0	0	146,000,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,154,913,028	0	103,517,452	1,051,395,576
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	17,452,684,763	1,990,500,000	2,630,886,595	16,812,298,168
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	2,258,700,000	0	1,859,700,000	399,000,000
臨 時 財 政 特 例 債	182,011,143	0	113,535,761	68,475,382	
減 税 補 填 債	33,092,439,970	0	2,705,510,030	30,386,929,940	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 填 債	729,000,000	0	72,900,000	656,100,000
	臨 時 財 政 対 策 債	623,707,602,959	39,883,053,000	29,450,894,607	634,139,761,352
	調 整 債	8,327,272	0	8,327,272	0
	財 政 健 全 化 債	8,200,720,000	0	259,290,000	7,941,430,000
	地 域 再 生 事 業 債	7,496,642,792	0	400,832,208	7,095,810,584
	行 政 改 革 推 進 債	14,181,825,000	0	188,200,000	13,993,625,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,517,000,000	0	188,000,000	4,329,000,000
	退 職 手 当 債	30,150,000,000	0	2,527,000,000	27,623,000,000
	財 源 対 策 債	3,381,370,685	0	265,271,864	3,116,098,821
	借 換 債	0	103,700,000,000	103,700,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	15,771,828,932	56,933,333	1,468,167,421	14,360,594,844
	小 計	1,553,221,540,962	184,350,586,333	188,462,937,042	1,549,109,190,253
	特 別 会 計	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	265,282,555	0	7,665,440
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債		90,599,871,653	73,503,000	2,174,398,881	88,498,975,772
県 有 林 整 備 債		2,137,239,572	0	148,918,625	1,988,320,947
土 地 区 画 整 理 事 業 債		26,348,544	0	26,348,544	0
流 域 下 水 道 事 業 債		17,283,268,283			
港 湾 整 備 事 業 債		26,476,937,918	832,600,000	2,256,971,462	25,052,566,456
小 計		136,788,948,525	906,103,000	4,614,302,952	115,797,480,290
合 計	1,690,010,489,487	185,256,689,333	193,077,239,994	1,664,906,670,543	

(注)流域下水道事業債については、令和元年度に流域下水道事業特別会計から流域下水道事業会計へ移行したため、前年度末現在高までしか計上していないことから、特別会計小計と合計における横計は一致しない。

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

令和2年7月9日審査に付された令和元年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品等取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (令 和 2 年 3 月 31 日 現 在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 10,373,327,997	円 137,063,454	円 0	円 10,510,391,451
貸 付 金	135,178,454	0	135,178,454	0
土 地	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡	0.00㎡
	0	0	0	0
計	10,508,506,451	137,063,454	135,178,454	10,510,391,451

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (令和2年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 486,415,955	円 39,739,360	円 0	円 526,155,315
貸 付 金	251,419,350	0	39,683,300	211,736,050
計	737,835,305	39,739,360	39,683,300	737,891,365

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成26年度	13	円 516,341,500	1	円 50,000,000	3	円 104,839,750	11	円 461,501,750
平成27年度	11	461,501,750	3	67,200,000	0	40,300,750	14	488,401,000
平成28年度	14	488,401,000	1	13,000,000	1	173,315,300	14	328,085,700
平成29年度	14	328,085,700	0	0	0	29,254,800	14	298,830,900
平成30年度	14	298,830,900	0	0	3	47,411,550	11	251,419,350
令和元年度	11	251,419,350	0	0	2	39,683,300	9	211,736,050

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品等取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (令和2年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 585,645,984	円 36,027,143	円 36,080,000	円 585,593,127
美 術 品 等	1,543,447,080	36,080,000	35,919,800	1,543,607,280
計	2,129,093,064	72,107,143	71,999,800	2,129,200,407

(美術品等増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 46	円 465,713,000	点 1	円 27,500,000	点 4	円 19,415,500	点 43	円 473,797,500
版 画	251	135,925,750			10	2,812,800	241	133,112,950
彫 刻	20	298,337,330					20	298,337,330
写 真	242	22,464,000			88	8,284,000	154	14,180,000
素 描	89	323,961,000			9	3,244,500	80	320,716,500
日 本 画	42	285,460,000			1	2,163,000	41	283,297,000
工 芸	16	11,586,000					16	11,586,000
博 物 館 資 料			3	8,580,000			3	8,580,000
計	706	1,543,447,080	4	36,080,000	112	35,919,800	598	1,543,607,280

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高		決算年度末現在高 (令和2年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 1,536,740,221	円 1,518,562,693	円 1,172,938,001	円 1,882,364,913
貸 付 金	6,483,779,499	1,169,505,000	1,730,177,479	5,923,107,020
計	8,020,519,720	2,688,067,693	2,903,115,480	7,805,471,933

※ 貸付金の減少額については、貸付金の償還のほか、償還免除した金額を含む。

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
令和元年度	人 13,501	円 6,483,779,499	人 1,618	円 1,169,505,000	人 2,384	円 1,730,177,479	人 12,735	円 5,923,107,020

【参 考】

区 分	前年度末現在高		貸 付(増)		償 還 等(減)		決算年度末現在高	
	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	金 額	
平成26年度	円 7,813,380,262	円 1,490,714,000	円 941,610,205	円 8,362,484,057				
平成27年度	8,362,484,057	1,366,460,000	940,493,789	8,788,450,268				
平成28年度	8,788,450,268	1,583,759,200	3,524,829,969	6,847,379,499				
平成29年度	6,847,379,499	1,476,198,000	1,660,797,009	6,662,780,490				
平成30年度	6,662,780,490	1,365,914,000	1,544,914,991	6,483,779,499				

(収入未済の状況)

区 分	前年度末現在高		決算年度中増減				決算年度末現在高	
			増		減			
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
奨 学 資 金	人 1,852	円 317,497,822	人 335	円 88,029,273	人 201	円 64,224,928	人 1,986	円 341,302,167

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億4千1百万円で、前年度に比べ約2千4百万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。

引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど新たな収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、未納者の連帯保証人に対する催告等の速やかな実施や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮監委 第 75 号

令和 2 年 9 月 10 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

令和元年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和元年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に定める，令和元年度決算に係る実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。），資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は，知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か，その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き，決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに，関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

令和元年度は、実質赤字が発生しなかったことから、実質赤字比率、連結赤字比率及び資金不足比率とも算定されなかった。また、実質公債費比率は 12.9 %、将来負担比率は 161.9 %と、いずれも前年度と比較して微減した。

今回の比率によると、昨年度同様、健全化判断比率は早期健全化基準を下回り、資金不足比率も経営健全化基準を下回ったが、これらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

県の財政状況は、県税収入が減少傾向にあるなど地方一般財源の伸びが期待しにくい中、復興の進展に伴い生じる様々な課題への対応に加え、社会保障関係経費や公共施設等の老朽化対策経費など支出の避けられない経費が年々増加する傾向にあることから、厳しい財政状況に直面する可能性が懸念される。

よって、早期健全化基準等の超過の有無のみならず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等についての的確に分析し、全庁一体となって健全な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

令和元年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和元年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25 %）

令和元年度の実質公債費比率は 12.9 %となっており，前年度と比較し微減した。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400 %）

令和元年度の将来負担比率は 161.9 %となっており，前年度と比較し微減した。

(5) 資金不足比率

令和元年度の資金不足比率は，各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから，算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	12.9	13.6	25.0	35.0
④将来負担比率	161.9	164.6	400.0	
資金不足比率	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業(特別)会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヶ年平均}) \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

② 将来負担額：イからヌまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

（本県における「ヘ」該当法人）

宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，宮城県信用保証協会

ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額に関する一般会計等の負担見込額

チ 地方公共団体が設立した法人以外の者に対する貸付金に関する一般会計等の負担見込額

リ 連結実質赤字額

ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

（将来負担額から控除されるもの）

③ 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

③ 事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

（1）一般会計等

① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子父子寡婦福祉資金特別会計 ④ 中小企業高度化資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計

⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

（地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計 ④ 流域下水道事業会計

（地方公営企業法非適用企業）⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度決算審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 本県の財政状況

	意 見 の 内 容
<p>(決算状況) 本県の平成30年度の一般会計及び特別会計の歳入決算額は1兆7,132億583万2,477円、歳出決算額は1兆6,158億1,329万4,903円で、歳入歳出差引額(形式収支額)は973億9,253万7,574円の黒字となった。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源714億1,474万7,985円を控除した実質収支額は、259億7,778万9,589円で、このうち一般会計の実質収支額は190億5,252万9,193円の黒字となった。</p> <p>基金は、計39基金で、現在高総額3,586億9,925万7,638円であり、前年度と比べ111億5,302万5,266円の減少となっている。</p> <p>県債残高は1兆6,900億1,048万9,487円で前年度と比べ88億6,005万5,851円の減少(△0.5%)で、5年連続の減少となっており、財政調整基金及び県債管理基金の合計残高は1,532億2,723万3,086円で、前年度と比べ224億5,037万9,506円の増加(+17.2%)となっている。</p> <p>このように、一般会計の実質収支額が黒字を計上し、財政調整基金等の現在高も増加しているものの、県税収入の伸びが鈍化するなど地方一般財源総額の大幅な伸びが期待しにくい中、毎年度、当初予算編成時には、財源不足に対応するため財政調整基金等の多額の取崩しを余儀なくされており、平成30年度当初予算編成時には、最終的に起債にまでは至らなかったとは言え、特例的な県債である退職手当債の計上まで行っている厳しい財政状況にある。</p> <p>(経済性・効率性・有効性重視の財政運営) 県では現在、「宮城県震災復興計画」における最後の3年間の取組を進めているところであるが、復興期間終了後は国の地方交付税措置や国庫補助金等の取扱いが不透明である上、今後も社会保障関係経費などの増加が見込まれることから、一層財源不足となっていくことが懸念される。</p> <p>よって、国への要望等も含め、財源の確保には万全を期すとともに、復興期間が終了した後の財政規模の縮小なども見据えながら、これまで以上に経済性・効率性・有効性の観点を重視した財政運営に努められたい。</p> <p>(精度の高い予算管理と執行) 各課室・地方公所においては、真に必要な事業の予算が確保できるよう、各事業の進捗のチェックや今後所要額の把握等を的確に実施して予算要求と執行管理の精度を高め、年度途中での必要以上の予算補正や年度末での不用額発生を抑制するなど、予算の適切な管理と執行に努められたい。</p>	<p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">対 応 の 状 況</p>
<p>【担当：総務部 財政課】 《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新・みやぎ財政運営戦略」に定める取組を実施することにより、復興期間後を見据えながら持続可能な財政運営を意識した予算編成及び効率的な財源配分の実現に努める。 また、国に対しては東日本大震災からの復旧・復興等に対する国の長期にわたる確実な支援を求めていく。(継続) ○令和2年度当初予算編成に向けた個別管理事業や懸案事項等について事業の進捗や今後所要の把握などを行い、施策の実現に必要な財源の確保及び効果的・効率的な予算配分に努める。(継続) <p>《成果(取組結果)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新・みやぎ財政運営戦略に定める取組を着実に実施し、通常分については必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分をするとともに、震災分については、震災復興計画に掲げる施策に対して予算を着実に配分することができた。また、国と復興・創生期間後も対応が必要な課題整理を行い、一定の現状認識を得ることができ、令和元年12月には「復興の基本方針」が示され、復興・創生期間後5年間については財政支援が継続する見通しとなった。 ○令和元年度の予算執行については、令和元年3月末に予算執行基準について庁内に通知を行い、適正な予算執行を促すとともに、復興完遂後を見据えて事務事業見直しに着手し、各事業の課題分析を行い見直しの方向性について整理することができた。 <p>《今後の課題》 復興需要の収束に伴う税収の伸びの鈍化や令和3年度以降の国による財政支援の縮小を見据えながら、既存事業の効果を精査し効率的な財政運営に努めていく必要がある。</p> <p>《令和2年度以降の取組》 令和3年度以降も取組が必要な復興事業について、引き続き、国に対して財政支援を求めていくとともに、今年度着手した事務事業見直しについて、引き続き見直しを精査し、効果的・効率的な予算配分に努めていく。</p>	

事項名：(2) 健全な財政運営と県民への説明責任

意見の内容
<p>(財政力指数と経常収支比率) 県の財政力の強さを示す財政力指数は0.62902で、前年度と比べ0.00118ポイント上昇した。一方、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については96.8%であり、前年度と比べ0.4ポイント下降はしたが、依然として財政構造の硬直化が続いている。</p> <p>(健全化判断比率) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている健全化判断比率についてみると、実質公債費比率は13.6%で前年度から0.9ポイント低下し、将来負担比率も164.6%と前年度から7.1ポイント低下している。いずれも、指標は改善しており、健全な基準の範囲内であるものの、財政構造が硬直化している現状を踏まえ、今後も各指標の推移には十分注意が必要である。</p> <p>(新・みやぎ財政運営戦略) 現在、県では、「新・みやぎ財政運営戦略」に基づき、歳入確保や歳出削減に徹底して取り組んでいるところである。今後も引き続き、同戦略に基づく財政運営を徹底し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営の実現を図るとともに、同戦略の指標である、計画期間（平成30年度～令和2年度）中における実質公債費比率、将来負担比率の安定推移とプライマリー・バランスの黒字安定推移の達成に努められたい。</p> <p>(県民への説明責任) 県民に対しては、毎年財源不足が生じている厳しい現状や今後の見通しなど、現下の県財政の状況全般はもとより、毎年度の各事業の実施による成果、効果等についても、できるだけ分かりやすく継続的に、情報提供を実施されたい。 とりわけ、平成20年3月から導入している「みやぎ発展税」や、平成23年4月から導入している「みやぎ環境税」など、一定の政策目的のための超過課税等に関しては、その目的等に加え、追加負担による事業実施の有効性などを丁寧に説明されたい。</p> <p>(公社等外郭団体の経営改善と自律的運営) 県が財政的に関与している点で、公社等外郭団体が健全で自律的な運営を行っていくことも重要であり、平成30年度からは「第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づき、各団体の経営改善や県の財政的関与の適正化などが進められているところである。しかし、平成30年度の財政的援助団体等監査では、債務超過に陥っている団体や累積赤字を有している団体が認められたほか、補助金等の県からの財政的支援に大きく依存した経営を行っている団体も少なくない状況であったことから、低金利時代の下でも資産運用収入低下によるリスクに左右されない安定経営が継続できるよう、各団体の経営改善と自律的運営に向け、改革の取組をさらに推進されたい。また、県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導等も引き続き実施されたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none">○「新・みやぎ財政運営戦略」に定める取り組みを実施することにより、持続可能な財政運営の実現を図るとともに、同戦略の達成指標である実質公債費比率、将来負担比率の安定推移、プライマリーバランスの黒字安定推移に努める。(継続)○県財政の現状等について、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行う。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none">○新・みやぎ財政運営戦略に定める取組を着実に実施し、必要性や優先度の高い施策に予算を重点配分するとともに、特例的な県債の活用を抑制し将来負担を軽減することができた。また、平成30年度決算の実質公債費比率は13.6%（前年度比△0.9%）、将来負担比率は164.6%（前年度比△7.1%）と改善し、プライマリーバランス（臨時財政対策債を除く。）も黒字に推移していることから、達成指標は安定推移しており取組は着実に進んでいる。○県財政の現状等について、県政だよりや県ホームページ等を活用して県民への情報提供を行った。特に県政だよりへの掲載に当たっては、グラフを大きく見やすいものに変更したほか、タイトルや説明も、よりわかりやすい言葉で簡潔にするなど、財政運営の現状や今後の見通しについて、県民理解が促進されるよう工夫を行った。 <p>《今後の課題》</p> <p>公債費の高止まりに加え、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策などの増加が避けられない経費への対応などに計画的に取り組むことが必要である。また、令和元年東日本台風による豪雨被害からの復旧・復興に係る経費への対応により、多額の財政負担が生じており、県債発行の増加や財政調整関係基金の取崩などにより指標の悪化は避けられない状況となっている。</p> <p>《令和2年度以降の取組》</p> <p>新・みやぎ財政運営戦略に掲げる歳入歳出両面にわたる取り組みを着実に実施し、健全で持続可能な財政運営を図る。また、令和3年度以降の財政運営の指針となる次期財政</p>

運営戦略の策定を進める。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- 「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」に基づき、各団体が自ら経営改善のための目標を設定の上、事業実施後の実績評価を行い、県がその評価結果に対して指導・助言を行った。(継続)
- 経営改善や組織等のあり方を検討する必要がある「改善支援団体」のうち、収支状況の悪化が続いていた1団体について、外部有識者による「公社等外郭団体経営評価委員会」において調査審議し、委員会における意見に基づき必要な助言・指導を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

- 県は公社等外郭団体改革計画に基づき指導・助言等を行ってきたが、債務超過に陥っている1団体については、団体が策定した「中期経営計画」に基づく取組等が進み、債務超過の解消には時間がかかるものの、平成30年度は計画目標を前倒して単年度黒字化に至った。また、累積欠損金を有していた団体のうち、2団体については、経営基盤を確立するための減資や事業収益の改善により、累積欠損金の解消に至った。
- 補助金等の県の財政的関与については、団体の自律的運営を促進するため、段階的な縮減に努めており、平成30年度は前年度よりも約21億円縮減となった。

《今後の課題》

- 「改善支援団体」に対して重点的指導・助言を行い、経営改善に向けた取組を支援する。
- 平成31年3月に策定した「経営健全化方針」の対象2団体については、方針に基づく取組が着実に進むよう指導・助言を行う。
- 県の出資等に見合った充実した事業活動が行われるよう、各団体への指導・助言を引き続き行う。

《令和2年度以降の取組》

- 「第Ⅴ期公社等外郭団体改革計画」及び「経営健全化方針」に基づき、各団体の経営改善や自律的運営に向けた取組を継続する。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に基づく施策や事業の成果、効果等については、政策評価・施策評価において効率性、有効性等の観点から分析を行い、外部有識者からなる審議会での審議により客観性を高めるとともに、県民意見の聴取や評価結果の公表により透明性を確保するなど、県民への説明責任の徹底に努めている。(継続)

《成果（取組結果）》

県政の成果及び評価結果を「成果と評価」として取りまとめた。評価の結果については、実施計画の改訂など、次年度以降の施策展開に活用し、その内容を「評価の結果の反映状況説明書」として公表している。

《今後の課題》

引き続き、行政評価の結果をもとに政策課題を設定し、事業の組替えや新規事業の検討等を行い、次年度の予算にしっかりと反映させていく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

今後とも、県の方針・取組などについて、マスコミ等も活用しながら、より分かりやすく公表するなど透明性を確保するとともに、政策評価・施策評価の結果や県民意見等を踏まえた施策展開や事務事業の執行に努める。

【担当：環境生活部 環境政策課】

《取組内容》

「みやぎ環境税」を財源とする事業の実施に当たっては、地球温暖化の主要因となっている二酸化炭素の吸収源確保や排出削減対策のほか、野生鳥獣の適正保護・管理や次世代を見据えた環境教育・人材育成など、「みやぎ環境税」を充当する環境施策を取りまとめた「新みやぎグリーン戦略プラン」を策定し、実施の目的や事業の進捗状況、成果を県政だよりや河北新報へ掲載するとともに、県ホームページなどでも公表している。(継続)

《成果（取組結果）》

令和元年度は、環境税活用事業の計画や実績などについて県政だよりで2回、実際に環境税を活用して事業に取り組んだ県民や事業者の生の声などについて河北新報に1回掲載した。また、県内の地球温暖化防止運動を一体的に図るため県民、事業者、行政等118団体からなる「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議において、各種取組の状況等を紹介したほか、これまでの環境税活用事業の成果などを取りまとめたパンフレットを7,000部作成し、市町村や関係団体等に配布するなどして周知を図った。

《今後の課題》

これまでも、県政だより等により環境税に関する理解を深めてもらうため、事業の進捗状況や成果についての広報を実施しているが、環境教育や普及啓発などの事業は、その性格上、成果を定量的な指標で示すことが難しいため、事業実施の有効性をより分かりやすく示していく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

県政だよりや新聞などでの広報活動については、引き続き、環境税活用事業の進捗状況や成果について、より分かりやすく伝えるよう努めるとともに、各種セミナーや環境フェスティバルなどの普及啓発イベントでも積極的に環境税事業の取組を紹介する。また、事業実施に当たっては、みやぎ環境税の活用事業である旨を明記・周知することを徹底することなどにより、県民への説明責任を果たしてまいりたい。

【担当：環境生活部 循環型社会推進課】

《取組内容》

産業廃棄物税制度について、県民や事業者の理解が得られるよう県ホームページでの公表等により情報提供を行っている。

(1) 県民向けの説明としては、県ホームページ上での公表を行っている。(継続)

- ①産業廃棄物税の概要について（税務課ホームページ）
- ②産業廃棄物税を活用した事業について（循環型社会推進課ホームページ）
- ③産業廃棄物税の課税期間の延長について（循環型社会推進課ホームページ）

(2) 事業者向けの説明としては、(1)の他に、以下を実施している。(継続)

- ①県ホームページ上で公表している事業者向けの適正処理の手引きに概要を掲載
- ②平成17年度から産業廃棄物税制度を導入しているが、3回目の更新時期（平成31年度）に、以下の日程で聞き取り調査や意見徴収を行い、令和7年3月末まで再延長を行った。

H30.9 産業廃棄物税の課税期間延長に関するアンケート調査（産業廃棄物税を活用した取組に対する意見等）

H30.12 産業廃棄物処理業者を中心に産業廃棄物税の使途事業の成果や今後活用できる補助事業に関する説明会を3回（仙台、大崎、仙南）開催し、延べ231名の参加者を得た。

R1.7 パブリックコメント実施
産業廃棄物税関係団体への訪問

R1.10 パブリックコメントの結果公表

R1.11 議会に提出

R2.3 条例施行

《成果（取組結果）》

県は、廃棄物を減らし、持続可能な循環型社会をつくるため、その指針として、平成18年3月に第1期の宮城県循環型社会形成推進計画（以下「循環計画」という。）を策定し、産業廃棄物税を循環計画の目標達成のために必要な施策に充当してきた結果、廃棄物等の3R（発生抑制（リデュース（Reduce））、再使用（リユース（Reuse））、再生利用（リサイクル（Recycle））の取組に対する意識が向上し、ごみの分別、一定のリサイクルシステムの構築等によるごみ排出量の減少やリサイクル率の向上などの成果が見られた。

《今後の課題》

東日本大震災により生活基盤及び社会基盤の多くが一変したことにより、これまで進展してきた3Rの取組が大きく後退したことから、循環型社会の実現に向けた取組をさらに進めるため、平成28年3月に第2期の循環計画を策定した。第2期循環計画では新たな課題への対応も含めた取組や施策を示し、行政だけでなく、県民に対する普及啓発事業（3R啓発イベントや3RラジオCMの制作・放送）、事業者に対する支援（3R設備導入に関する補助）、民間団体に対する補助（フードバンク事業の実施団体への補助）、教育機関に対する支援（工業高校での解体端材の有効利用）など、各主体による3Rに関する活動を促進していくための取組に産業廃棄物税を積極的に活用し、今後もこの税の使途に合致する事業に対しては柔軟に税収を充てていくこととしている。

これまでの産業廃棄物税充当事業については、使途事業の分類毎に以下のような効果が得られている。

(1) 事業者支援

環境産業コーディネーターの派遣や3R設備の導入支援補助等により、排出事業者や中間処理業者による産業廃棄物のリサイクル率が向上し、最終処分率が減少した。

(2) 試験研究

県機関・大学等及び事業者が新たな3R技術を開発することで、再生利用される廃棄物が増加した。

(3) 普及啓発・環境教育

県民や事業者の廃棄物の排出抑制に対する意識が向上することで、産業廃棄物全体の排出量が少なくなった。

(4) 適正処理の推進

不法投棄が防止され、事業者による適正処理が徹底されることで、廃棄物の排出が抑制され、かつ再生利用される廃棄物量が増加した。

《令和2年度以降の取組》

産業廃棄物税充当事業に係る事務処理を適切に行うとともに、県民や事業者への情報提供につとめる。

- 4月 前年度事業報告内容調査
- 6月 次年度事業説明会
- 7月 次年度事業要望提出〆切り
- 8月 次年度事業ヒアリング
- 10月 次年度事業決定通知

【担当：経済商工観光部 富県宮城推進室】

《取組内容》

「みやぎ発展税」の単年度及び累積の活用実績や成果等については、例年、出納整理期間終了直後の6月県議会定例会で報告するとともに、これに合わせて県のホームページに掲載し、県民等への周知を図っている。(継続)

また、県内の主要な経済団体等で構成する「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、それらを踏まえた今後の活用施策について意見交換等を行っている。(継続)

加えて、平成30年度からは、経済団体等に対し調整や要請を行い、当該団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、実績や成果等を掲載・説明する機会をいただき、事業者への更なる周知に取り組んでいる。(継続)

《成果（取組結果）》

前年度の単年度実績や成果等について、議会での報告及び県のホームページへの掲載を例年と同時期に速やかに行った。

また、「富県宮城推進会議」において、活用実績や成果等の説明を行うとともに、今後の活用施策について意見交換等を行ったほか、「富県宮城推進会議」の構成団体が発行する刊行物やメールマガジンに実績や成果等を掲載いただく機会を調整し、これまでの事業成果について広く周知するよう努めた。

《今後の課題》

平成30年度から活用事業として新たな取組等が増えていることから、取組の実績や成果等をより分かりやすく伝えることができるよう工夫をしていく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

引き続き、経済団体等が発行する刊行物や開催する集会等において、主に事業者向けに実績や成果等を掲載・説明する機会をいただけるよう調整や要請を行う。

また、成果等について、少しでも分かりやすい内容となるよう、毎年度、改善に向けた検討を重ねる。

事項名：(3) 統一的な基準による地方公会計制度への対応

意見の内容

(本県における対応状況)

県では、平成28年度決算分から、統一的な基準による地方公会計制度に即した財務書類等を作成・公表している。平成30年度末には、平成29年度決算に基づく貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の財務書類4表及びその附属明細書と、財務書類作成の前提となる固定資産台帳を公表したところである。

(具体の有用な活用)

これらの作成・公表は、平成27年の総務大臣通知に基づくものであるが、地方公会計制度については当初より、財務諸表の予算編成への活用や、固定資産台帳の施設老朽化対策への活用など、作成後における活用が制度上期待されている。

県では現在、総務部、震災復興・企画部及び出納局の関係課によるワーキンググループを開催し、活用策の検討を行っていることから、早期に具体の有用な活用を図られたい。

(必要な研修の充実とシステム導入等)

統一的な基準による地方公会計制度に関しては、複式簿記をはじめとした知識が必要とされることから、担当者はもとより、管理監督者に関しても、必要な知識に係る各種研修を一層充実されたい。その際、段階的なレベル別講習の設定について、検討されたい。

さらに、本制度の導入に伴い、職員の使い勝手に配慮した、業務負担を省力化できるシステムについても導入準備を引き続き進められたい。

対応の状況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

○平成30年度の地方公会計活用ワーキンググループでは、地方公会計の活用方法について検討を行い、資産管理や行政評価など9つの活用項目を取りまとめた。令和元年度に

おいては、その取りまとめた活用項目のうち施設管理に関する項目の活用方法について検討を行う。(拡充)

○必要な研修の充実については、イントラネットの庁内リンク集等による情報提供や複式簿記研修会の開催等により担当者の知識の充実に努めるほか、管理監督職員研修の開催により、財務書類等のチェック能力の向上や活用に向けた気運の情勢を図る。(継続)

○地方公会計における財務書類の作成については、決算期に一括して仕訳を行っており、特定の時期に作業が集中し担当者の事務負担が生じていることから財務書類作成の効率化を進める。(継続)

《成果(取組結果)》

○活用策の検討については、地方公会計活用ワーキンググループにおいて、セグメント分析を行う施設の選定を行い、施設を所管する関係部局と連携の上、施設ごとに行政コスト計算書、簡易の貸借対照表を作成した。分析の検討に当たっては、施設間の比較や経年変化、他団体との比較検討などを行い、効果的な分析手法や活用方法の検討を進めることができた。

○平成30年度の財務書類等の作成に当たっては、引き続き、財政課・管財課・会計課の職員が直接外向き作業指導を行うとともに、複式簿記研修の開催等により担当者の知識充実に努めた。また、昨年度本庁のみ対象としていた管理監督職員研修については、対象を地方機関まで拡大し、内容についても基礎的な複式簿記に関する知識の充実に図り、より制度理解が深められるよう工夫を行った。さらに、平成30年度包括外部監査の結果報告書において、連結財務書類に指摘事項があったことを踏まえ、連結団体を対象とした説明会を開催し適切な財務書類の作成の周知を図った。

○業務負担の軽減にあたっては、基幹業務システムの機能のひとつとして、日々仕訳を行う機能を追加し、財務書類作成業務の効率化を図ることとしている。なお、地方公会計に係るシステム導入及び活用について、行政改革としての位置付けが明確にされていなかったことから、第二期宮城県行政改革・行政運営プログラムの取組の一環として位置付け、戦略的に推進していくこととした。

《今後の課題》

引き続き、正確な財務書類等の作成に向けて、研修会の開催等を通じた担当者及び管理監督職員の制度理解向上に努め、理解の状況を踏まえながら、段階的なレベル別講習についても検討していく。活用の検討に当たっては、国の検討状況や他自治体の動向に注視しながら、分析の手法や活用方法などの課題の整理を行う。

《令和2年度以降の取組》

地方公会計活用ワーキンググループにおいて検討を行った施設セグメントの試行分析結果について、庁内に周知を図るとともに、次の検討として、事業セグメント分析に取り組み、更なる活用方法の検討を進めていく。

事項名：(4) 収入未済の縮減と債権管理

意見の内容

(収入未済額の状況)

平成30年度の一般会計及び特別会計の収入未済額(繰越事業に係る未収入特定財源等を除く。)は、総額48億4,630万1,425円で、前年度と比べ10億1,447万9,805円(△17.3%)減少している。

このうち、県税の収入未済額は31億9,127万8,446円で、前年度と比べ5億3,867万7,221円(△14.4%)減少した。これは、過年度分13億1,549万5,147円の回収のほか、3億7,333万6,922円を不納欠損処分したことによる。収入率は98.8%で、前年度を更新し、平成元年度以降最も高い水準となった。

各税目についてみると、個人県民税については、市町村と合同での捜索、共同催告、共同徴収などの実施により、収入未済額は前年度と比べ5億3,852万2,204円減少したが、個人県民税以外の税目においては、現年分の新たな発生などのため収入未済額は前年度と比べ微減(△15万5,017円)にとどまっている。

一方、県税以外の収入未済額(繰越事業に係る国庫支出金等の未収入特定財源を除く。)は、16億5,502万2,979円で、前年度と比べ4億7,580万2,584円(△22.3%)減少した。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金や県営住宅使用料などにおいて債権管理の強化が図られたほか、一般会計で7億6,635万2,778円を不納欠損処分したことによるものである。

(収入未済額のさらなる縮減)

収入未済額の縮減に向け、様々な取組を実施していることは大いに評価するところであるが、なお48億5千万円という多額の収入未済額が存している状況であることから、引き続き、その縮減に全力を尽くされたい。また、縮減が続く中で現在まだなお残っている収入未済額は、回収困難な案件の割合が高まっていると考えられることから、債権回収会社(サービサー)のさらなる活用のほか、これまでにない新たな対応策も検討されたい。

収入未済額の具体的な内訳では、県の収入の根幹である県税が全体の6割以上を占めていることから、税負担の公平性の観点からも、今後も一層の縮減を図るとともに、県税収入未済額の8割以上を個人県民税が占めていることから、市町村と連携した取組を引き続き強力に進められたい。県税以外の収入未済額についても、「収入未済額縮減推進会議」における情報共有や検討などを通じて、債権回収の一層の強化を図られたい。

(現年度分の徴収率向上)

収入未済額縮減のためには、過年度分の回収を進めながら、現年度分で新たな未済額の発生を防止することが肝要である。収入未済額縮減のための様々な取組を進めていくに当たっては、現年度分の徴収率の向上に十分に留意し、収入未済額の新たな発生の防止に努められたい。

【貸付金における債権管理の徹底】

これら債権の管理状況についてみると、連帯保証人に対し督促等を行わないままに債権が時効を迎えてしまった案件が認められたので、今後は本人のみならず連帯保証人に対しても、適時に督促等を行うよう徹底されたい。

また、⑦複数の貸付金において、過去の不適切な債権管理により償還の猶予や免除等の手続が行われていなかったため債権額自体が確定していないものが依然として認められたので、その確定処理を急ぐとともに、今後の債権管理事務には万全を期されたい。

なお、貸付金制度が借り手に十分に理解されていない状況が認められたので、必要に応じて制度運用の見直しも検討されたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 税務課】

《取組内容》

県税収入未済額縮減対策については、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和元年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と新たな滞納の発生抑止に取り組んでいる。(継続)

特に、県税収入未済額の8割を超え、徴収対策の重点税目と位置付けている個人県民税については、県と市町村の協働の仕事であるとの認識のもと、各県税事務所・地域事務所により市町村滞納整理協働支援チームを設置し、市町村のニーズに合わせ、職員相互併任制度をはじめとした支援を行うなど、連携・協働して収入未済額の縮減対策を実施した。(継続)

個人県民税以外の税目については、これまでの滞納処分を中心とする取組により収入未済額を縮減し、今後もこれまでの取組を徹底することで一層収入未済額の縮減を進めるとともに、自動車税納期納税推進キャンペーン等の実施により納期納税の推進を図った。(継続)

一方、経済的に困窮し、一時に納付が困難となった者から申し出があれば、収入や支出の状況を聞き取りした上で納税緩和制度を適切に運用するなどにより対処し、不納欠損処理は、搜索など徹底した財産調査を実施して滞納処分可能財産の発見に努めるも、財産が発見できない場合や、財産があっても換価・配当が見込めない場合に、滞納処分の執行停止を行った上で処理しているものであり、適切に租税債権の管理をしている。(継続)

《成果（取組結果）》

個人県民税の令和2年3月末現在の収入率は、現年分86.09%（対前年比△1.94ポイント減）、滞納繰越分32.22%（対前年比△4.13ポイント減）、合計83.78%（対前年比△1.77ポイント減）と前年度と比べて減少し、収入未済額は前年度同期比で約8億2千2百万円の増となっている。

個人県民税以外の税目の令和2年3月末現在の収入率は、現年分現年分98.02%（対前年比0.19ポイント増）、滞納繰越分32.62%（対前年比△0.73ポイント減）、合計97.87%（対前年比0.19ポイント増）と前年度と比べて上昇しており、収入未済額も前年度同期比で約5億3千4百万円の減となっている。

宮城県市町村合同インターネット公売を令和2年1月実施のYahoo!官公庁オークション時に設定し、9市町村と5県税事務所が出品した62件中34件が落札され、買受代金1,080,363円を滞納税等に充当した。

令和元年度自動車税定期賦課の納期納付率は、78.59%（対前年比△0.13ポイント減）と前年度と比べて減少している。

個人県民税以外の税目の滞納処分については、令和2年3月末現在で差押件数2,263件、搜索件数15件、タイヤロック8台となっている。

一方、納税緩和制度として、徴収猶予1件、換価の猶予50件、滞納処分の執行停止523件を適用している。

《今後の課題》

個人県民税は、県税収入未済額の8割を超えていることから、徴収対策の重点税目として、市町村の状況に合わせた積極的な支援を継続することが必要である。

個人県民税以外の税目については、収入未済額は減少しているものの、国税の修正案に伴い一時に発生する徴収困難な案件や納税緩和措置の適用による収入未済額に占める割合が増加し、滞納整理の難易度が上がっていることから、より適切で効果的な取組が必要である。

《令和2年度以降の取組》

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった者に対しては、適切に納税の緩和措置を適用し、平成31年3月に策定した「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、各種取組の継続と充実を図り、一層の収入未済額の縮減と滞納の未然防止を推進し、県税収入確保に努める。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

県税以外の収入未済額については、収入未済額縮減推進会議を年に2回開催し、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、平成27年度決算時点の収入未済額から平成30年度決算で3億円を縮減することを目標に取組を行ってきた。

平成31年4月には、取組方針を改訂し、県税以外の収入未済額について、平成30年度決算時点の収入未済額から3年間で3億円の縮減に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況を共有するなど、適切な債権管理・回収に全庁を挙げて取り組んでいる。令和2年1月には、債権管理について、内部統制の新たな取組である多所属双方向検証（マルチアングルゼミナール）を試行として実施し、奨学貸付金等の債権を所管する課室が債権管理の課題や工夫について意見交換を行い、各債権の取組事例を共有するなど相互の情報共有を図った。また、回収が困難な債権については、引き続き、一括契約による債権回収会社（サービサー）への委託を行うなど、債権管理担当課室の業務支援に努めている。

なお、債権管理担当課室においては、債務者の生活状況や経営状況を的確に把握し、工夫しながら文書や訪問等による催告や分割納付等による納付促進に取り組んでおり、それでも回収不能と判断した債権については不納欠損処分を行っている。

主な債権の取組概要は、以下のとおり。

- [竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]
 - ①債務者の収入・資産状況をよりの確に把握するため、財産調査の対象金融機関等を大幅に拡充して実施（拡充）
 - ②債務者の預貯金差押後に納付交渉を実施した結果、分納につながった（拡充）
 - ③法人債務者の所有不動産への参加差押えの実施（新規）
 - ④債務者の生命保険解約返戻金の差押えの実施（新規）
- [生活保護扶助費返還金]
 - ①定期的な家庭訪問、電話や文書による催告を行い、納入指導を実施（継続）
 - ②一括納入が困難な世帯に対して、履行延期特約承認の申請を指導し、分割による納入を促進（継続）
 - ③生活保護法第78条に係る徴収金について、可能な限り生活保護費からの徴収（継続）
 - ④債務者が死亡し相続人がいない債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分を実施（継続）
 - ⑤被保護世帯へ「生活保護のしおり」を配布し、収入申告義務の周知徹底を図るなど、新たな収入未済発生を防ぐとともに、課税調査による未申告収入の把握（継続）
- [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

平成26年度に策定した収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組方針」に基づき取組を実施

 - ①収入未済の未然防止策から発生時の対応、債権の管理及び処分に至るまでの統一的な事務処理要領及びマニュアルの作成（継続）
 - ②申請時及び償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による指導の実施（継続）
 - ③償還以外にも連絡を密に行うなど生活状況把握による未然防止、債務者の納入状況や生活状況を踏まえたきめ細やかな償還指導の実施（継続）
 - ④電話、文書、職場訪問等の催告及び夜間・休日訪問による催告（継続）
 - ⑤一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付の促進（継続）
 - ⑥債権管理システムを活用した適切な債権管理（継続）
 - ⑦回収困難案件について、債権回収会社（サービサー）の活用（継続）
- [小規模企業者等設備導入資金／中小企業貸付金]
 - ①未収債権整理強化期間を設定し、滞納企業や連帯保証人に対して、集中的に訪問調査、納付指導及び公簿調査を実施（継続）
 - ②小規模企業者等設備導入資金貸付金について、裁判所に相続財産管理人選任の申立を行い、同管理人による任意売却を実施するとともに、回収不能額について不能欠損処理（新規）
 - ③貸付先に財務諸表の提出を求めるなど経営状況等の把握（継続）
- [県営住宅使用料]
 - ①滞納者等に対する休日や夜間の訪問催告等を集中的に実施（拡充）
 - ②連帯保証人への電話及び訪問による催告を積極的に実施（拡充）
 - ③宮城県住宅供給公社との連絡調整会議のほか、担当者との打合せも実施し、取組の強化を指導（新規）

《成果（取組結果）》

主な債権の取組結果は、以下のとおり。

- [竹の内産業廃棄物処分場の行政代執行に係る特別納付金]

預貯金差押え後の納付交渉による分納の開始や差押えなどにより、令和元年度の収入未済額縮減目標額879千円に対して3月末時点で829千円縮減した。
- [生活保護扶助費返還金]

夜間、休日を含む家庭訪問、電話や文書による催告等のほか、一括納入が困難な世帯に対して履行延期特約承認の申請や生活保護法第78条の2の規定による保護費からの直接納入による分納の実施などにより、令和元年度の収入未済額縮減目標額13,446千円に対して3月末時点で9,523千円縮減した。

○ [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

借受人等に対する面接による指導、職場訪問等の催告及び夜間・休日訪問による催告や一部納付や訪問による現金徴収など柔軟な対応による納付を促進したことなどにより、令和元年度の収入未済額縮減目標額12,860千円に対して3月末時点で17,049千円縮減した。

○ [小規模企業者等設備導入資金／中小企業貸付金]

分割徴収や担保物件の任意売却などにより、令和元年度の収入未済額縮減目標額20,220千円に対して3月末時点で20,120千円縮減した。

○ [県営住宅使用料]

休日や夜間の訪問催告を集中的に行ったほか、連帯保証人への催告を積極的に行ったことなどにより、令和元年度の収入未済額縮減目標額13,804千円に対して3月末時点で17,057千円縮減した。

《今後の課題》

これまでも各債権管理担当課室においては、滞納の未然防止策や債権管理・回収の強化等を図り、収入未済額の縮減に努めてきた。しかし、所在不明や遠方に居住していることにより直接折衝出来ない場合や債務者の経済的な事情等により回収困難な事案等も存在しており、また、こうした事案等も含め、債権管理・回収の対応を限られた人員で対応しなければならないのが実情である。

このため、収入未済額縮減推進会議や内部統制の新たな取組である多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）において、各債権の取組事例を共有するほか、引き続き、サービスへの一括契約による委託を行うなど、より一層債権管理担当課室の支援に努めることにより、全庁的な取組の強化につなげていく必要がある。

生活保護扶助費返還金については、収入未済の発生防止に向けて、収入があった事実を実施機関が把握したときには既に消費済みであったという事態を防止するため、被保護世帯への適時・適正な収入申告の指導を徹底する必要がある。このため、「生活保護のしおり」を活用しての指導や、収入が予想される時期に家庭訪問の回数を増やすなど、時期を失することなく収入を把握する工夫を行い、あらかじめ返還金等が発生しないように意識した活動をしていく。また、収入未済の解消に向けて、債権の回収率を上昇させるため、適切な督促・催告や分割納付などの制度を活用した債権回収を進める必要がある。

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金では、前年度よりも収入未済額は縮減となっているが、依然として多額の収入未済額が存在するため、過年度分の更なる縮減に加え、現年度分における収入未済額の新規発生の抑制に向けたより一層の取組が必要である。また、県外居住者や長期滞納者については、サービスを活用するなど債権回収に向けて取り組んでいるが、効果が現れない場合には、支払督促や弁護士への委託（財産調査等）を検討し、適切な債権管理を進める必要がある。

《令和2年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、引き続き、取組方針に基づき、目標に向けた進行管理を行うとともに、縮減が図られている債権の取組状況の共有や一括契約によるサービスへの委託などの債権管理担当課室への支援を行う。また、内部統制の新たな取組である多所属間双方向検証（マルチアングルゼミナール）においても、効果的な取組などの水平展開を図っていくほか、県税を含めた債権の一元管理手法の有効性についても、県が取り得る方策について研究に努める。

債権管理担当課室においては、債権管理マニュアル等を策定し、より一層、債権管理・回収に全力を挙げて取り組む。特に、新たな収入未済額の発生を防止するため、現年度分の徴収率向上に努めるほか、収入未済が発生した場合には、発生初期から催告等を行い早期の債権回収に努める。また、回収困難な案件については、サービスの活用のほか、法的措置も積極的に検討するなど債権回収の強化を図るとともに、回収不能な債権については、県民への説明責任を果たしながら、債権放棄等により不納欠損処分を行っていく。

○ [生活保護扶助費返還金]

収入未済発生の抑制

- ①被保護世帯に「生活保護のしおり」を配布したり、機会があるごとに説明を行い、収入申告義務の周知徹底を図り、適正な収入申告の指導により新たな収入未済の発生を防ぐ。
- ②被保護世帯からの収入申告を待つばかりではなく、訪問活動や課税調査により未申告収入の把握に努める

収入未済の解消

- ①定期的な家庭訪問、電話等による催告の継続で、納入が停滞している案件の納入再開を促していく。
- ②一括納入が困難な場合は、履行延期特約承認等や保護費からの徴収を活用することにより、分割納入が行われるよう指導する。
- ③生活保護法第77条の2徴収金及び法第78条に係る徴収金については、可能な限り保護費からの徴収を行う。
- ④普段から債権を発生させないことを意識して業務を実施できるよう保健福祉事務所を対象とした債権管理研修会を開催する。
- ⑤各事務所で、収入未済者一覧表を作成し、収入未済に対する意識を向上させ解消を図る。
- ⑥「生活保護扶助費返還金に係る債権管理マニュアル」に基づく定期報告により、収入状況を把握し、対応の指示等を行う。
- ⑦時効が到来した債権については、不納欠損処分により縮減を図る。

⑧債務者が死亡した相続人がいない債権については、債権放棄を行い、不納欠損処分により縮減を図る。

○ [母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金]

収入未済額縮減対策「意識改革プログラム」及び「取組指針」に基づき、収入未済額の縮減に向けた取組を継続・強化する。

①母子父子寡婦福祉資金貸付金対策会議を開催し、本庁と地方機関が一体となった取組を推進するとともに、各地方機関において対策検討会を開催し、取組方針・計画の決定、取組内容の検証等を行う。

②事務取扱要領及び債権管理マニュアルに基づき、債権区分に応じた適切な債権管理を実施する。

③未済発生の未然防止のため、貸付時、貸付期間及び据置期間における予告（注意喚起等）などの取組を強化し、借受人等の償還に対する意識付けを図る。

④連帯借受人、連帯保証人に対する催告等の取組を強化する。

⑤既存の担当者会議のほか、担当者研修の実施により、担当職員のスキルアップを図る。

⑥口座振替及び債権管理システムの運用により、収入未済の新規発生の抑止と債権管理の効率化を図る。

⑦借受人等に対するひとり親家庭支援員による自立支援に関する情報提供や相談支援を行う。

⑧サービサーへの委託対象を拡大し債権回収を行うとともに、悪質滞納者等に対しての支払督促等の検討を行い、困難事案の早期解決を図る。

【担当：保健福祉部 医療政策課】

《取組内容》

住基ネットの検索及び戸籍附票の確認、貸付時の養成校への照会等により現住所を把握し、養成校卒業後の就業状況の調査を実施し、その回答内容から「償還免除」又は「償還」のケース別に振り分け、必要となる手続を個別に案内した。(拡充)

貸付金制度が借り手に十分に理解されるように、平成31年4月に条例の一部改正を行い、届出がない場合は原則償還とし、貸付金の交付にあたり、契約書による契約の締結を行うこととした。手続の内容について、養成校の事務担当者への説明を実施し、制度の周知に努めた。(新規)

《成果（取組結果）》

手続きが未処理であった26人（17,484千円）について、全ての調査が終了し、手続を終え、債権額が確定した。また、債権管理状況について、令和2年3月13日環境福祉委員会に報告した。

契約書による契約の締結を行うとともに、養成校に対し制度の周知に努めた結果、貸与者及び連帯保証人における貸付金制度についての理解と情報共有につながった。

《今後の課題》

新たな収入未済発生防止のための取組みが引き続き必要である。

《令和2年度以降の取組》

新たな収入未済発生防止のため養成所と連携した被貸与者への制度周知及び償還が遅れた者への早期連絡等を行う。

【担当：保健福祉部 長寿社会政策課】

《取組内容》

介護福祉士等修学資金貸付金においては、被貸与者及び連帯保証人に対し文書や電話、居宅訪問を行い、被貸与者本人の就業状況による償還免除要件の該当の有無を確認した後、償還免除額、償還額の確定処理を行っている。(拡充)

また、転居等により所在不明となっていた被貸与者に対しては、住基ネットの利用や住民票、戸籍の附票等を取得し、所在の把握を行った。(拡充)

《成果（取組結果）》

戸籍調査等により、所在不明であった被貸与者の所在を把握し、令和元年度当初35件あった未処理案件全てについて、償還免除決定等による債権額の確定処理を行った。

なお、被貸与者本人から消滅時効の援用がなされた4件は、不納欠損処分している。

《今後の課題》

償還決定したものについては、引き続き債権管理を適切に行っていく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

債権管理を適切に行い、収入未済とならないよう、適時、督促等行っていく。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

○奨学資金貸付金償還金の未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。さらに、6か月以上の滞納者に対しては、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(継続)

- 平日昼間に電話が繋がらない者に対しては、朝夕に電話による督促を行ったほか、訪問による督促を行った。(継続)
- 高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場合は、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続)
- 私立高校など、収入未済の割合が高い高校を訪問等し、現状の認識や、償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。(継続)

《成果（取組結果）》

- 過年度の収入未済のうち、64,224,928円を回収し、収入未済の縮減に努めた。

《今後の課題》

- 当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が増加し、それに併せて収入未済も大幅に増加している。
- 貸付金の償還は、10年程度の長期間で行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。
- この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける（返済を要する）」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。
- また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。
- さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。

《令和2年度以降の取組》

- 取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯保証人に対しても積極的に行っていく。
- 債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。

事項名：(5) 内部統制の取組の推進

意 見 の 内 容
<p>(本県の取組状況)</p> <p>本県では、「宮城県内部統制基本方針」に基づき、平成27年3月に「宮城県内部統制行動計画～会計事務編～」を作成し、同年7月から、全国に先駆けて、会計事務分野において内部統制の取組を取り入れてきた。具体的にはチェックシートの使用、職場会議の実施、毎年の中間・年間評価などであり、その考え方は年々少しずつ浸透しているところではあるが、まだ決して十分とは言えない。</p> <p>(内部統制導入後の状況)</p> <p>業務執行上のリスクポイントを想定し予めチェックする内部統制の取組は、業務に内在するリスクに対するリスク管理であり、それを組織内の全ての職員が遂行することで、会計事務であれば業務の正確性や質が担保され、組織及び職員が守られることとなる。従って、内部統制の取組が有効に機能していれば、業務上の誤りは激減するはずである。</p> <p>しかしながら、定期監査における会計事務の状況をみると、複数者によるチェックの不足や、職員間の引継、あるいは事業担当者と庶務担当者との連携不足等を原因とした事務処理の誤りが、依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>また、県が法定受託事務として受任している国の会計事務においては、市町村から送付のあった平成30年度分の国庫補助金等に係る請求書を担当者が見落とすなどしたまま、国の支払期限を経過して支払いができなくなるという案件も複数発生している。</p> <p>(内部統制の一層の浸透)</p> <p>地方自治法が改正され、令和2年度から、毎会計年度、監査委員の意見を付した内部統制評価報告書を議会に提出することが執行部には義務付けられている。すでに本県では、法改正を受け、内部統制行動計画について、これまでの会計事務に予算・決算・財産も加えた「財務事務編」として改正済であり、令和元年7月からの仮運用と令和2年4月からの正式運用を決定している。</p> <p>これを機に、内部統制の取組がより実効性あるものとなるよう、制度運用における改善を随時加えながら、県庁全体への、より一層深い浸透を図られたい。その際、内部統制の取組手法は、リスクコントロールであり、県業務における危機管理の手法でもあることから、財務事務に限定しない適用の拡大についても留意されたい。</p>
対 応 の 状 況

【担当：出納局 会計課】

《取組内容》

- 令和2年度からの法制化に向け、令和元年7月から内部統制の対象を会計事務から財務事務に拡大し、改正した内部統制行動計画（財務事務編）の内容について、各所属内部統制推進員及び庶務担当者を対象とした説明会を開催し、内容周知を図った。（新規）
- 出納局で年6回定期発行している庁内報で内部統制に係る記事を掲載し、内部統制の意義や具体的な内容について全庁的に周知を図った。（新規）
- 日常的評価として、令和2年度からの本格施行前に、地道な統制活動にも光を当てながら、日常的に投稿・情報共有を図るみやぎファインプレーポイントを試行的に実施した。（新規）
- さらに独立的評価として、複数の所属が集まり特定のテーマについて意見交換することで、相互にモニタリングを行うマルチアングルゼミナールを実施し、各業務の潜在リスクや先進取組例について横断的な情報共有を図った。（新規）
- 令和2年4月からの改正自治法の施行に向けて、円滑な運用のため、ワーキンググループを設置し、行動計画の全面見直しを行った。（継続）

《成果（取組結果）》

- 平成30年度のリスク回避実践チェックシートの実施状況は、取組の8割以上を達成できた所属の割合が90%を超えており、全体的に内部統制の取組が浸透している。
- 2つのモニタリングについては、試行結果のアンケートを行ったところ、内部統制のモニタリングや実効性ある統制活動の促進に有効であるという結果が得られたため、令和2年度からの本格実施を決定した。
- 単純に業務量が上乗せされるような内部統制は、業務過多からかえってミスを誘発させかねないため、働き方改革との連動を主眼に置いて行動計画を見直し、各所属が作成する帳票等を見直して簡素化するとともに、日常的・潜在的にあるリスクを相互にチェックして顕在化する上記2つのモニタリングの仕組みを導入した。

《今後の課題》

- 改正地方自治法施行後初年度となり、各所属の制度への理解が乏しいと思われるため、制度理解のための説明会や相談会の開催により、周知を図っていく必要がある。
- 財務事務以外の行政事務への範囲の拡大。

《令和2年度以降の取組》

- 改正自治法が施行された初年度となることから、全庁的に内部統制の仕組みを浸透させる。その手法として、庁内報や説明会等により、内部統制の意義や具体的内容の理解の浸透を図る。
- 独立的評価としてのみやぎファインプレーポイントにより、日常的モニタリンによる内部統制機能を浸透させる。また、マルチアングルゼミナールの施行により、各業務の潜在リスクやリスク取組への好事例の水平展開を図っていく。
- 財務事務以外の内部統制の適用については、法定化された財務事務に重点的に取り組み、その手法を組織風土として根付かせた上で、順次検討していく。

事項名：（6）人材の育成と働き方改革の推進

意見の内容

（震災後の職員の状況）

震災後の知事部局においては、経験の浅い若手職員の割合が年々増加している状況となっている。行政需要は多様化・複雑化・高度化し続けていることから、そうした若手職員に対しては十分な育成指導が必要であるが、震災後は各職員が自らの担当業務に追われており、しかも現在、職員の年齢構成が教える立場である40歳前後の中堅職員の層が最も少ないM字型になっていることから、育成指導の不十分さが懸念される状況となっている。実際、定期監査においては、先輩や上司の指導助言が不十分なために若手職員の事務処理誤りにつながっている事例も多数見受けられている。

一方、全体的な状況としては、復旧・復興業務等により職員一人ひとりの業務負担が増加し、時間外勤務縮減の取組はなされているものの依然として長時間勤務が恒常化しており、精神系疾患による病気休暇取得者・退職者の数も年々増加している状況にある。今後、震災からの復旧・復興業務が落ち着いたとしても、職員各自が多くの担当業務を抱え、限られた人数で県業務を運営していく状況は、大きくは変わらないものと推察される。

さらに一方で、今や子育て世代では男性の育児参加への意識が高まり、40代50代の世代では親の介護の問題等が生じているため、育児や介護のために柔軟な働き方を必要としている職員は年々増加しており、きめ細やかな制度的対応が求められている。

（若手職員の育成指導）

こうした様々な状況への対応として、まず職員の育成に関しては、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針」に基づき「創造性豊かで自律的に行動できる宮城県職員」の育成に努めていく中で、特に若手職員の育成指導に関して、職階研修の継続的な改善や選択制研修の充実など研修制度面のさらなる充実はもとより、平成30年度に本格導入したメンター制度の十二分な活用などを図りながら、若手職員を職場全体で責任を持って育て上げる体制の再構築を図り、その育成に全力を尽くされたい。

（働き方改革の推進）

恒常的な長時間勤務の解消や育児・介護のための柔軟な働き方の実現に関しては、すでに「職員の意識改革」「業務の生産性向上」「ワーク・ライフ・バランスの充実を目指す柔軟な働き方の推進」の3つの柱を軸として、働き方改革のための様々な取組みが試行・推進されているところである。同改革の実現は、職員にとっては満足度の向上、県組織にとっては生産性の向上、県民にとっては組織活性化に伴う県民サービスの向上と、三者それぞれに大きなメリットがあるものであることから、各取組を進めながら職員の意見を丁寧に聞き、庁内での議論を十分に深めて、実効性ある改革の実現を図りたい。

また、県では、令和5年度からの稼働を目標に、現在個別に運用されている財務会計システムや予算編成システムなどを統合した基幹業務システムの導入を目指しているが、その構築に際しては、職員の使い勝手に配慮した、業務のさらなる効率化を実現するシステムとなるよう十分留意するとともに、同システムの構築とあわせて、複雑になっている旅費など制度自体の簡素化についても検討されたい。

なお、同改革においては、新しい取組みや仕組みの導入が注目されがちであるが、何よりも職員一人ひとりの意識改革が最も重要と考えられるので、そのための広報や講習などには十分に注力されたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

みやぎ人財育成基本方針に基づき、研修所研修の階層別研修におけるOJT関連講義の実施や管理監督者へのOJTマニュアルの周知等を行っているほか、職場研修支援事業等を通じて、OJTの取組を推進している。（拡充）

また、メンター制度については、平成30年度から本格実施とし、メンターが新規採用職員に対して職務及び職場生活全般の相談相手となり、業務指導を通じて成長を促すとともに、メンター自身のマネジメント能力向上と、新規採用職員を職場全体で育てるという学習風土の形成を図っている。（継続）

さらに、令和元年度から知事発令により副班長を配置し、早期から班長との協働による業務遂行を通して、マネジメント能力の向上を図っている。（新規）

次に、職場外研修についても、将来の組織運営を見据え、中堅職員の早期からのマネジメント力の育成及び政策力の向上に資するよう主査級研修及び主任主査級研修の日数を拡充し、研修内容を充実している。主査級研修においては、業務改善力やロジカルシンキングによる分析、説明力向上に資する内容を拡充し、業務遂行マネジメントの向上と、政策形成の基礎スキルの習得を図っているほか、主任主査級研修においては、固定観念にとらわれない発想力（ラテラルシンキング）の向上や問題解決に関する内容を拡充し、業務運営マネジメント力の向上と、政策形成の基礎となる問題解決力の向上を図っている。（拡充）

また、定期的な研修所研修の受講により、職員一人一人の自律的な資質・能力の育成を支援する必修選択制研修についても、会計学基礎研修の追加など、さらなる充実を図っている。（拡充）

さらに、新規採用職員向けのeラーニング研修を新設し、新規採用職員の自主的な学習の環境を整備し、職務遂行に必要な基礎的知識の習得と自己啓発意欲の向上を支援している。（新規）

《成果（取組結果）》

【公務研修所研修（OJT関連講義） [] はR元受講者数】

階層別研修「主査級研修」（ロジカルシンキングによる分析・説明力、職場内コミュニケーションなど）[111人]

階層別研修「主任主査級研修」（職場内コミュニケーション、リーダーシップとフォローシップなど）[103人]

階層別研修「班長研修」（ビジネスコーチングの基本的なスキル、人材マネジメントなど）[114人]

階層別研修「課長補佐（総括）研修」（管理職の心構え、誰もが働きやすい職場環境づくりなど）[78人]

階層別研修「課長級研修」（副知事講話、人材育成・女性活躍の推進 など）[60人]

選択制研修「コーチングスキル基礎講座及び向上講座」（リーダーシップとマネジメント、現場で活用できるコーチングなど）[42人]

選択制研修「目標管理（MBO）講座」（部下・後輩の人材育成の視点を踏まえた目標設定、理想の職場づくりなど）[29人]

【東北自治研修所研修 [] はR元宮城県受講者数】

OJT指導者養成研修 [2人]

【その他OJT関連の取組】

(1) 職場研修支援事業（継続）外部講師謝金等の支援 [延べ7所属 延べ267人受講]

(2) OJTマニュアルの配布（継続）管理職メルマガで周知

【職員自ら学ぶ機会の提供 [] はR元受講者数】

(1) R元選択制研修（継続）21講座（21回実施）

(2) 自主研修支援（新任職員を追加）

- 通信講座受講支援
- eラーニング研修（継続）（自治大学校）[23人]
- eラーニング研修（継続）（民間）[88人]
- eラーニング研修（新規）（新任職員）[42人]

【メンター支援】

(1) メンターの指定

(2) メンター制度説明会（継続）（メンター制度について、メンター活動のポイント など）

(3) メンターメルマガ（継続）メンター活動に必要な知識や心構え等の情報を月1回メルマガで配信・関係各課との意見交換等を通じて、現行の旅費制度及び旅費システムに関する業務負担軽減に向けた課題及び改善要望を把握することができた。

《今後の課題》

いわゆる団塊世代の大量退職及び東日本大震災復旧・復興業務への対応のため、新規採用職員が増加している一方、定員適正化の取組として、採用者数を抑制してきたことが影響し、年齢層の偏りが生じており、職員の今後の年齢構成等も踏まえると、若い世代からの部下指導等を通じたマネジメント能力の育成が必要となっている。

《令和2年度以降の取組》

みやぎ人財育成基本方針では、人財育成の基本的な考え方を「自ら学び、自ら育む」とし、組織がこれを支援するOJTを職員研修の中核と位置付け、OJT指導者の育成や職場内研修を推進していくこととしている。

具体的には、令和元年度から拡充した「主査級研修」、「主任主査級研修」は、引き続き早期からのマネジメント力の強化を図ることで、一層のOJTの充実強化を図る。

また、近年の新規採用職員の増加により、東日本大震災時の対応経験がない職員が3割以上を占めることから、平成24年度から新任職員研修で実施している体験型現地研修に加え、令和2年度から課長補佐（総括）級研修及び課長級研修において、大規模災害発生時における県の組織体制や初動対応、東日本大震災の経験から得られた教訓や今後の災害対応への備えについて理解を深めるため、災害対策本部で災害対応を指揮した職員等による講義を実施し、震災の記憶と教訓の伝承を図る。

さらに、選択制研修において、メンターやOJT指導者向けに、新規採用職員や後輩職員を指導する際に必要な基礎知識及びスキルを修得することを目的とした「ケースで学ぶOJT講座」のほか、管理監督者向けに、部下職員育成の目的や意義、上司に求められる心構えや姿勢について学び、職場における人財育成を推進するための知識及びスキルを修得することを目的とした「人が育つ現場のマネジメント講座」を新たに実施する。

なお、「宮城県メンター制度」により新規採用職員の指導役の職員を引き続き配置することで、震災後採用数が増加した新規採用職員の職場への円滑な適応促進及び学習的風土醸成を図るとともに、メンター役の職員自身の指導力向上を図る。

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

○令和5年度から稼働予定の基幹業務システムの構築を踏まえ、旅費制度を所管する関係各課との意見交換等を通じて現行の旅費システム及び旅費制度に関する業務負担軽減に向けた課題の把握に努めた（新規）。

《成果（取組結果）》

○関係各課との意見交換等を通じて、現行の旅費制度及び旅費システムに関する業務負担軽減に向けた課題及び改善要望を把握することができた。

《今後の課題》

○旅費制度の見直しについては、業務負担の軽減につながるよう基幹業務システムの構築等と併せて検討する必要がある。また、国、他の都道府県の状況を踏まえながら、実費弁償の観点なども考慮して検討する必要がある。

○旅費システムの改善に向けては、費用対効果を考慮しながら、基幹業務システムの関係各課と連携して進めていく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

○旅費制度については、基幹業務システムの構築等のスケジュールに併せて見直しを検討していくこととし、国、他の都道府県の状況調査や見直しに伴うシステム改修費用の確認、制度見直しに伴う支給影響額の試算等に取り組んでいく。

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

○働き方改革の推進に当たっては、平成30年度に優先すべき取組等に関する職員アンケートを実施したほか、取組の導入段階では中堅職員で構成するチームで取組検討を実施するほか、試行や実証実験を進める中で職員の意見も反映しながら本格導入に取り組む。（拡充）

○働き方改革への理解と関心を深めることを目的とした出前講座の開催や、取組説明会を開催するなど、働き方改革の意義や業務改善ノウハウ等を紹介することで職員の意識改革を進める。(拡充)

《成果（取組結果）》

- 行政運営の標準化による業務効率化を検討するため、中堅職員によるチームを立ち上げて検討を進めた。令和元年度に試行した会議開催ルールでは、多くの職員が生産性向上を実感したとの検証結果が得られた。
- 単純・定型、反復継続する事務作業を自動化するRPA導入の実証実験や、議事録作成支援システム導入の実証実験では、関係所属や職員とともに取り組み、効果を検証したところ、業務効率化のために本格導入すべきとの結果が得られた。
- 出前講座は延べ19回開催し、職員約560人が受講した。職員提案・事務改善実績表彰やエクセルのマクロ(VBA)に関する事例を紹介し、業務改善に対する職員の意識を高めた。また、部局担当者向け取組説明会等を実施した。

《今後の課題》

- 取組推進に当たっては、各取組の検討・試行、導入など各段階において職員に一定の事務負担が発生することから、時期や方法にも配慮しながら取り組んでいく必要がある。
- 職員の意識改革に向けては、研修や出前講座の開催による意識啓発のほか、職員が生産性の向上を体験・実感できる取組から推進し、仕事に対する意識変革を段階的に進めていく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

- 会議開催ルールは令和2年度から本格導入することとしているほか、引き続き行政運営の標準化による業務効率化の検討・試行を進める。
- RPA、議事録作成支援システムは令和2年度から本格導入することとしているほか、Web会議、モバイルワーク・在宅勤務の実証実験を予定している。
- 「出前講座」や部局担当者向け取組説明会を開催するほか、庁内イントラや職員向けメルマガ等でも情報発信していくことで、職員の意識改革を推進する。

【担当：震災復興・企画部 情報政策課】

《取組内容》

- 次期基幹業務システムの開発に当たっては、次期システムでの要望を確認するための全庁アンケート、先進県調査、現行システム担当者へのヒアリング、大手ITベンダーに対するRFI（情報提供依頼）等を実施した。(新規)
- 上記の調査の結果や現行システムの現状分析を行い、コンサルティング事業者の支援も受けながら「宮城県基幹業務システム構築基本計画」の策定を行った。(新規)
- 平成29年度まではシステム担当課による任意のワーキンググループで検討を行ってきたが、ICT戦略推進委員会の下部組織として実務上の意思決定機関として各主管課及びシステム担当課の総括担当で構成される「基幹業務システム構築推進部会」、具体的かつ詳細部分の検討を行うためシステム担当班長及び担当者で構成される「基幹業務システム構築検討チーム」を設置した。(新規)

《成果（取組結果）》

- 全庁アンケートについては194件の意見・要望があった。なお、意見・要望で導入効果が高いものについては調達仕様の中に取り入れた。
- 先進県調査については地方公会計で日々仕訳を導入済みの愛知県・神奈川県、決算統計システムを導入済みの千葉県・福井県の4県を調査した結果、本県未導入のシステムを導入することで業務の効率化・高度化が図れることが確認できた。
- RFI（情報提供依頼）については大手ITベンダーであるNEC、富士通、日立製作所、NTTデータの4社に協力を依頼し実施した。各社のパッケージソフトウェアの機能や導入費用の概算見積額等について情報提供してもらい、調達仕様書の作成や予算要求の根拠資料として活用した。

《今後の課題》

- 取組推進に当たっては、要件定義、基本設計、稼働前研修及びシステム導入時など各段階において職員に一定の事務負担が発生することから、時期や方法にも配慮しながら取り組んでいく必要がある。
- 統一的な基準による地方公会計制度（日々仕訳）に関しては、複式簿記をはじめとした知識が必要とされることからAIチャットボットの導入など会計職員や業務主管課の負担軽減策を考える必要がある。

《令和2年度以降の取組》

- 令和元年3月に契約を締結した基幹業務システムについては、現行システム機能踏襲業務については令和2年度末までにコンバート作業を完了させる。追加機能・新規導入業務については「要件定義」及び「基本設計」を令和2年度末までに完了させる。
- ※基幹業務システムとは・・・「財務総合管理」、「公会計」、「物品管理」、「工事事業費管理」、「旅費管理」、「公有財産管理」、「決算統計」、「庶務業務支援」及び「人財マネジメント」の9システムの総称

事項名：(7) 東日本大震災からの復旧・復興

意見の内容

(復旧・復興の状況)

東日本大震災に係る復旧・復興については、「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～令和2年度）」に基づき、復旧・復興事業が進められているところである。

公共土木施設では、被災箇所2,296か所のうち2,159か所（約94%）が完成しており、災害公営住宅では、整備計画戸数15,823戸のすべてが完成済である。このほか、農地（復旧対象面積約13,000ha）は約99%が、漁港（被災か所数1,252か所）は約86%が完成済であり、概ね順調に進んでいると言えるが、防潮堤（計画延長240.0km。完了延長106.2km（約44%））のように進捗よく管理になお注意を要するものも残っているところである（いずれも令和元年5月末現在）。

(ハード事業の完遂と被災者への支援の継続)

復旧・復興に係るハード事業については、進捗状況を十分に精査しながら、残りわずかとなった計画期間内での各事業の完遂を図られたい。また、児童・生徒をはじめとする被災者の心のケアなど必要な施策を継続するとともに、福島第一原発の事故に伴う放射能問題も、損害賠償請求や風評被害対策等も含め、適切な対応を継続されたい。

なお、復興期間も残り約1年半となったことから、復興期間終了後に県政運営の羅針盤となり得る新たな計画の策定を着実に進められたい。

(危機意識の低下防止と復興五輪)

震災発生から8年以上が経過し、震災後に入庁した職員が約3割となるなど、危機意識の低下も懸念されることから、災害等の発生時に迅速に対応できる体制の堅持に努めるとともに、震災の教訓が確実に後世に伝承されるような手立てを引き続き講じられたい。また、来年（令和2年）開催される「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」がまさに復興五輪となるよう、これを機に本県の復興状況やこれまでの多くの支援に対する感謝の気持ちを、様々なかたちで積極的に情報発信されたい。

(民間企業、NPO、ボランティア等とのパートナーシップの深化)

震災からの復興の過程で、県と民間企業、NPO、ボランティアなどとのパートナーシップが従来以上に拡大している。今後も復興の過程では、被災者の心のケアのほか、災害公営住宅における孤立化防止や新たな地域コミュニティ構築などにおいて、こうした県以外の主体が担い手として引き続き重要であるとともに、人口減少・少子高齢化社会に対応できる今後の持続可能な行政経営の実現という観点からも、民間企業のノウハウ等の活用は、重要不可欠である。今後も、震災以降蓄積されてきた関係性やノウハウ、仕組み等の維持・伝承・発展を図りながら、パートナーシップの一層の深化を図られたい。

対応の状況

【担当：総務部 危機対策課】

《取組内容》

他都道府県等からの自治法派遣職員に対し、災害対応力の向上を目的として、東日本大震災における本県の対応についての研修を行っているが、平成30年度からは、東日本大震災の風化防止と震災から得られた教訓等の次代への継承を目的に、震災以降に入庁した職員も対象に含めて実施している。(継続)

新任職員及び任期付職員に対し、災害発生時における本件の対応や防災・減災についての研修を行っている。(継続)

関係機関と連携した防災訓練を実施し、大規模災害発生時に市町村が行う防災活動を支援している。(継続)

また、市町村を対象とした関係機関との連携によるワークショップ形式の研修を開催し、適切な避難勧告等の発令や避難所開設などの住民避難に関する意識啓蒙を行っている。(継続)

《成果（取組結果）》

自治法派遣職員及び震災以降入庁の県職員に対し、東日本大震災における本県の対応についての研修を実施し、約300名の参加があった。(平成30年度)

新任職員等については、延べ5回・約200名に対し研修を実施した。

防災訓練については、「宮城県民防災の日」総合防災訓練」及び「宮城県9.1総合防災訓練」を実施したほか、「みちのくALERT2019」に参加するため、約450の機関と調整を図っていたが台風のため中止となった。

ワークショップについては、東北地方整備局、仙台管区気象台及び東北大学災害科学国際研究所と連携を図り、市町村防災担当職員約40人に対し研修を実施した。

《今後の課題》

県職員に対し、今後の大規模災害発生時に迅速に対応できるよう、防災訓練への参加や災害対応研修を継続していく必要がある。

新任職員等については、継続した研修実施が必要である。

防災訓練及びワークショップについては、防災を取り巻く環境が変化し続けていることから、常時適切に内容を修正していく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

新任職員研修等、防災訓練及びワークショップとともに、内容を充実させながら継続実施していくことにより、防災対応力の維持向上を図っていく。

引き続き、災害対応力の向上や東日本大震災の風化防止のため、職員研修等の取組を継続していく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

- 被災市町や国と力を合わせて復旧・復興に向けた施策に引き続き最優先で取り組むとともに、宮城の将来ビジョンに掲げる将来像の実現や震災復興の総仕上げ、人口減少社会の到来を見据えた地域経済の活性化などに向けて重点的に取り組む「政策課題」を設定し、部局横断で検討を行うとともに、その結果を宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生推進事業として、「発展期」の実施計画に盛り込んだ。(継続)
- 復興計画期間終了後も引き続き対応が必要となる取組について、次期総合計画の中に盛り込み、被災地も含めた本県の「持続可能な未来づくり」を推進するための計画について検討を進めた(新規)

《成果(取組結果)》

- 被災市町や国とともに復旧・復興に全力で取り組んだ結果、県内の主要な道路や橋梁、病院、学校といった公共インフラの整備や災害に強いまちづくりに向けた取組については、概ね完了の見通しが立っている状況にある一方で、より切実できめ細かに対応しなければならない課題が残されている。これらに対応するための次期総合計画については、現在、骨子案の策定までが完了し、県内各地域でのワークショップ等を経て、中間案のとりまとめを行っているところである。
- また、人口減少に歯止めをかけるための地方創生の取組についても、地域経済基盤の強化や若い世代の結婚・子育て支援の充実に向けた施策に、引き続き全庁で取り組み、企業集積による雇用の創出や交流人口の拡大につなげることができた。

《今後の課題》

- 大規模な嵩上げを行っている地区や離半島部など、地域によって復興の進捗に差が生じていることから、残り1年を切った復興計画期間内の復旧・復興事業の完遂を目指して、引き続き関係機関と連携を密にしながら、今後さらに事業を推進していく。
- 公共インフラの整備や復興まちづくりなどが進展する一方で、被災された方々の心のケアや災害公営住宅への転居に伴う新たな地域コミュニティの形成、失われた販路の回復などソフト面の課題への対応強化や中長期的な対応が必要となっていることから、引き続き、こうしたソフト面の課題解決に向け、国や市町村はもちろん、NPOや関係団体等とも連携を図りながら、一人ひとりに寄り添った支援を続けなければならないと考えている。

《令和2年度以降の取組》

- 県としては、必要なハード事業を計画期間内に完成させるとともに、被災された方々に対するきめ細かな支援に取り組み、一日も早く復興が成し遂げられるよう、引き続き全力を尽くす。また、復興計画期間後の県政推進の羅針盤となる次期総合計画の策定に着実に取り組み、これまで以上に多様な主体との連携を進めながら、元気で躍動する宮城の実現に力を尽くしていく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】

《取組内容》

- 復旧・復興の過程で得られた職員の経験や教訓等を整理・体系化し、後世に継承していくために、令和元年8月から「災害エスノグラフィー」の手法を取り入れた職員インタビューに基づく検証作業に取り組んでいる。令和元年度から令和3年度にかけて全80テーマについて、既存の記録誌等からの課題等の重要な要素を収集・整理した上で、延べ1,200人のインタビューを行い、令和3年度末までに報告書や映像等に取りまとめ、全国に向けて発信していく。(新規)

《成果(取組結果)》

- 令和元年度は、被災直後の生活必需品の確保や応急仮設住宅の整備など17テーマについて、復旧・復興業務に従事した職員延べ228人のインタビューを行い、報告書や記録映像を作成した。また、インタビューの様子を124人の職員が傍聴し、復旧・復興の過程で得られた経験等を共有することができた。

《今後の課題》

- 震災の風化が懸念されていることから、被災市町や民間団体等と連携しながら震災伝承を推進していく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

- 復旧・復興の過程で得られた職員の経験や教訓等を整理・体系化し、後世に継承していくために、引き続き、職員インタビューに基づく検証作業を進めていく。
- 震災伝承を推進するために、「(一財)3.11伝承ロード推進機構」や「3.11メモリアルネットワーク」などの多様な組織と連携した取組を進めていくとともに、石巻南浜津波復興祈念公園に震災伝承関連の展示を整備していく。

【担当：震災復興・企画部 オリンピック・パラリンピック大会推進課】

《取組内容》

<気運醸成>

- 内閣官房による「復興ありがとうホストタウン連絡協議会」や復興庁による「復興五輪連絡調整会議」などの会議等を通じて、東京2020大会が復興五輪の意義に沿った大会と

なるよう協力を要請した。(継続)

<聖火リレー>

○「復興五輪」を体現するルートとして津波被害の大きかった沿岸15市町を中心にルートを検討するとともに、聖火ランナーについても応募時に本県の震災復興への思いや貢献等について独自の記載項目を検討した。(継続)

<都市ボランティア>

○本県で募集する都市ボランティアの役割の一つとして、仙台駅等で東日本大震災の記憶や復旧・復興に関する情報の提供を行う「語り部ボランティア」を設定し、震災の風化防止、記憶の伝承に繋げる取組みを行う。(継続)

《成果(取組結果)》

<気運醸成>

○世界各国の記者が被災地を訪れる「被災地メディアツアー」(東京都主催)や被災地の子ども達がオリンピックと交流する「オリンピックデーフェスタ」(JOC主催)など被災地からの情報発信等を行う事業が実施された。

<聖火リレー>

○リレールートには、震災遺構や震災からの復興を象徴するような施設なども盛り込んでおり、メディアを通じて本県の復興の現状を伝えられるルートを沿岸自治体と協力して選定した。

○聖火ランナーについては、スポーツ等で成績を残している方のほか、「語り部」として活動している方や、地域活動に取り組んでいる方など震災にも負けず頑張っている方々を多く選出した。

<都市ボランティア>

○都市ボランティアについては、当初計画の1,300名を上回る約1,700名を確保することができ、基礎研修を開始し、ボランティアの育成に着手できた。なお、「語り部ボランティア」も実施計画の必要数をほぼ満たす約90名を確保した。

《今後の課題》

またとない機会であるオリンピックへの県民の積極的な参画や気運醸成に向け、積極的な広報活動を展開し、周知を図っていく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

<気運醸成>

○新型コロナウイルス感染症の影響により大会に関連するイベントも1年延期とされたが、令和3年度には、組織委員会主催による東北復興をテーマとした大規模な文化イベントや、被災地の生徒、アスリートによる復興のモニュメントの被災地への設置、宮城スタジアム周辺での大規模イベントなど、復興五輪を体現するイベントが予定どおり計画されていることから、復興五輪の意義に沿った内容となるように各機関と連携して実施していく。

<聖火リレー>

○新型コロナウイルス感染症の影響により聖火リレーも1年延期となったところであり、延期後の施設や道路の整備状況を踏まえ、ルートの再検証や警備計画等を検討し、円滑なリレー運営が実施できるよう取り組んでいく。

<都市ボランティア>

○都市ボランティアについては、現時点で登録している約1,700名を対象にボランティアとしての育成を進めていくが、登録者全員が受講する研修において、本県が目指す「復興五輪」の考え方を学んでいただくことにしており、語り部ボランティアのみならず、全ての都市ボランティアが震災からの復興した姿を効果的に発信できるよう取り組んでいく。

【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】

《取組内容》

被災地域の復興や被災者の生活支援などに取り組むNPO等支援団体の活動資金への助成を行うとともに、助成団体の運営面での課題解決や活動の継続に向けた助言等を行うアドバイザーを派遣したほか、市町が設置する復興支援員に対して研修会等による後方支援を行った。また、復興支援専門員を設置し、被災地に向いて助成団体をはじめ復興に携わる様々な主体と関係を構築し、情報収集や施策周知、活用助言等を行った。(継続)

《成果(取組結果)》

68件の幅広い事業への助成やアドバイザー派遣により、まちづくりやコミュニティ形成など被災地域の復興と被災者の生活環境の改善が促進されるとともに、NPO等支援団体の育成が図られた。また、研修会や市町検討会議の開催など復興支援員の被災地域への定着や活動継続に向けた支援を行い、復興支援活動の活性化が図られたほか、復興支援専門員の活動を通じて、被災地域の様々な主体との関係構築が促進した。

《今後の課題》

震災復興発展期においても、地域コミュニティの再構築など長期的な取組を要する課題には支援の継続が必要であり、こうした取組や優良な活動を行うNPO等が各種支援制度の終了後も活動を継続できるよう、出口戦略を意識させるとともに、被災市町などのNPO等を支える多様な主体と連携して支援していく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

復興後も必要な取組が継続できるよう、アドバイザー派遣や研修会等を通じて、持続的な活動への移行を促し、より出口戦略を意識した支援を行っていく。また、みやぎ地域復興支援会議等の開催により関係者間の広域的な連携を図るほか、被災市町などと情報共有・意見交換等を行い、支援のあり方を検討していく。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】

《取組内容》

1 測定・公表

○きめ細かな放射線・放射能の測定（継続）

「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を毎年度策定し、総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施する。

・放射線の測定

生活環境を中心に、モニタリングポスト（40か所）による常時監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定（H30 1,399か所、R1 1,431か所）など、空間放射線率の測定を幅広く行い、放射性物質の広域的な分布状況と経時的な変化の把握に努めている。

・放射能の測定

「食べ物・飲み物」から「産業活動に伴う環境や物」まで、広範囲にわたって放射性物質濃度の測定を実施している。「食べ物・飲み物」については、水道水の測定のほか、生産・流通・消費の各段階における食品検査を実施している。また、住民から持ち込まれた自然採取の山菜やきのこ、自家栽培野菜については、市町村が測定できるよう、測定機器の配備と技術研修を実施している。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」において、情報を一元化し、正確な情報をわかりやすく発信する。また、県民を対象としたセミナー等の開催、みやぎ出前講座への講師派遣、電話相談窓口の開設、各種広報誌への掲載、パンフレットの配布等を通じ、放射線・放射能等の理解の促進に努める。

2 除染

○市町村への支援（継続）

除染は平成29年3月で完了したが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、現在除去土壌等を保管している7市町のニーズを把握し、国に要望するとともに国と連携しながら、市町へのきめ細やかな支援を継続する。また、国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令やガイドラインの早期提示を求める。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援（継続）

農林水産業や商工業等の出荷制限や風評被害などによる営業損害について、電話相談窓口で民間事業者等からの相談等を受けるほか、東京電力の賠償窓口や国の原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターの紹介や、仙台弁護士会と連携した個別無料相談会の開催などにより、損害賠償請求を支援する。

・個別無料相談会の開催

目的：東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等が、法的アドバイスを受けることで円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会と連携して各県域で個別無料相談会を開催するもの。

《成果（取組結果）》

1 測定・公表

○きめ細やかな放射線・放射能の測定（原子力安全対策課関係分）

・放射線の測定

県独自で、または市町村及び国等の関係機関と連携し、モニタリングポスト、携帯型測定器や走行サーベイ等によるきめ細やかな測定を行い、県内の生活環境に問題ないことを確認した。

・放射能の測定

住民が持ち込んだ自家栽培野菜等については、市町村が主体となって、県が貸与した機器を用いて測定を行い、その結果を住民に伝えたほか、降下物、大気浮遊じん等については、県が測定を行い、問題がないことを確認した。

○県民及び国内外への正しい情報の発信（原子力安全対策課関係分）

県民の不安解消等のため、「みやぎ原子力情報ステーション」、「放射線・放射能に関するセミナー」、「みやぎ出前講座」、放射線・放射能に関する相談窓口・パンフレット等により放射線や放射能の測定結果や放射線等に関する情報提供を行い、理解の促進を図った。

2 除染

○市町村への支援

国主催の除去土壌等の処分に係る会議に出席して国の動きについて情報収集した。また、7市町からの相談等や国と市町との間で実施した会議等への参加において、市町のニーズを把握し、必要に応じ、国に対し政府要望を行った。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

・個別無料相談会の開催

実施時期 令和元年10月、5回開催（県内3圏域（大河原、仙台、大崎））

参加者等 延べ10名が参加

成果の概要 参加した民間事業者等のうち、アンケートを記載した8名全員から、「参考になった」「まあまあ参考になった」との評価を得た。

《今後の課題》

1 測定・公表

○放射線・放射能の測定

除染の実施、放射性物質の物理的減衰等により県内の空間放射線量率は低下し、農林水産物の放射性物質濃度の基準値超過の割合についても年毎に減少してきているものの、きのこや山菜などの林産物、イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣に出荷制限が残っている。

○県民や国内外への正しい情報の発信

電話相談窓口の相談件数は年々減少しており、県民の不安は概ね収束傾向にあると考えられるが、いまだに不安を抱く県民もいる。

2 除染

○除染に伴い生じた除去土壌については、処分に関する省令やガイドラインなどの基準が未だに定められておらず、現在も7市町で用意した仮置場などで、引き続き保管されている。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

個別無料相談会への参加者は、事故直後と比べると年々数は減ってはきているものの、東京電力との直接交渉が進展しない請求者から、賠償を受けるための他の方法についての相談が引き続き寄せられている。

《令和2年度以降の取組》

1 測定・公表

○実態に応じた放射線・放射能の測定の検討と正確で迅速な測定結果の公表

空間放射線量率や放射能濃度が低下してきていることから、あらためて測定のあり方を検討するとともに、引き続き正確で迅速な測定結果の公表を行っていく。

○県民や国内外への正しい情報の発信

引き続き正確で分かりやすい情報発信により、放射線や放射能に対する理解の促進を図っていく。

2 除染

○除染は平成29年3月で完了したが、除去土壌等の処分が課題となっていることから、7市町のニーズを把握し、必要に応じ、国に要望するなど、引き続き市町を支援していく。

○国に対し、除去土壌の処分基準を定める省令やガイドラインの早期提示を求めるとともに、その処分が進むよう、今以上の積極的な関与について要望していく。

3 賠償

○民間事業者等の損害賠償請求への支援

民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう、引き続き仙台弁護士会の協力を得て個別無料相談会等を開催するとともに、必要に応じて原子力損害賠償紛争解決センター等の紹介を行うなど、民間事業者等の損害賠償請求をきめ細やかに支援していく。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

○民間非営利活動（以下、NPO活動）促進施策に広く県民の意見を反映させるため、公募委員2名を選任し、宮城県民間非営利活動促進委員会を開催した。（継続）

○復興・被災者支援を行うNPO等と他団体等の結びつく力を強化し継続した支援につなげるため、NPOと多様な主体とがともに集い、交流できる機会を創出することにより、

連携の強化、拡大に努めた。また、NPO等が効果的に復興・被災者支援を行うため、阪神・淡路大震災及び新潟県中越地震における震災後10年目の状況等を情報収集し、今後の活動に役立つ情報を冊子にまとめて提供した。(継続)

○NPO活動を促進する中核機能拠点である「みやぎNPOプラザ」を運営し、様々な協働事業の情報を情報サイトで発信したほか、「みやぎNPOプラザ」による県内各地の中間支援施設に対する活動支援や情報共有を通じて、多様な主体との連携を強化した。(拡充)

○NPOの運営基盤強化を図りながら、NPOと多様な主体との連携を促進するため、「プロボノ」(※)の普及啓発セミナーを実施した。(継続)

※プロボノ：専門知識や技能を活かして参加する社会貢献活動

《成果（取組結果）》

○促進委員会のほか、交流会の開催、情報サイトの運営を通じて、NPO活動の促進施策について広く県民に説明したほか、プロボノの普及啓発セミナーを開催し、企業に対して協働の必要性について理解の拡大を図った。

○「みやぎNPOプラザ」において、県内各地のNPO支援施設の育成支援を目的とした訪問等による直接相談・指導等を実施した結果、各地域のNPO支援施設等において協働事業が開催されるなど、仙台市以外の地域におけるNPO活動の促進に寄与した。

《今後の課題》

○社会的課題が多様化、複雑化する中で、今後もNPOが果たすべき役割は大きいと捉えているが、本県内のNPOの多くは、依然として運営基盤がぜい弱であり、助成金、補助金等が減少する状況において、復興後を見据え、なお一層の自立に向けた取組が求められている。

○協働、連携の取組に向けた具体的な取組につなげるため、引き続き担い手の育成や活動の基盤づくりが課題となっている。

《令和2年度以降の取組》

○「みやぎNPOプラザ」による県内各地のNPO支援施設の育成支援を継続し、情報の集約やノウハウの共有などにより、各施設がNPO支援事業を効果的・効率的に実施できるよう、連携を強化する。

○また、令和2年3月に策定された「県有施設等の再編に関する基本方針」において、「みやぎNPOプラザ」については仙台医療センター跡地に移転し、宮城県民会館と集約・複合化する方針が示されたことから、集約・複合化に当たっての課題を整理し、機能や規模について必要な見直しを行う。

○「プロボノ」によるNPOの運営基盤強化を進めるため、引き続き企業等を対象とした普及啓発を進めるほか、人材育成に取り組む。

○復興支援に携わるNPOの活動成果の情報発信や交流機会の創出にさらに努め、NPOに対する理解醸成を図り、県民や企業など様々な主体からの積極的な支援や協働の取組につなげる。

【担当：保健福祉部 子ども・家庭支援課】

《取組内容》

平成30年度に引き続き令和元年度においても、子どもから大人までの切れ目のない支援を行うため、大人と子ども双方の心のケアに精通した専門家が配置され、被災地の関係機関とのネットワークが確立されており、各地域に設置された活動拠点から支援要請に柔軟に手厚く対応できる機関である「みやぎ心のケアセンター」に子どもの心のケアに関する事業を委託した。(継続)

《成果（取組結果）》

みやぎ心のケアセンターにおいて、子どもやその保護者からの相談対応のほか、市町村、幼稚園、小中学校等に児童精神科医や心理士、保健師等の専門職を派遣し、コンサルテーション等を行うほか、心のケアに関する研修会を実施した。

○令和元年度の実績

- ・相談事業 述べ373件
- ・専門家派遣事業 229回
- ・研修事業 47回

《今後の課題》

復興・創生期間終了後も地域における支援を継続できるように、支援者支援の充実を図る必要がある。

《令和2年度以降の取組》

引き続き、子どもから大人まで切れ目のない支援が継続できるよう、みやぎ心のケアセンターに事業を委託し、関係機関との連携を強化するとともに、地域の支援者の能力向上を目的とした研修等を実施していく。

【担当：保健福祉部 精神保健推進室】

《取組内容》

○みやぎ心のケアセンターの運営（継続） ○仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続） ○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）
○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施（継続） ○精神保健福祉センターにおける自死及びひきこもりに関する相談支援等（継続） ○保健所のアルコール等の専門相談（継続） ○心のケアの取組の方向性について沿岸市町、県機関、みやぎ心のケアセンター等関係者による協議の実施（継続）

《成果（取組結果）》

○みやぎ心のケアセンターの運営

専門職による住民支援（令和元年度：対面相談 4,047件 電話相談 1,917件）、メンタルヘルス講演会・サロン活動等による普及啓発、自治体職員等の支援者を対象とした研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。

○仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助

訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」（令和元年度：対面相談 2,291件 電話相談 1,432件）等を実施した。

○東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置

平成23年度10月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。

○精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施

精神科医療機関2団体に委託し実施した。（令和元年度：訪問 1,558件 電話相談 879件 個別支援会議 1,790件 関係機関調整 89件）

○県精神保健福祉センター内に設置した「宮城県自死対策推進センター」、 「宮城県ひきこもり地域支援センター」や、NPO法人に委託している「宮城県ひきこもり地域支援センター南支所」において、自死、ひきこもりに関する相談支援等を実施した。

○保健所において、精神保健福祉相談、アルコール関連問題やひきこもり等に対応する専門相談を実施した。

○令和3年度以降の体制を踏まえ、市町・保健所・精神保健福祉センター・心のケアセンター等とともに、被災者の心のケア対策の在り方や将来的な地域精神保健福祉への移行の検討を実施

《今後の課題》

被災者の生活再建が本格化する中で、支援を必要とする被災者の数は依然高止まりのまま、度重なる生活環境の変化や家族機能の低下など住民側の背景の多様化や、アルコール関連問題やひきこもり、生活困窮など複数の問題が絡み複雑化しており、住民への支援や対応困難な事例に関わる支援者への専門的な助言等が必要である。

沿岸部地域では、もともと心のケアを担う専門職員が不足していたことに加え、市町でも震災後に採用された保健師等が増加していることから、人材の確保及び育成が必要である。

《令和2年度以降の取組》

震災による心の問題は長期にわたることから、引き続き心のケアセンターを中心として、保健所や市町、関係機関・団体等とより一層の連携を図り、子どもから大人までの切れ目のない支援を継続していく。

また、震災復興計画後の令和3年度以降においても継続した心のケアが必要であり、長期的かつ安定的な事業の実施が可能となるよう、確実な財源措置を国に要望していく。

引き続き、令和3年度以降の被災者の心のケア対策の将来的な地域精神保健福祉への移行の取組について、市町・保健所・精神保健福祉センター・心のケアセンター等とともに検討を行う。

【担当：経済商工観光部 アジアプロモーション課】

《取組内容》

外国人観光客の回復に向けては、中国、韓国、台湾、香港を重点市場とし、旅行博への出展などを実施しているほか、宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。特に、台湾は最重要市場として教育旅行の誘致に取り組み、復興ツーリズムとして、沿岸部を中心に誘客を図っているところである。（継続）

更には、台湾の台北、中国の北京及び上海に現地サポートデスクを設置し、現地の旅行会社への営業力強化、情報発信の質的充実と量的拡大を図ってきた。（継続）

訪日外国人観光客はインターネットからの情報取得が主流となっていることから、各重点市場に向けてSNSを活用して宮城の観光地のほか、食に関する情報も発信するなど、風評の払拭に努めた。（継続）

風評の影響が根強い国・地域のうち、香港については、テレビ番組と連動した旅行商品を造成し、韓国については、現地の大規模な旅行博覧会において観光PRを行うとともに、OTAサイトと連携したプロモーションを実施した。（継続）

デジタル媒体による情報入手が広がっていることから、多言語によるインバウンドウェブサイトの制作やウェブ広告など、デジタルマーケティングの考え方によるプロモーションを実施した。（新規）

《成果（取組結果）》

令和元年の外国人延べ宿泊者数は51.2万人泊と、震災前の15.9万人と比較し、322%増加した。

《今後の課題》

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年3月から出入国の制限や不用不急の外出の自粛要請があったことから、国内外の観光需要が大きく落ち込んでおり、東北が一体となって観光需要のV字回復に取り組む必要がある。

《令和2年度以降の取組》

最重要市場である台湾については、現地サポートデスクやSNSによる情報発信を強力に実施し、感染収束後の旅行需要の取り込みを図る。その他の重点市場である中国、韓国、香港についても、現地における継続的な情報発信に取り組む。

また、東北観光復興対策交付金を活用した情報発信や旅行商品造成に取り組むほか、東北が一体となった観光誘客を推進するため、東北観光推進機構や東北各県と緊密に連携し、東北の観光復興に向けて積極的に事業を展開していく。

多言語によるインバウンドウェブサイトの内容を充実させ、デジタル媒体を活用した誘客を継続する。

【担当：経済商工観光部 観光課】

《取組内容》

平成30年度では、県として初となる通年観光キャンペーンを展開し、一年を通して魅力ある仙台・宮城の観光素材を多数発信した。

被災地を訪れる（訪れたい）人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」及び「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置・運営し、本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアー、教育旅行などの希望に対して情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行っている。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。（継続）

福島第一原子力発電所事故による風評被害の損害賠償については、東北電力株式会社から提示された内容に対して観光事業者から批判や不満の声があったことから、賠償地域の追加、指針の見直しや賠償請求に当たり観光事業者に負担を強いることがないよう政府要望を継続的に行ってきた。（継続）

《成果（取組結果）》

平成30年の観光客入込数は6,422万人と震災前の平成22年の6,129万人を超えた一方、沿岸部の観光客入込数の回復は9割程度に留まっており、沿岸部の観光復興は引き続き力を入れていく必要がある。

「みやぎ観光復興支援センター」は平成23年度から令和元年度までに累計で1,290団体45,759人、「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」は平成25年度から令和元年度までに445団体27,926人のマッチング実績を上げた。平成27年度からは両センターの運営体制を一本化しており、令和元年度はボランティアツアー4団体212人、教育旅行97団体3,364人のマッチングを行った。初回マッチング以降は、訪問希望者と受入先との直接調整が増加していることもあり、新規のマッチング件数は横ばいとなっている。

東京電力ホールディングス株式会社は、中間指針や独自の賠償基準に合致しない損害への賠償には未だ消極的である。

《今後の課題》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光需要が低迷していることから、感染収束後の反転攻勢に向けた機運醸成を図る必要がある。

震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきており、復興状況の情報を的確に収集・発信していくことが求められる。また、ボランティアツアーや教育旅行のマッチング件数が落ちてきた一方で、教育旅行に関してはニーズの内容が細分化・高度化し、よりきめ細かな対応が求められてきている。

震災から9年が経過した現在も、観光事業者から東京電力に対する賠償請求が続いているほか、風評が長期化する懸念があり、適切に実態を把握する必要がある。

《令和2年度以降の取組》

市町村や地域の観光事業者等と密に連携を取りながら、感染収束後の旅行需要の回復に向けた取り組みを実施していく。

令和2年度の事業規模は、現状を維持しつつ、上記課題に対応するため、情報収集・発信能力の維持と教育旅行ニーズへの対応の充実を図り、両センターの一体運営による効果を最大限に引き出す。

風評被害に係る観光業への影響は長期間に渡って現れることが見込まれるため、公正・適正な賠償について、国が東京電力ホールディングスに対して強い指導を行うよう引き続き要望していく。

【担当：農政部 食産業振興課】

《取組内容》

県産農林水産物の放射性物質検査を継続するとともに、迅速でわかりやすい情報提供と、イベントや各種媒体を活用したPR活動を実施し、県産品の信頼回復と消費拡大に努めた。（継続）

主な事業については、以下のとおり。

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○交通施設や交通機関、情報誌でのPR、各種イベントの開催・出展によるPR等を通じて、宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図った。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間、関係団体が実施するメディアの活用等の事業に補助することにより、PR活動等を支援した。

《成果（取組結果）》

【「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業】

○各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い、県産品のイメージアップを図った。

■交通拠点を活用した情報発信

- ・仙台空港旅客ターミナルビル等へのバナー掲出
- ・JR仙台駅へのLEDサインボード掲出
- ・首都圏主要駅（JR東京・池袋）等でのJ-ADビジョン駅貼りポスター掲出 他

■SNSを活用した情報発信

- ・Instagramを活用し、県産品食材を使用した料理等の写真投稿による情報発信を行った。

■情報誌を活用した情報発信

- ・消費者及び実需者をターゲットとした情報誌に県産品PRの広告記事を掲載した。

■県産食材のPR及び消費拡大

- ・首都圏の料理人、飲食チェーン店の仕入れ担当者等の実需者を対象とした生産地視察を実施した。

■グルメサイトを活用した情報発信

- ・「デリッシュキッチン」に県産食材を使ったレシピ配信を行った。

■「食」の担い手創出事業

- ・「県政だより」に、食の専門家による県産食材PR記事と専門学校生が考案した県産食材のレシピを掲載した。

■県産食材を使用した飲食店フェア等の開催

- ・首都圏の飲食店で夏・冬に開催。

■東京アンテナショップを活用したイベントの開催

- ・宮城ふるさとプラザにおいて、県産品や生産者の紹介及び首都圏消費者が選ぶ宮城県産品コンテストなどのイベントを実施した。

■県外物産展を活用した消費体験の促進

- ・県外物産展開催地（横浜・東京・名古屋・広島・愛知・千葉）において、県産品イメージ向上広告を掲出し、県産品の購入意欲を高めた。

■宮城県産園芸特産物に関する調査・PR等

- ・北海道内において「宮城県産イチゴ」の市場分析及び動向調査を行うとともにプロモーションを実施した。

【県産農林水産物等イメージアップ推進事業】

○各団体が行う県産農林水産物等のPRや販路開拓に向けた事業に補助を行い、県産農林水産物等のイメージアップを図った。

■各団体への補助

- ・農業関係団体、漁業関係団体等の6団体が実施する6計画に対して、補助を行った。

《今後の課題》

消費者庁のアンケートによれば、風評は払拭されておらず、今後も継続的に事業を展開していく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

引き続き、放射性物質検査を実施し、その結果を情報提供するとともに、県産品の魅力をより伝えられる効果的な広報手法等を検討し、取組を継続していく。市町村や地域の観光事業者等と密に連携を取りながら、感染収束後の旅行需要の回復に向けた取り組みを実施していく。

【担当：農政部 農村整備課・農地復興推進室】

《取組内容》

東日本大震災により被災した農地・農業用施設、農地海岸保全施設等について復旧工事を行い、早期営農再開を図る。特に被害が甚大な地区については、復興交付金を活用した農地の再編整備や排水機場等の整備を行い、地域農業の復興を図る（継続）。

《成果（取組結果）》

東日本大震災の津波では、約 14,300ha の農地が浸水し、そのうち農地の復旧や除塩対策を必要とする面積は、約 13,000ha となっている。農地の復旧や除塩対策については、令和 2 年 3 月末現在で、目標どおりの 13,000ha(100%)に着手し、そのうち 12,958ha(約 99%)で作付けが可能となり営農再開が図られた。また、排水機場の復旧については、復旧対象施設 47 施設の全てに着手し、45 施設(約 96%)で完成したほか、農地海岸においてもほぼ計画どおりの事業進捗が図られた。

復興交付金を活用した農地整備事業については、令和 2 年 3 月末現在で、受益面積約 5,245ha の全ての区画整理工事に着手し、農家に引き渡した面積は、5,212ha(約 99%)となっており、事業の進捗が図られている。

また、「新たな標準区画(2ha)」として整備方針を策定、実施し、より効率的かつ永続的な農業の展開を目指すなど、各種取組を推進してきた。土地利用の整序化では、換地の手法を活用して非農用地エリアを確定することにより、市町の土地利用計画の策定が図られた。

《今後の課題》

復旧・復興を確実に進めるためには、地区ごとの詳細な工程管理と適正な予算管理による遂行が必要である。

東日本大震災後、新たな農地整備事業等の実施地区における土地利用の整序化については、市町の復興まちづくり計画を踏まえた土地利用計画作成の推進について、関係機関と連携を図りながら支援する必要がある。

《令和 2 年度以降の取組》

復興・創生期間内での事業の完遂に向けて、農地・農業用施設等の復旧・復興ロードマップに基づき、引き続き、災害復旧事業や復興交付金を活用した農地整備事業の推進を図る。また、今後も基盤整備を契機とした競争力のある経営体の育成や土地利用の整序化による市町の復興まちづくりの実現に取り組んでいく。

【担当：水産林政部 水産林業政策室】

《取組内容》

円滑な事業の執行のため、①復旧・復興のロードマップに掲載した事業の進行管理、②マンパワー不足を補うための工事監督等の外部委託を行う。(継続)

《成果(取組結果)》

漁港、治山各分野において、事業箇所ごとの課題把握やその解決に向けた会議・検討会を定期的に行ったほか、事業費全体に占める契約率や執行率の管理に努めた。また、マンパワー不足への対応として、工事積算や監督業務を外部委託したほか、市町や関係機関等との事業調整についても必要の都度行った。

《今後の課題》

東日本大震災の発生から 9 年が経過したが、未だ課題を抱える事業箇所もあることから、復興の完遂に向け、市町等とも連携し、その解決に向けて取り組んでいく必要がある。

また、他自治体からの派遣職員が減少する中、工事監督等の外部委託も積極的に活用し、計画的な事業推進を図る必要がある。

《令和 2 年度以降の取組》

令和 2 年度での事業完了を目指し、引き続き、事業の進行管理により個別事業箇所の課題把握と早期解決に努めるとともに、工事監督等の外部委託によりマンパワー不足を補い、事業の円滑化を図る。

【担当：土木部 土木総務課】

《取組内容》

事業進行管理による復旧・復興事業の着実な事業執行(継続)

《成果(取組結果)》

事業進行管理委員会や幹事会、用地部会及び重点進行管理部会を開催し、各課室及び地方機関との連携を強化しながら、用地取得や工事執行時期の目標を明確にした執行計画を策定した。

また、事業執行に当たっては、予算全体の執行管理とともに、事業ごとの工事進捗状況の可視化と情報共有化、事業進捗に向けた課題把握と迅速な対応の実施など、きめ細かな進行管理を行った。

その結果、令和元年東日本台風による手戻りや工事の遅延等があったにもかかわらず、令和元年度末の復旧・復興に係る明許繰越額は約 856 億円と前年度(約 633 億円)に比べ約 223 億円の増加にとどめ、復旧・復興事業を着実に進めることができた。

《今後の課題》

復旧・復興事業の完遂に向けて、確実な予算執行と情報共有化の徹底による懸案事項の早期解決を図るとともに、マンパワー不足に対応しながら、さらにきめ細かな進行管理を行う必要がある。

《令和 2 年度以降の取組》

復旧・復興事業の完遂に向け、事業箇所ごとの課題の把握と早期解消に努めながら、用地収用裁決等の進行管理に取り組むほか、契約率に加えて、契約後の支出状況を把握するなど、さらにきめ細かな進行管理を行う。また、発注者支援などの外部委託を最大限活用し、マンパワー不足への対応を図る。

さらに、今年度は、復興後を見据えた新たな土木建築行政の在り方について、検討を進める。

【担当：教育庁 義務教育課】

《取組内容》

- スクールカウンセラーの派遣・配置（継続）
 - ・県内全公立中学校（仙台市を除く）にスクールカウンセラーを配置，全市町村（仙台市を除く）に広域カウンセラーを配置し，域内小学校に派遣
 - ・教育事務所専門カウンセラーの配置（継続）
- 心のケアに係る研修会等の実施（継続）
 - ・心のケアに係る研修会，ケア宮城と共催した教職員等を対象とした研修会
- 心のケアに係る外部人材の活用（継続）
- 学校教育活動復旧支援員の配置（継続）
- 要望する市町村へスクールソーシャルワーカーの配置（継続）
- 「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の充実・拡充（継続）
- 補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施（継続・拡充）
- 不登支援等の実態や施策について，保健福祉部との間で諸会議等での情報共有（継続）

《成果（取組結果）》

- 県内全公立中学校（仙台市を除く133校）及び義務教育学校（後期課程）（1校）にスクールカウンセラーを配置（年間37回程度），全市町村（仙台市を除く）に，広域カウンセラーを配置し，域内小学校（全249校）及び義務教育学校（前期課程）（1校）に派遣（年間25回程度）した。また，市町村教育委員会や学校の要望に応じて，緊急派遣や追加派遣をした。
- 各教育事務所に2～4名の専門カウンセラーを配置し，年間70回の相談日において管内学校への巡回等も含めて児童生徒の状況を把握するとともに，教員・保護者等への相談を実施し，校内の教育相談体制の充実を図った。
- 心のケアに係る研修会等の実施（7回）
- 被災した児童生徒の心のケア，教職員・保護者等への助言等様々な課題に対応するため，市町村に対し学校の教育活動を支援する支援員（15名）を配置した。（石巻市，塩竈市，大崎市，大河原町，女川町）
- 全市町村に，のべ66名のスクールソーシャルワーカーを配置し，支援を行い，学校を外から支える体制の充実を図った。
- 教育庁内の「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」の情報共有を一層図るとともに，東部教育事務所及び大河原教育事務所内に設置した「児童生徒の心のサポート班」をはじめ，児童生徒や保護者への対応と併せて教職員への助言や学校の課題を解決するための相談窓口と訪問機能を持った学校を外から支える組織体制を構築し，保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化しながら取り組んだ。
- 東日本大震災に起因する心の問題や不登校，いじめなど，学校生活に困難を抱える児童生徒の学校復帰や自立支援を目的として市町村が行う体制整備に対する補助事業「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を28市町に対して実施した。（白石市，大河原町，塩竈市，七ヶ浜町，美里町，石巻市，気仙沼市，南三陸町（28年度設置），多賀城市，松島町，利府町，女川町，登米市（29年度設置），角田市，柴田町，富谷市，加美町，涌谷町，東松島市（30年度設置），蔵王町，川崎町，丸森町，名取市，岩沼市，亶理町，山元町，大崎市，栗原市（令和元年度設置））設置市町の中学校における不登校児童生徒の再登校率は，県の平均を上回るなど，成果が見られた。
- 不登校の課題等の実態や施策について，子どもの心のケア対策会議や青少年の健全な育成に関する諸会議等において，保健福祉部との情報共有を行った。

《今後の課題》

- 震災から9年が経過したものの，今後も児童生徒の学習状況や生活状況等を見守っていく必要があることから，長期的な視点に立ち，発達の段階に応じた取組を継続して行っていくとともに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のほか，保健福祉担当部局等の関係機関との緊密な連携による取組の一層の充実が必要となっている。
- 学校や市町村からのニーズは依然として高いことから，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの有資格者の確保が課題である。
- 令和3年度以降段階的に現状の県内の教育相談体制を見直し，復興特会終了後も効率的・効果的な教育相談体制が構築されるよう検討していく。

《令和2年度以降の取組》

- これまでの取組を継続し，被災地における児童生徒の心のケアや教職員等をサポートするため，「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」及び「児童生徒の心のサポート班」の機能の充実を図り，保健福祉担当部局等の関係機関との連携を強化して取り組み，学校を外から支える体制を一層充実させる。また，児童生徒にとって魅力のある「行きたくなる学校づくり」を推進し，児童生徒のいじめ対策・不登校支援等生徒指導上の諸課題に対する未然防止や早期発見につながる取組を促進する。

○「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の実施市町村の充実及び支援継続の在り方については検討を図り、当該事業を活用し様々な課題により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の学びの場の確保や社会的な自立に向けた取組を支援していく。

【担当：教育庁 高校教育課】

《取組内容》

- 1 県立高等学校へのスクールカウンセラーの通常配置。(継続)
- 2 県立高等学校へのスクールソーシャルワーカーの配置。
また、配置校以外的高校においてもスクールソーシャルワーカーが必要な場合には派遣できる体制を整備。(拡充)
- 3 不登校・発達支援相談室(総合教育センター内)の開設、24時間子供SOSダイヤルの開設。(継続)
- 4 心のケア支援員の配置(継続)
- 5 SNSを活用した相談の開始(新規)
- 6 精神保健研修会の開始(新規)
- 7 学力状況調査(高1、2年生対象)による「震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態」等についての把握。(継続)

《成果(取組結果)》

- 1 スクールカウンセラー 全県立高校(72校)に配置。被災沿岸地域的高校(5校)への特別配置。
相談件数 10,541件 教員との相談 6,430件
- 2 スクールソーシャルワーカー 36校に配置(←H30:33校)
相談件数 1,743件
- 3 不登校・発達支援相談室 来所相談件数 720件 電話相談件数 1,226件
24時間子供SOSダイヤル 相談件数 1,119件(時間外業務委託分)
- 4 心のケア支援員 32校配置(←H30:32校)
生徒指導や教育相談に係る補助業務に当たり、教職員の負担軽減につなげる。
- 5 SNSを活用した相談 LINEを活用した相談体制の整備。
登録者数 1,060人 相談件数 502件
- 6 精神保健研修会 4校に対し各校3回の校内研修等に講師を派遣。
- 7 学力状況調査(高1、2年生対象)による「震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態」等についての把握
令和元年度の学力状況調査結果から、震災後の心と体の安定については、概ね前年度と比べ大きな差は見られないが、学校生活への満足度や集中して勉強できている者の割合が上昇しており、前年度に比べても安定した生活を送るようになってきている。

	1年	2年
毎日同じくらいの時刻に就寝している	81.3%(81.2%)	80.4%(80.1%)
体調はよい	86.6%(86.7%)	85.0%(84.6%)
熟睡ができています	78.4%(77.9%)	76.7%(76.8%)
学校生活に充実感や満足感がある	80.8%(79.2%)	73.5%(71.4%)
集中して勉強ができています	66.3%(61.7%)	58.8%(54.4%)

()内はH30年度

《今後の課題》

- 心のケアに対応する人材のニーズが高まってきているが、本県では、被災という特殊な環境に係る留意を要する点で、高いスキルを有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び電話相談員等の確保が必要である。
- 震災から9年となるが、震災後の学習環境の整備の遅れや、家庭環境の変化などに起因する影響を児童期に受けた生徒を今後も丁寧かつ注意深く見守っていく必要があることから、長期的な視点に立ち、現在の取組を今後も継続していく必要があるが、予算として充当している復興予算の確保が不透明であり、今後の継続が難しくなっている。

《令和2年度以降の取組》

- SNSを活用した相談について、ゴールデンウィーク期にも相談期間を設定したり、私立学校の生徒も対象とするなど、相談体制の充実に努める。

○SCやSSWの研修を充実させるとともに、会議の精選を図り、学校への配置日数確保に努める。

【担当：教育庁 生涯学習課】

《取組内容》

家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境整備に取り組む。地域と学校をつなぐコーディネーター及び地域活動の支援者等の人材育成、協働教育の普及・啓発、子供の教育活動を支援する企業・団体等とのネットワーク構築、市町村への補助事業の実施を通して、各市町村における「地域学校協働活動」の充実を図るとともに、「地域学校協働本部」の組織化に取り組んだ。また、東日本大震災による被災地の自律的な復興に向けて、子供の学びを核とした地域住民のネットワークの構築と地域コミュニティの再生を図った。復興庁「被災者支援総合交付金」の交付対象事業「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業〈文部科学省〉」を活用。(継続)

《成果（取組結果）》

県内各地において、子供たちの安全な居場所づくりや体験活動、地域住民との交流活動等、地域の実情に応じた「地域学校協働活動」の充実が図られた。

20市町村において、地域学校協働活動の推進組織となる42の「地域学校協働本部」が設置され、学校を核とした地域のネットワークが構築され、地域コミュニティの再生につながっている。

《今後の課題》

新学習指導要領の完全実施に向け、「社会に開かれた教育課程」の学校への啓発と、それを実現するための基盤となる組織体制の整備が必要である。

「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」は令和2年度が終期となる。令和3年度以降は文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」(1/3国庫補助)への移行に向けて、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が求められており、協働本部の整備と地域学校協働活動推進員の配置がさらに必要となっている。

《令和2年度以降の取組》

①コーディネーターによる地域学校協働体制の整備を図る

コーディネーターを配置し、ボランティアスタッフ等と共に地域と学校の連携・協働を図ることによって、子供たちの学習環境の充実を図るとともに、地域住民との交流活動を通して、安心して学ぶことができる環境づくりを推進する。

②地域学校協働活動の総合化・ネットワーク化を進め、活動の充実を図る

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。(学校支援活動、放課後子供教室、家庭教育支援活動、地域活動、地域未来塾)

事項名：(8) 共生社会の形成の推進

意 見 の 内 容

(本県の取組状況)

本県では、「宮城県男女共同参画基本計画(第三次)」に基づき男女共同参画社会の実現に向けた取組を、また、「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき多文化共生社会の形成推進のための取組を、従来からそれぞれ進めているほか、障害を理由とする差別の解消などを内容とする「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(仮称)」の制定を目指した検討も進めているところである。

(共生社会の形成と多様性への配慮)

来年(令和2年)には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、本県にも国内外から多くの方々を訪れることが予想される。これを機に、障害の有無や、国籍、性別、年齢などに関係なく、誰もが安心して暮らせる共生社会の形成に向け、「多様性」に十分に配慮しながら、各取組に一層注力されたい。

(男女共同参画の推進)

男女共同参画に関して、県の審議会等における女性委員登用の割合が停滞気味であるが、各審議会等における委員構成の硬直化によるものと考えられることから、公募委員の導入・増員など新たな工夫を積極的に取り入れられたい。また、男女共同参画基本計画(第三次)の第一章5「計画の推進」において『社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進していくために、県のすべての事業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します』とあるように、特定の事業だけではなく県の全ての事業において、常にそうした配慮を行いながら事業を推進するよう、留意されたい。

対 応 の 状 況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

○附属機関等の設置・運営に関する基本方針では、構成員の継続選任は幅広く県民各層の意見を反映させるという観点から慎重に行うことと規定されており、所管所属に対して

構成員選任の適正化を促していく。(継続)

《成果（取組結果）》

- 庁内イントラでは、公募による構成員の選考や委嘱替えの際の積極的な女性委員の登用を促した。
- 特に新規設置を予定する附属機関等については、事前相談の対応段階で公募委員の設定検討を促し、令和元年4月1日時点の新規設置として議会報告した附属機関1件について、公募委員1名が登用された。

《今後の課題》

- 附属機関の中には、構成員の資格要件や専門性の関係から女性委員の選定や公募制の導入が難しい場合がある。
- 構成員選任の適正化を進めるため、環境生活部とも連携して取組を推進していく必要がある。

《令和2年度以降の取組》

- 公募委員の登用をはじめ構成員選任の適正化については、附属機関等の設置・運営に関する基本方針を通知等で周知徹底に取り組む。
- 女性委員の登用については、環境生活部が整備する「宮城県女性人材リスト」を活用するなど、連携して働きかけを行っていく。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- 宮城県男女共同参画施策推進本部会議を令和元年8月に開催し、本部長（知事）から、更なる女性委員の登用と男女共同参画の視点に配慮した事業の推進について、各部局長がリーダーシップを発揮し取り組むよう指示した。(継続)
- 男女共同参画施策推進本部幹事会及び各部局主管課長会議を令和元年7月に開催し、審議会等への女性委員の登用状況の進捗状況等を議題とし、環境生活部長から各部局に対し、目標達成に向けた更なる登用推進について依頼した。(継続)
- 庁内における審議会等への女性委員の登用状況について、登用推進が着実に図られるよう、各部局主管課へ情報提供し、情報共有を行っているほか、審議会等の委員候補の選任の際には、事前協議により進捗管理を実施した。(継続)
- 様々な分野で活躍している女性人材のリスト（「宮城県女性人材リスト」）を整備し、県や市町村の審議会等委員の選定の際に情報提供を行い、女性委員の登用を促進した。(継続)
- 男女共同参画推進のためシンポジウムやセミナーを市町村と共催で開催したほか(継続)、シンポジウム開催では他事業と連携し平成30年度に開催したフォーラム「WIT 2018 宮城」の継承事業として位置付けて普及啓発を図った。(新規)
- 「みやぎ男女共同参画相談室」において、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）についての相談対応を実施したほか、県や市町村、各種相談窓口の職員を対象としたLGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努めた。(継続)
- 「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、ホームページで認証企業の公表や取組を紹介し、イベント等で制度説明の機会を設けたほか、保健福祉部との共同により、特に優れた取り組みをしている企業を「いきいき男女・ここに子育て応援企業」として知事表彰を実施した。(継続)

《成果（取組結果）》

- 「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」（計画期間 H29～R2。「女性活躍推進法」で地方公共団体において策定を努力義務としている「推進計画」としても位置付け。）に基づき、12項目の目標値の達成に向け、各種施策を展開し、進捗状況及び施策の実施状況を取りまとめ、令和元年9月議会に報告し、公表した。
- 女性委員の登用については、様々な機会を通じて周知徹底を図ったことにより、登用の推進について全庁で一層の浸透が図られ、平成31年4月1日現在の登用率については39.1%（前年比1.1%増）となった。
- 「女性のチカラを活かす企業」認証制度では、「宮城県建設関連業務総合落札方式」の評価項目（価格以外）として認証制度が追加（令和2年4月1日以降の入札公告から適用）され、認証制度の認知度が向上し、令和元年度末の認証企業数は308社（うち新規認証30社）となり、昨年度比（290社）で18社の増加となった。

《今後の課題》

- 県内における男女共同参画の取組は少しずつ広まってきてはいるが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等には根強いものがあり、県内全域に浸透しているとは言えない状況にある。
- 「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」における目標値の計画期間内での達成に向け、各種施策を展開する必要がある。特に「女性委員の割合45%」を達成するため、委員の推薦を依頼している団体の一層の理解促進や委員候補となる女性人材の発掘を図る必要がある。
- 市町村における「男女共同参画社会基本法に基づく計画」の策定について、未策定の市町村もあることから、「女性活躍推進法に基づく推進計画」とともに、その策定をより一層促し、市町村における男女共同参画の取組を促進する必要がある。

《令和2年度以降の取組》

- 男女共同参画の推進のためには、組織のみならず業務を担当する職員それぞれが男女共同参画の視点を踏まえ、問題意識を持ちながら対応していくことが重要なことから、取組に当たっては、県のみならず県民、事業者、市町村など様々な主体と連携し、協働を一層進めていく。
- 「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」における目標値の計画期間内での達成に向け、男女共同参画の視点に配慮しながら全庁を挙げて各種施策を展開していく。
- 庁内における審議会等への女性委員の登用推進が着実に図られるよう、登用状況について各部局主管課へ情報提供し、情報共有を図るとともに、「宮城県女性人材リスト」の活用促進等により計画的な審議会等委員の選任を実施する。
- 経済団体や各種団体等とともに設立した「みやぎの女性活躍促進連携会議」構成団体等に対し、審議会等委員の女性の適任者の積極的な推薦と「宮城県女性人材リスト」に登載する女性人材の推薦を継続して依頼する。
- 「みやぎ男女共同参画相談室」における、男女共同参画に関する諸問題やLGBT（性的マイノリティ）について、県民が気軽に相談できる相談窓口として適切に運営するほか、引き続き、LGBT講座を開催し、正しい理解・配慮について啓発活動に努める。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】

《取組内容》

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」（仮称）の制定の検討を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

条例の制定に当たり、障害当事者に加え、事業者等（学識経験者、商工・労働関係者、交通事業者等）を構成員とした検討会を設置し、令和元年8月から令和2年1月まで計6回開催し、多様な意見を伺い報告書にとりまとめた。

《今後の課題》

検討会の報告書に両論併記された事項等について、国における法改正の議論を注視しつつ慎重に検討する必要がある。

《令和2年度以降の取組》

検討会の報告書を尊重しながら条例の素案の作成を行い、関係団体へのヒアリングやパブリックコメントを実施して、丁寧な意見集約に努めながら、条例の制定を進めていく。

【担当：経済商工観光部 国際企画課】

《取組内容》

多文化共生社会を推進するため、「意識の壁」の解消に向け、シンポジウムの開催（継続）や多文化共生地域会議の開催（新規）、「言葉の壁」の解消に向け、災害時通訳ボランティア整備（継続）、「生活の壁」の解消に向け、みやぎ外国人相談センターの設置・機能拡充（一部新規）や有識者会議による意見交換（新規）、技能実習生等と地域との交流イベント（継続）など各種事業を実施した。

《成果（取組結果）》

3つの壁の解消に向け上記事業を総合的に実施した結果、外国人が地域で安心して生活できる災害時の支援体制整備や、生活全般に対する相談体制の更なる機能強化など、多文化共生社会の実現に向け、一定程度進展したものと考えられる。

《今後の課題》

多文化共生社会の推進においては市町村との連携が不可欠であるが、市町村における外国人住民のサポート体制や施策の進捗は様々であることから、今後更なる連携強化に向け、県として必要な支援を行う必要がある。

また、今後も外国人県民数の増加や国籍の多様化が見込まれるなど、外国人県民を取り巻く状況の変化も想定されることから、こうした現状や課題に的確に対応することが求められる。

《令和2年度以降の取組》

「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき、多文化共生社会の更なる推進に向け各種事業を着実に実施し、外国人県民等が地域で安心して生活できる環境づくりを推進していく。

前年度基金運用状況審査意見に対する執行部の対応状況

事項名：(1) 高等学校等育英奨学資金貸付基金について

意見の内容
<p>高等学校等育英奨学資金貸付基金の奨学資金貸付金償還金の収入未済額が約3億1千7百万円で、前年度に比べ約4千万円増加し、各種対策を講じているものの、増加傾向に歯止めがかからず、今後の貸付に支障が生じることが危惧される。</p> <p>引き続き、収納促進策を講じるほか、貸付時の本人及び連帯保証人への条件説明を徹底するなど新たな収入未済の発生抑制に積極的に取り組むとともに、連帯保証人への適時・適切な請求等や債権回収業務委託の活用など、今後の債権管理に万全を期されたい。</p>
対応の状況
<p>【担当：教育庁 高校教育課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○償還方法については、原則口座振替としているが、残高不足や口座を解約した場合など、償還期日に口座振替できない場合に、振込用紙同封の督促状を送付し納付を促した。(継続) ○未納状態が継続している者には、年2回、未納額総額を明記した納付催告書を送付し納付を促した。さらに、6か月以上の滞納者に対しては、その連帯保証人宛に催告文書を送付し納付を促した。(継続) ○平日昼間に電話が繋がらない者に対しては、朝夕に電話による督促を行ったほか、訪問による督促を行った。(継続) ○滞納者が納付したい時にタイミングを逃さず受領できるよう、就学支援チームの職員全員を現金取扱員に指定した。(継続) ○償還口座について、借受者口座と連帯保証人口座のいずれかを選択できることとした。(継続) ○住所の異動を届けずに転居した者など、所在不明な滞納者に対しては、住民基本台帳ネットワークシステムや戸籍の公用請求等により転居先を調査し、速やかに督促を行った。(継続) ○償還方法について、借受者が償還しやすいよう、月賦償還、半年賦償還、年賦償還、月賦と半年賦償還の併用償還の4種類の方法を選択可能としている。なお、納付相談等により、一時的に償還困難な状況が判明した滞納者に対しては、その滞納額をさらに分割して納付することを可能としている。(継続) ○生活保護、失業中、育児休業等で無給・減給など、経済的困窮等により償還が困難な借受者に対しては、償還の猶予申請を案内し、新たな収入未済の発生抑制に努めた。(継続) ○高等学校校長会や高等学校教育関係所管事務説明会など、県内高校の管理職等が参集する会議において、収入未済が増加している状況を説明し、申請時の面談や決定時の交付式の場では、償還金が新たな奨学資金の貸付原資になっていること、その償還が滞ると制度の運用に支障を来すことから就労後は滞りなく償還することを、奨学生に対して丁寧に説明するよう依頼した。(継続) ○債権回収会社(サービサー)へ業務委託を行い、回収困難案件の回収に取り組んだ。(継続) ○収入未済縮減に向けた取組を確実に推進するため、「高等学校等育英奨学資金収入未済縮減に向けた取組方針」(以下「取組方針」という。)を策定した。(継続) ○私立高校など、収入未済の割合が高い高校を訪問等し、現状の認識や、償還の重要性を理解し奨学生としての自覚を持たせる指導を行うよう協力を要請した。(継続) <p>《成果(取組結果)》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過年度の収入未済のうち、64,224,928円を回収し、収入未済の縮減に努めた。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該貸付金は、国の特殊法人等整理合理化計画により旧日本育英会から移管され、平成17年度から県事業として貸付を開始した事業であり、最初の大学卒業生が発生した平成24年度から償還対象者が増加し、それに併せて収入未済も大幅に増加している。 ○貸付金の償還は、10年程度の長期間で行われているが、償還対象者のうち、例年約2割強の方が未納になっているのが現状である。 ○この割合を減少させるため、貸付時においては、「貸付を受ける(返済を要する)」という自覚を強く持つこと、償還が新たな貸付金の原資になることなど、制度の趣旨を丁寧に説明していく必要がある。 ○また、貸付後においては、債権管理を徹底するとともに、滞納案件に対しては取組方針に基づき、初期段階で速やかに督促状や電話等で納付を促し、滞納を長期化させない対応を確実に行う必要がある。 ○さらに、近年、償還対象者及び連帯保証人が自己破産する案件が増加していることから、その対応を整理する必要がある。 <p>《令和2年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取組方針に基づき、滞納者や連帯保証人に対して、督促状の送付、電話による督促、納付催告書の送付などの対応を行うとともに、訪問督促については、滞納者のほか、連帯

保証人に対しても積極的に行っていく。
○債権回収会社（サービサー）への業務委託による回収を拡充していく。

